

**福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び  
管理に関する条例**

**運用マニュアル**

令和8年6月

福島市 環境部 環境政策課

目 次	ページ
1 前文 第1条 目的	9
2 第2条 定義	11
3 第3条 市の責務	18
4 第4条 発電事業者の責務	19
5 第5条 太陽光発電施設の禁止区域	21
6 第6条 風力発電施設の禁止区域	22
7 第7条 事前協議	27
8 第8条 近隣住民等への説明及び意見の聴取	35
9 第9条 費用の確保	38
10 第10条 設置許可	39
11 第11条 許可基準	42
12 第12条 標識の設置	70
13 第13条 関係書類の保存及び閲覧	72
14 第14条 設置工事着手届	74
15 第15条 設置工事完了届	75
16 第16条 完了検査	76
17 第17条 変更許可	78
18 第18条 非常時の連絡先の公表	84
19 第19条 定期報告	86
20 第20条 維持管理及び保守点検	88
21 第21条 事故等の報告	93
22 第22条 撤去開始届	94
23 第23条 撤去完了届	96
24 第24条 許可事業の廃止	97
25 第25条 原状回復	99
26 第26条 地位の承継等	100
27 第27条 報告の徴収	102
28 第28条 立入検査	103
29 第29条 指導及び助言	104
30 第30条 勧告	105
31 第31条 措置命令	107
32 第32条 違反事実の公表等	108
33 第33条 許可の取消し	109
34 第34条 審議会への諮問	110
35 第35条 手数料	115
36 第36条 情報の開示	117
37 第37条 国又は地方公共団体の特例	120
38 第38条 委任	122
39 附則第1項 施行期日	123
40 附則第2項 適用関係	124

4 1	附則第3項、第4項	既存施設等の届出	127
4 2	附則第5項、第6項	既存事業者の地位の承継	131
4 3	附則第7項	既存施設の標識の設置	132
4 4	附則第8項	既存施設の非常時の連絡先の公表	134
4 5	附則第9項	既存施設の維持管理	136
4 6	附則第10項	検討	140

〔資料集〕

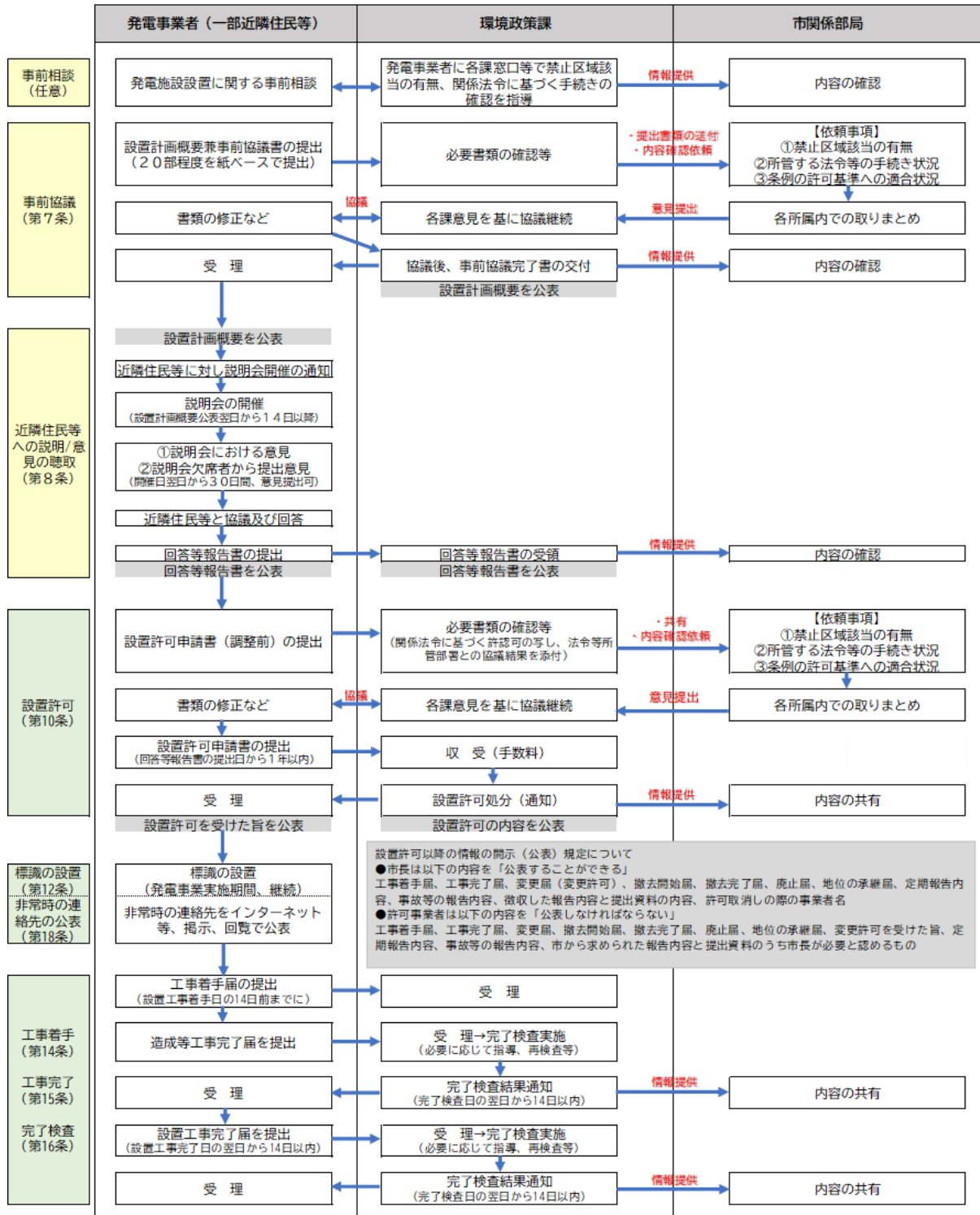
1	福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例	142
2	福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則	154

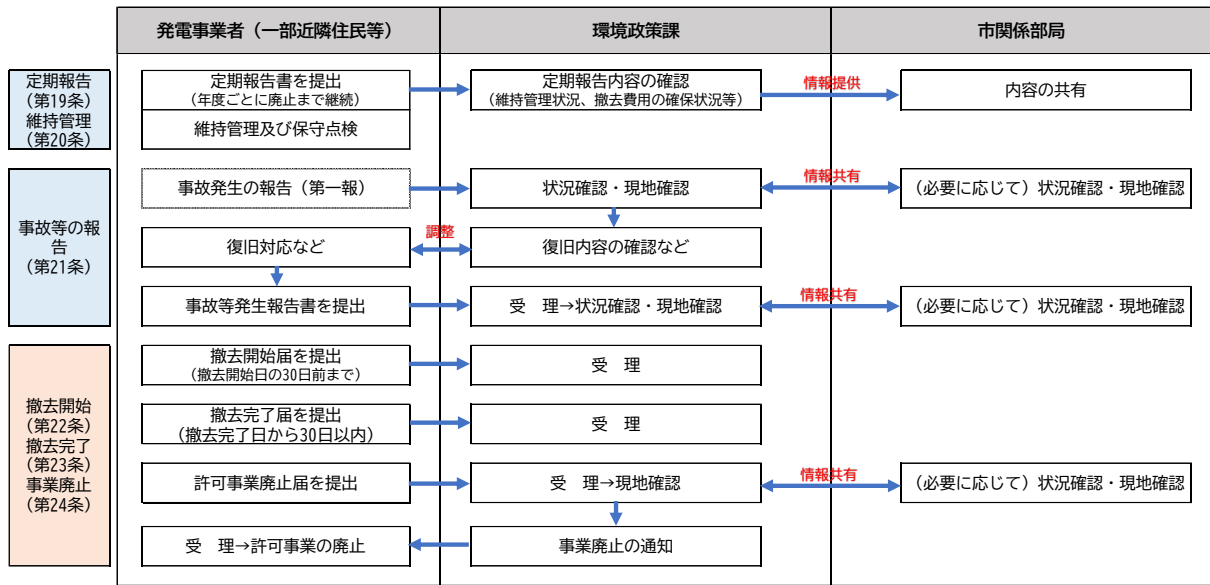
〔様式集〕 <様式は福島市HPからダウンロードが可能>

様式第1号	設置計画概要兼事前協議書
様式第2号	禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書
様式第3号	近隣住民等範囲説明書
様式第4号	設計説明書兼工事計画書
様式第5号	再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書
様式第6号	再生可能エネルギー発電施設撤去計画書
様式第7号	事前協議完了書
様式第8号	回答等報告書
様式第9号	設置許可通知書
様式第10号	設置許可申請書
様式第11号	防災計画書
様式第12号	設置工事着手届
様式第13号	設置工事完了届
様式第14号	造成等工事完了届
様式第15号	完了検査結果通知書
様式第16号	変更許可申請書
様式第17号	変更許可通知書
様式第18号	軽微変更届
様式第19号	(その1) 定期報告書…許可事業者用 (その2) 定期報告書…既存事業者用
様式第20号	事故等発生報告書
様式第21号	撤去開始届
様式第22号	撤去完了届
様式第23号	許可(既存)事業廃止届

様式第24号 許可事業承継届  
様式第25号 身分証明書  
様式第26号 許可取消通知書  
様式第27号 国等に係る事前協議書  
様式第28号 既存施設届  
様式第29号 既存施設変更届  
様式第30号 既存事業承継届

〔事前相談から許可事業の廃止までの一般的な流れ〕





### 〔既存施設とは（附則第2項関係）〕

条例の施行日（令和7年4月1日）前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設を条例では「既存施設」に位置づけています。

既存施設は、条例施行に伴い、新たに設置許可を要するものではありませんが、条例の一部の義務規定が適用されるほか、市の権限が及ぶこととなります。

また、既存施設を変更しようとした場合は、新たに設置許可を要する場合や、変更そのものが認められない場合もありますので、注意が必要です。

なお、既存施設に該当する再生可能エネルギー発電施設は、以下の①～③のいずれかを指します。

①令和7年4月1日（条例施行日）前に設置工事が完了しているもの

②令和7年4月1日に設置工事中であり、以下の全てに当てはまるもの

- ・ 施行日前に再生可能エネルギー発電施設の工事工程表等の工事計画が作成され、当該工事計画に基づき継続して工事（※調査、測量その他の準備行為を除く。）が行われていること。
- ・ 設置工事が設置に係る関係法令等に基づいた手続きの完了後に実施されていること。
- ・ 事業区域内の土地又はその土地にある建築物その他の工作物について、それらに権利を有する者の同意を得ていること。

③環境影響評価法の規定により方法書及び方法書を要約した書類を県知事等に送付しているもの（風力発電施設に限る。）

※準備行為：現地調査、測量、資材・車両の搬入、丁張り等の準備工、発電施設を構成する設備や工作物等の製造等。

〔既存施設に対して条例の適用が及ぶ範囲（附則第2項関係）〕

既存事業者 の義務	①	施行後半年以内に既存施設の届出【附則第3項】
	②	既存施設に変更があった場合の届出【附則第4項】
	③	地位の承継の届出【附則第5項、第6項】
	④	令和7年内の標識の設置【附則第7項】
	⑤	非常時の連絡先の公表【附則第8項】
	⑥	土砂の流出等が発生しないよう、適正な維持管理【附則第9項】
	⑦	維持管理状況の定期報告【第19条第1項第1号】
	⑧	事故・災害発生時の復旧義務【第21条】
	⑨	事故・災害発生時の報告義務【第21条】
	⑩	既存施設撤去時に30日前までの届出【第22条】
	⑪	既存施設撤去後に30日以内に届出【第23条】
	⑫	発電事業廃止の届出【第24条第2項】
	⑬	廃止後の原状回復の努力義務【第25条】
	⑭	工事進捗や稼働状況に係る情報開示の努力義務【第36条第5項】
既存事業者 への市の権限	①	報告の徴収【第27条】
	②	立入検査【第28条】
	③	指導及び助言【第29条】
	④	定期報告・維持管理・事故の報告・資料の提出等をしない場合の勧告【第30条】
	⑤	勧告に従わない場合の措置命令【第31条】
	⑥	措置命令に従わない場合の違反事実、氏名、住所の公表等【第32条】
	⑦	福島市環境審議会への諮問【第34条】

【凡例】

- ・ 条例：福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（令和7年条例第13号）
- ・ 規則：福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則（令和7年規則第40号）
- ・ 再エネ特措法：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）



： 条例による規定



： 規則による規定



： 重要事項

## 1 前文・第1条 目的

### 〔前文〕

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、木々の緑や田、くだもの畑が広がる田園風景は、市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景です。森林や田畑に恵まれた郷土の自然環境は、災害から市民を守り、水資源を涵(かん)養し、また、多様な生物や歴史・文化を育くむ場となってきました。

しかしながら、近年、山あい到大規模太陽光発電や風力発電の施設設置が相次ぎ、ふるさとの自然環境が失われつつあります。それにより、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、住処を追われた野生動物が里に出て被害を与えるなど、地域の安全安心に対する市民の懸念が高まっています。また、市民が親しんできた美しい山々や田園風景といったふるさとの景観が損なわれるおそれがあります。

気候変動の影響から豪雨等による災害が多発する中、ゼロカーボンに向けた取組は加速していかなければなりません。ゼロカーボンの実現のために郷土を犠牲にすることはできません。私たちには、美しく豊かで安全安心なふるさとを将来世代へと継承していく責任があります。

福島市は、令和5年8月31日「ノーモア・メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～」を宣言し、山地への大規模太陽光発電施設の設置は望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーの導入には積極的に取り組むことを表明しました。

しかし、その後も山地への再生可能エネルギー発電施設の設置を目指す動きは絶えず、このままではふるさとの崩壊を招きかねません。

このため、本条例に再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関し必要な事項を定め、美しく豊かで安全安心な環境を守り、次世代へと継承しながら、ゼロカーボンに向けた取組を推進することとします。

### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的とする。

### (趣旨)

第1条 この規則は、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例(令和7年条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (1) 条例制定の背景

再エネ特措法に基づき、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）が創設されて以降、本市では、太陽光発電施設をはじめとした、再生可能エネルギー発電施設の導入が急速に進みました。特に山地等への大規模太陽光発電施設（メガソーラー）の設置による景観悪化だけでなく、森林の伐採により、山地の保水力の低下などから土砂災害発生の懸念など様々な問題が顕在化してきました。

こうした中、令和5年8月に「ノーモア・メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～」により、山地への大規模太陽光発電施設の設置をこれ以上望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーの導入には積極的に取り組むことを宣言しました。

また、この宣言の趣旨に基づき、「福島市の豊かな自然と魅力ある景観を次世代へ守り継ぐための太陽光発電施設の適切な設置等に関するガイドライン」を改正しましたが、その後も山地への大規模太陽光発電施設の設置を目指す動きは絶えず、このままではふるさとの崩壊を招きかねない状況となりました。

このため、本市の美しく豊かで安全安心な環境を守り、次世代へと継承しながら、本市の特性を活かした地域共生型の再エネを最大限導入するなど、ゼロカーボンに向けた取組を推進するため条例の制定に至りました。

## (2) 条例の保護法益

- ・災害の防止
- ・水資源の涵養
- ・景観と歴史文化の保全
- ・生息動物の保護
- ・獣害の防止等

「市民の生命・財産を守り」  
「本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐ」  
+  
「適正な再生可能エネルギー発電施設の導入促進」

## (3) 再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理

再生可能エネルギー発電施設の設置段階だけでなく、設置工事後の稼働段階、発電事業終了後の撤去・廃止段階に至るまで地域との共生・調和を図る必要があることから、条例では、設置のための許可基準に加え、設置許可の事前手続きや管理に関する義務規定等を定めています。

## 2 第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電施設及び風力発電施設をいう。
- (2) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための施設及びその附帯設備で、出力が10キロワット（2以上の施設を同一事業区域に設置する場合にあっては、当該施設の出力の合計が10キロワット）以上のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物、同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物、福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び福島市文化財保護条例（昭和34年条例第7号）第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物を除く。以下この条において同じ。）に設置されるもの
  - イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の環境施設として設置されるもの
  - ウ その他市長が別に定めるもの
- (3) 風力発電施設 風力を電気に変換するための施設及びその附帯設備をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの
  - イ その他市長が別に定めるもの
- (4) 発電事業 再生可能エネルギー発電施設を設置（再生可能エネルギー発電施設を設置するための竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成を含む。以下同じ。）する事業若しくは再生可能エネルギー発電施設により電気を得る事業又はその両方をいう。
- (5) 発電事業者 発電事業を実施する者をいう。
- (6) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電施設に附属する管理施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）をいう。ただし、規則で定めるところにより一体的な土地利用と認められる区域は、事業区域に含めるものとする。
- (7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。
  - ア 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、市長が必要と認める場合は、当該距離を再生可能エネルギー発電施設の規模に応じて市長が別に定める距離とすることができる。
  - イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者
  - ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

- エ 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者
- オ 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者
- カ 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員

（事業区域）

第2条 条例第2条第6号ただし書に規定する一体的な土地利用と認められる区域は、次に掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 発電事業者に同一性が認められること。
- (2) 発電事業の開始時期に同時性が認められること。
- (3) 発電事業を実施する区域が一体であり、又は近接していること。

（1）再生可能エネルギー発電施設

条例の適用を受ける再生可能エネルギー発電施設は、太陽光発電施設及び風力発電施設を指し、その他の発電施設は対象とはなりません。

（2）太陽光発電施設

太陽光発電施設とは、太陽光を電気に変換するための施設及びその附帯設備で、出力が10キロワット以上のものが対象となります。

ただし、同一事業区域に2つ以上の施設を設置する場合や複数の事業区域の土地利用が一体であり1つの事業区域として取り扱われる場合は、当該施設の出力の合計が10キロワット以上となれば、条例の適用を受けることとなります。

〔太陽光発電施設の範囲〕

- ①太陽光を電気に変換するための施設  
太陽電池モジュール及びそれを支持する架台等
- ②附帯設備  
パワーコンディショナーや接続箱等

〔条例の適用を受けない太陽光発電施設〕

- ①出力が10キロワット未満のもの
- ②重要文化財等に指定された建造物等（※）を除く、建築物に設置されるもの  
※文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物並びに同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物、福島県

文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建築物及び福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建築物を指します。(以下、同じ)

③工場立地法に基づき設置される環境施設として設置されるもの

④その他市長が別に定めるもの

現時点では定めておらず、将来的に検討します。

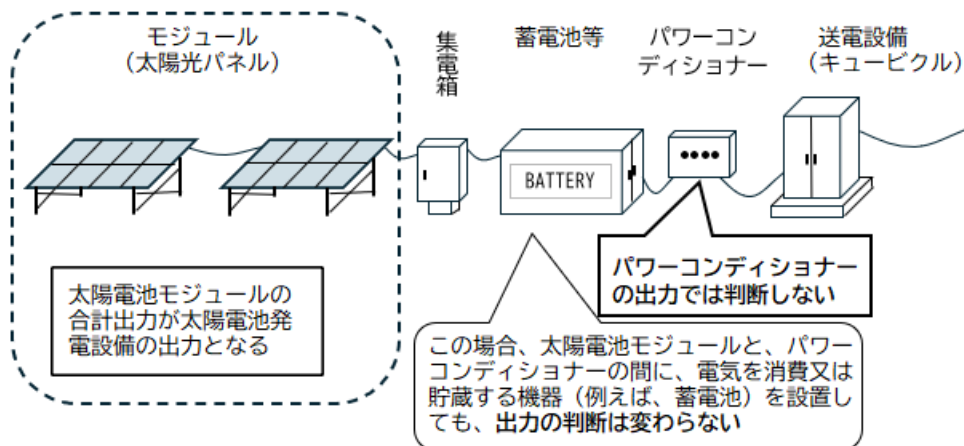
〔出力の考え方〕

太陽光発電施設の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力（DC）で判断します。

ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力（AC）で判断しても良いこととします。

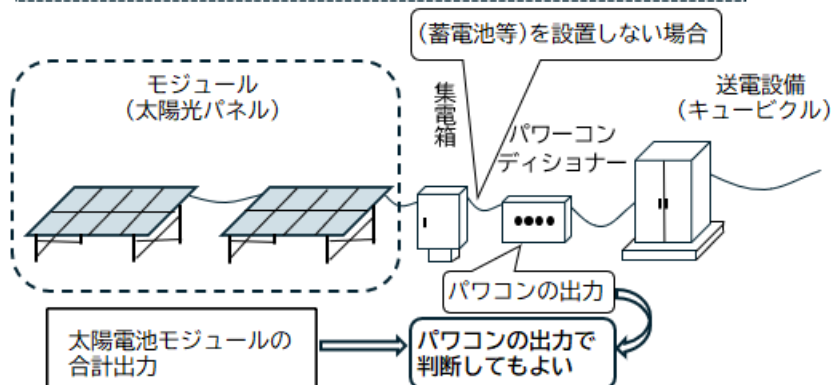
原則

太陽電池発電設備の出力は、太陽電池モジュールの合計出力で判断。



例外

ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に電気を消費又は貯蔵する機器（蓄電池等）を接続しない場合は、パワーコンディショナー（パワコン）の出力で判断してもよい



### (3) 風力発電施設

風力を電気に変換するための施設及びその附帯設備で、全ての規模のものが対象となります。

〔風力発電施設の範囲〕

①風力を電気に変換するための施設

風車及びそれを支持する工作物

②附帯設備

電力変換装置や変圧器等

〔条例の適用を受けない風力発電施設〕

①重要文化財等に指定された建造物等を除く、建築物に設置されるもの

②その他市長が別に定めるもの

現時点では定めておらず、将来的に検討します。

### (4) 発電事業

①再生可能エネルギー発電施設を設置する事業

②再生可能エネルギー発電施設により電気を得る事業

発電事業とは①、②のいずれか、または、両方を意味します。なお、①には、再生可能エネルギー発電施設を設置するための竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成工事が含まれます。

### (5) 発電事業者

(4) に定義する発電事業を行う者を指します。

### (6) 事業区域

事業区域とは、発電事業を行う一団の土地を指し、再生可能エネルギー発電施設に附属する管理施設、緩衝帯等に係る土地も含まれます。

また、複数の事業区域が一体的な土地利用と認められる場合は、1つの事業区域に含めるものとし、一体として本条例の適用を受けることとなります。

なお、ため池等の水面に太陽光発電施設を設置する場合の事業区域の範囲は、水面に設置する太陽電池モジュール（フロート部分を含む。）の水平投影面積に、陸上に設置する附帯設備に必要な土地を加えた区域とします。

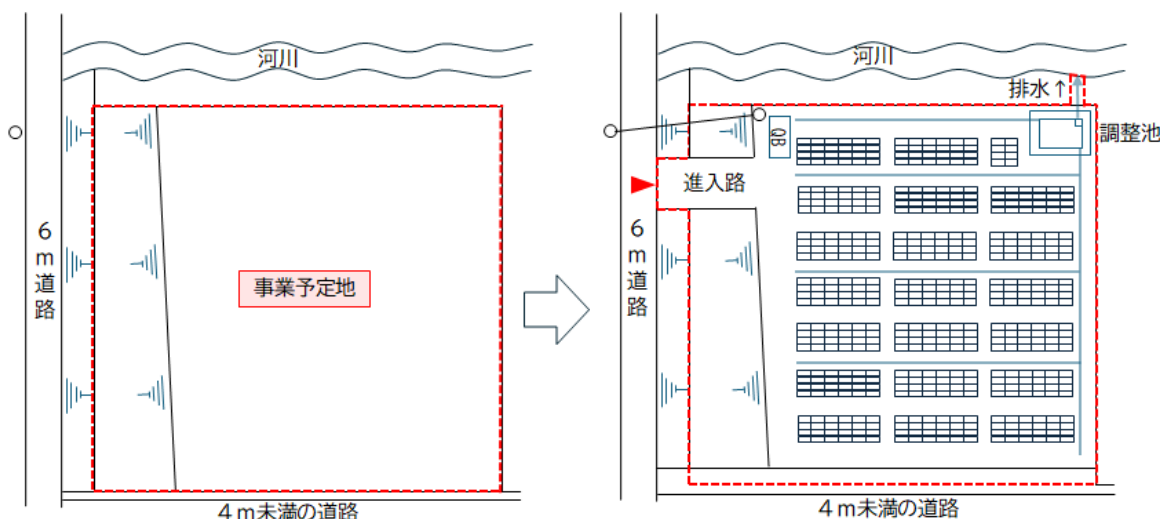
〔発電事業を行う一団の土地の範囲〕

再生可能エネルギー発電施設を設置及び管理する上で必要となる土地の区域であり、道路（建築基準法第42条各号に掲げる道路及び公衆用道路等の公に開放された道）から施設までの進入路（当該施設へのアクセスのために必要な管理道等）や土地を安定させるために造成する部分（法面や擁壁、排水施設等を含む。）も含まれます。

〔事業区域に含まれる土地の例〕

- ①再生可能エネルギー発電施設を設置する土地
- ②管理施設を設置する土地
- ③緩衝帯、柵、塀を設置する土地
- ④造成される土地（形質変更を伴う土地、法面、擁壁）
- ⑤排水施設、調整池、沈砂池を設置する土地
- ⑥管理用通路、進入路に利用される土地
- ⑦既存の道路を拡幅する場合の拡幅される土地
- ⑧新設される道路等の公共施設及び公共施設の用に供される土地
- ⑨発電事業を行うにあたり、道路、水路等の付け替え、廃止、払下げを受ける部分
- ⑩複数の事業区域がある場合で、一体性が認められる土地

<事業区域のイメージ>



〔一体的な土地利用と認められる区域の判断基準〕

条例における、一体的な土地利用と認められる区域の判断基準は、以下のとおりとして、①～③のいずれかに該当する場合は、それぞれの事業区域が一体的な土地利用と認められるため、同一の事業区域に含めるものとします。

①発電事業者の同一性

発電事業者の資本関係や事業譲渡関係、管理主体、地権者等が、個人と法人を問わず実質的に同一であるかにより判断します。

②発電事業開始時期の同時性

個々の再生可能エネルギー発電施設の設置工事の時期、送電網の接続時期、他法令に基づく許認可等の時期等により同時性を判断します。

③発電事業実施区域の一体性又は近接性

隣接地である場合のほか、設備、管理用通路、進入路、排水施設等が供用されるかにより判断します。

※柵や塀等で双方の事業区域が区切られた場合であっても、設備等が供用される場合は、同一性があるものと判断します。

(7) 近隣住民等

近隣住民等とは、再生可能エネルギー発電施設の設置により、主に災害等による影響が想定される者、景観に関する影響が想定される者、生活環境の影響が想定される者などを想定し範囲を設定しています。

①近隣区域（※）に居住する者、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者

※再生可能エネルギー発電施設の事業区域から一定距離以内の区域を指し、発電規模によりこの距離を以下のとおり定めています。

- ・ 低圧電源（出力50キロワット未満）の場合：概ね100m以内
- ・ 高圧電源（出力50キロワット以上）の場合又は特別高圧電源の場合  
：概ね300m以内
- ・ 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第1種事業に限る）  
：概ね1km以内

②賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

③事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

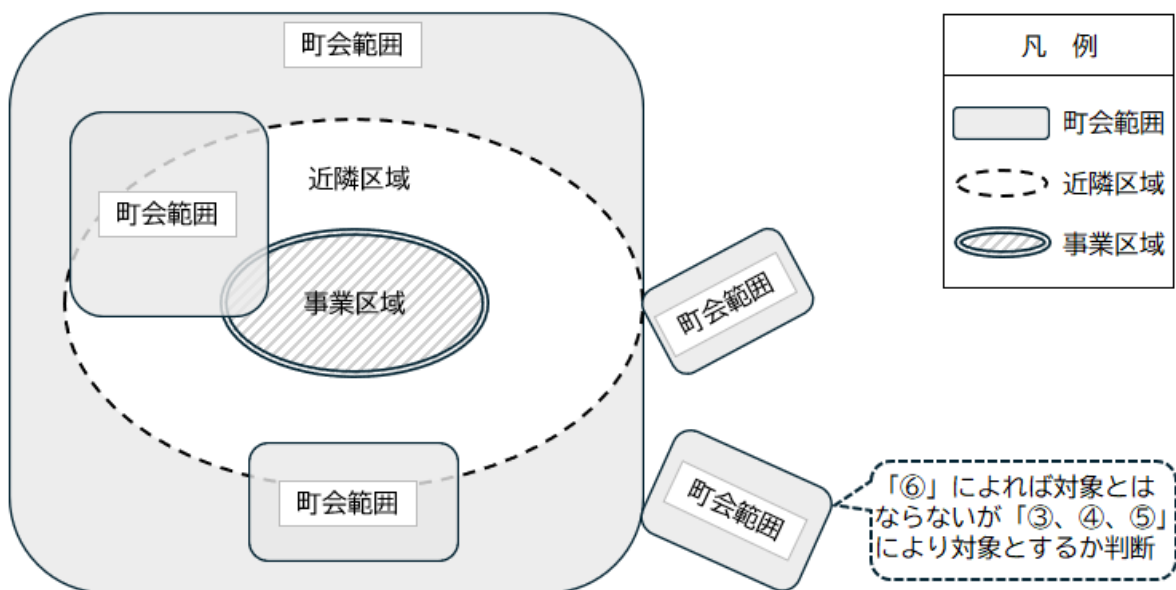
④発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

⑤発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者

⑥近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員

※③、④、⑤については、再生可能エネルギー発電施設の規模や設置個所や周辺の環境等によって、その影響度合いが変わることから、条例第7条に基づく事前協議において近隣住民等の範囲を協議事項としております。

[参考：近隣住民等に含まれる町会の範囲について]



### 3 第3条 市の責務

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

2 市は、再生可能エネルギー発電施設の設置又はその計画が、本市の区域外であっても市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、この条例の目的達成のため、周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講ずるものとする。

#### (1) 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、条例の規定を適切に運用する必要があるとともに、関係部局との連携や情報の共有を図り、新たな再生可能エネルギー発電施設の設置等に係る手続きや設置許可基準への適合状況などを適切に判断し、再生可能エネルギー発電施設の維持管理状況等についても把握する必要があります。

また、発電事業者に対する義務規定の履行状況を確認し、必要に応じて、条例に基づく行政指導及び行政処分を適切かつ円滑に実施することとなります。

#### (2) 周辺自治体との協力

市は、再生可能エネルギー発電施設の設置又はその計画が市域外であっても地域に影響を及ぼす可能性がある場合は、周辺自治体へ協力・連携を求める等必要な措置を行う必要があります。

#### (3) 市民との協力

市内に設置される再生可能エネルギー発電施設に関して、市が適切に把握することはもとより、再生可能エネルギー発電施設に起因する地域トラブルの発生に対しては、速やかに対処する必要があります。そのため、再生可能エネルギー発電施設の近隣住民等をはじめとした市民の皆様のご協力をいただきながら、早期発見、早期解決に努めることとします。

また、再生可能エネルギー発電施設の立地に起因する災害など地域の安全が脅かされるような事故等が生じた際は近隣住民等の不安に寄り添い、必要な対応に努めることとします。

## 4 第4条 発電事業者の責務

(発電事業者の責務)

第4条 発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止並びに自然環境及び景観の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 発電事業者は、近隣住民等との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

3 発電事業者は、発電事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決をするよう努めるものとする。

### (1) 関係法令の遵守

発電事業者は、発電事業の実施にあたり、条例や規則を遵守することはもちろんのこと、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る様々な関係法令についても遵守する必要があります。発電事業者の責任において、関係する法令等を所管する行政機関等へ問い合わせをするなど、手続きが必要か否かを確認する必要があります。

関係法令への適合状況については、条例に基づく事前協議や設置許可申請の際に「禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書」を提出いただくことで、再生可能エネルギー発電施設の設置に必要な諸法令に基づく手続きや適合状況を確認します。

### (2) 災害の防止、自然環境や景観の保全

発電事業者は、発電事業を実施する際、周辺環境等へ与える影響に鑑み、発電事業実施にあたり、再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域に起因する事故や災害等の発生を防止し、自然環境や景観の保全に関する必要な措置を講じるよう最大限努めなければなりません。

### (3) 近隣住民等との関係構築

発電事業者は、発電事業の実施にあたっては、地域との共生を図るため、再生可能エネルギー発電施設に起因する地域トラブルの発生を未然に防止するだけでなく、近隣住民等の不安払拭に努めなければなりません。

そのため、条例では、近隣住民等への説明会の開催を必須とし、非常時の連絡先の公表等の義務規定を設けているだけでなく、発電事業の実施にあたっては発電事業者が自ら当該再生可能エネルギー発電施設の設置状況、維持管理状況、災害発生防止措置等の情報を積極的に発信するよう努めなければなりません。

また、近隣住民等の求めに応じ、対話の機会を重視するなど、誠実な対応が求められます。

### (4) 苦情及び紛争の解決

発電事業者は、発電事業に関する苦情や紛争が生じた場合、近隣住民等の立場を尊重の上、苦情や紛争に対して十分な調査及び説明を行い、誠意をもってその解決をするよ

う努めなければなりません。

また、市は、必要に応じ、近隣住民等と発電事業者の双方に聞き取りを行うなどして、円滑に紛争等を解決できるようあっせんを行います。

## 5 第5条 太陽光発電施設の禁止区域

(太陽光発電施設の禁止区域)

第5条 発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次に掲げる区域のいずれかを含む場合には、太陽光発電施設を設置してはならない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域
- (6) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域
- (7) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
- (8) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域
- (9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区
- (10) 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域
- (11) 福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
- (12) 福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域
- (13) 福島市水道水源保護条例（平成14年条例第37号）第6条第1項の規定により指定された水源保護地域
- (14) 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第42号）第2条第1項に規定する風致地区
- (15) 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域
- (16) 前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域

## 6 第6条 風力発電施設の禁止区域

### (風力発電施設の禁止区域)

第6条 発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次に掲げる区域のいずれかを含む場合には、風力発電施設を設置してはならない。

- (1) 前条第1号から第4号まで、第9号、第13号及び第16号に掲げる区域
- (2) 前条第13号に掲げる区域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域

### (再生可能エネルギー発電施設の禁止区域)

第3条 条例第5条第16号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所
- (2) 土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域
- (3) 県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

### (1) 禁止区域の考え方

条例の第5条及び第6条では、条例の対象となる再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域を「禁止区域」として定めています。従って発電事業者は、事業区域の全部又は一部に「禁止区域」を含む場合は、再生可能エネルギー発電施設を設置することはできません。

事業区域とは、発電事業を行う一団の土地を指しますので、再生可能エネルギー発電施設の主要設備の設置個所を禁止区域から除外した場合であっても、事業区域全体で判断するものとします。

なお、太陽光発電施設と風力発電施設では、発電事業の実施により周辺環境へ与える影響が異なるため、禁止区域を区別して定めています。

### (2) 再生可能エネルギー発電施設の禁止区域一覧

No.	禁止区域	根拠法等
1	砂防指定地	砂防法
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
5	洪水浸水想定区域のうち家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法
6	河川区域	河川法
7	地域森林計画対象民有林・保安林	森林法
8	自然公園	自然公園法
9	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
10	国指定重要文化財等の建造物、国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法
11	県指定重要文化財の建造物、県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例
12	市指定有形文化財の建造物、市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例
13	水源保護地域	福島市水道水源保護条例
14	風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例
15	特に景観を保全することが必要な区域として別に定める区域	—
16	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

太陽光発電施設

風力発電施設	No.	禁止区域	根拠法等
	1	砂防指定地	砂防法
	2	地すべり防止区域	地すべり等防止法
	3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	4	土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	5	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	6	水源保護地域 同地域境界から風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	福島市水道水源保護条例
	7	土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	—

### (3) 規則等で定める禁止区域

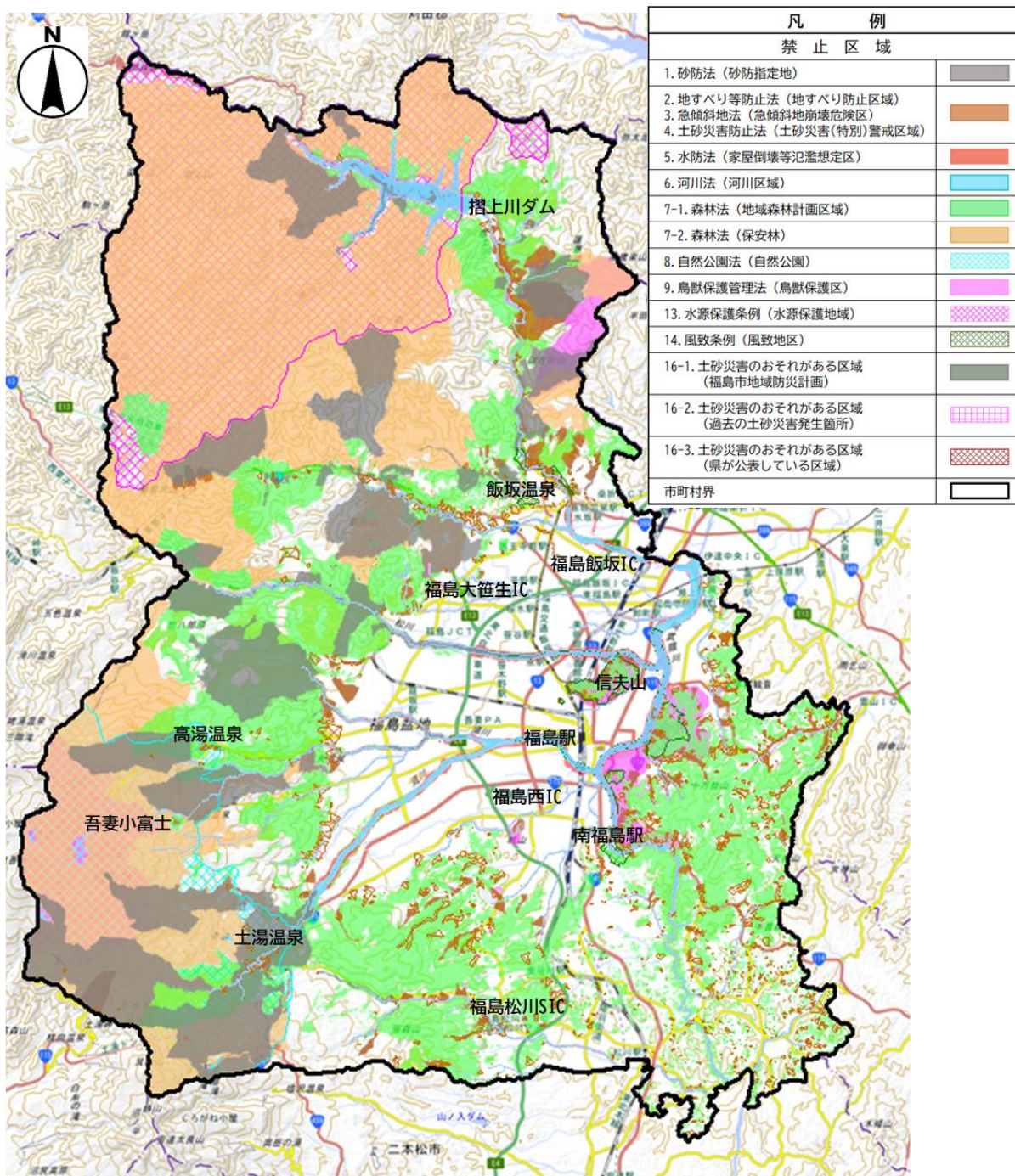
①特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域（太陽光のみ）  
現時点では定めておらず、将来的に検討します。

②土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域（太陽光・風力）

以下の区域を規則において禁止区域として定めています。

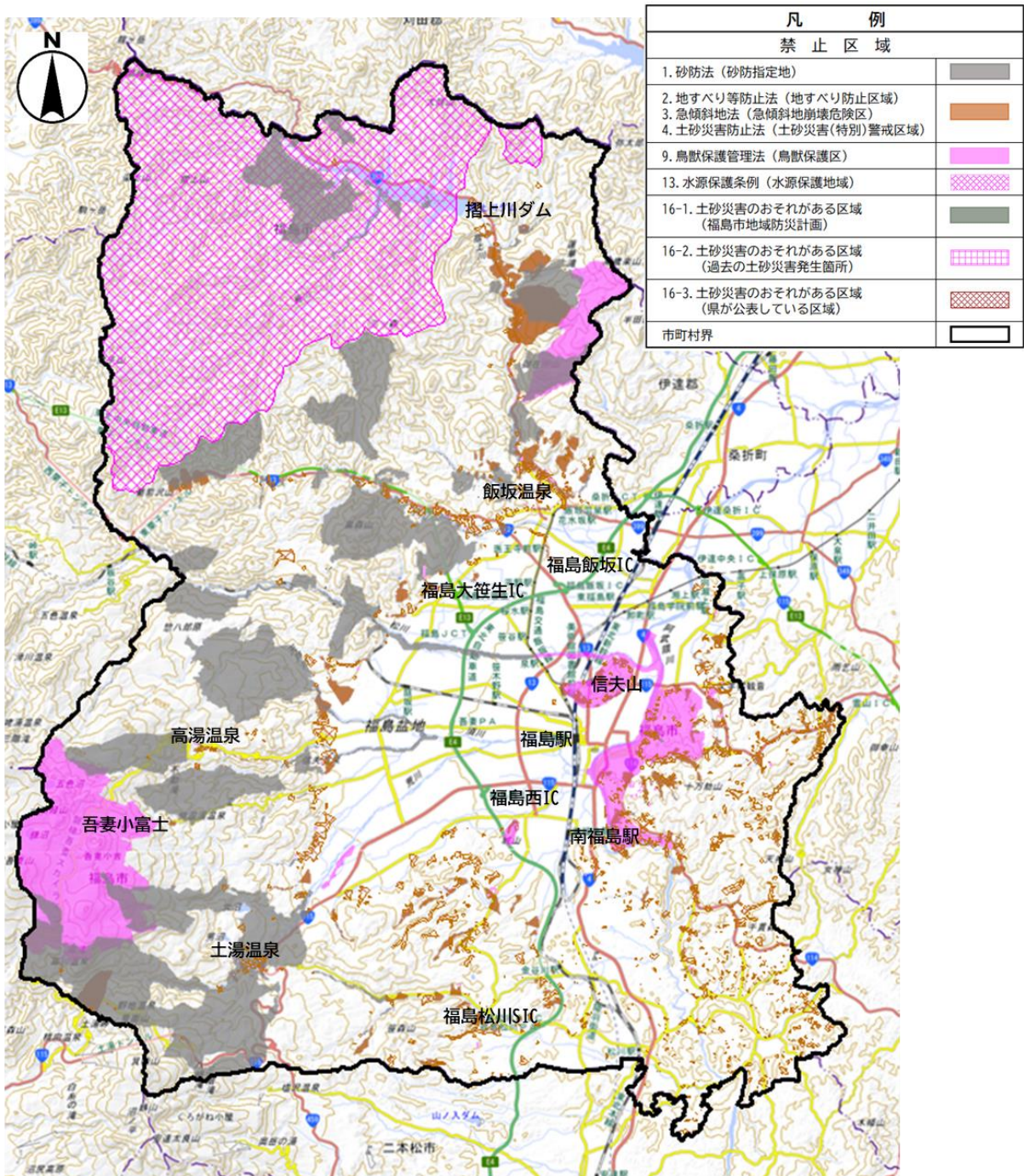
- ・市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所  
福島市地域防災計画における、「土砂災害警戒区域等（地すべり）」・「土砂災害警戒区域等（土石流）」・「土砂災害警戒区域等（急傾斜地崩壊）」の区域を指します。
- ・土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域  
過去に土砂災害発生箇所として「福島市土砂災害ハザードマップ」で記した区域を指します。
- ・県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所  
福島県が一定の抽出要件のもと、「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所」及び「土砂災害の危険性のある区域の明示（基礎調査結果の公表）」として公表している区域を指します。

#### (4) 太陽光発電施設の禁止区域図



この地図は地理院タイルを使用して作成しました  
 （禁止区域は、令和7年3月6日時点の情報を基にしています）

### (5) 風力発電施設の禁止区域図



この地図は地理院タイルを使用して作成しました  
 （禁止区域は、令和7年3月6日時点の情報を基にしています）

## (6) 禁止区域の確認部署一覧

No.	禁止区域	禁止区域 (条例・施行規則)	対象となる 発電施設の 区分	国・県担当部署	市担当部署
1	砂防指定地	砂防法第2条の規定により指定された土地	太陽光 風 力	福島県東北建設事務所 行政課	河川課 (総合治水係)
2	地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	太陽光 風 力	福島県東北建設事務所 行政課	河川課 (総合治水係)
3	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	太陽光 風 力	福島県東北建設事務所 行政課	河川課 (総合治水係)
4	・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	太陽光 風 力	福島県東北建設事務所 行政課	河川課 (総合治水係)
5	洪水浸水想定区域のうち 家屋倒壊等氾濫想定区域	水防法第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域	太陽光	福島県東北建設事務所 管理課	河川課 (総合治水係)
6	河川区域	河川法第6条第1項に規定する河川区域	太陽光	国土交通省福島河川国道事務所 (国管理) 福島県東北建設事務所 行政課 (県管理)	河川課 (総合治水係)
7	地域森林計画対象民有林	森林法第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域	太陽光	福島県東北農林事務所 森林土木課	農林整備課 (林務係)
	保安林	森林法第25条第1項の規定により指定された保安林	太陽光	福島県東北農林事務所 森林土木課	農林整備課 (林務係)
8	自然公園	自然公園法第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域	太陽光	福島県自然保護課 福島県東北地方振興局 県民生活課	—
9	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区	太陽光 風 力	福島県自然保護課 福島県東北地方振興局 県民生活課	—
10	国指定重要文化財等の建造物、 国指定史跡名勝天然記念物の区域	文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域	太陽光	福島県教育庁文化財課	文化振興課 (文化財保護活用係)
11	県指定重要文化財の建造物、 県指定史跡名勝天然記念物の区域	福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域	太陽光	福島県教育庁文化財課	文化振興課 (文化財保護活用係)
12	市指定有形文化財の建造物、 市指定史跡名勝天然記念物の区域	福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域	太陽光	—	文化振興課 (文化財保護活用係)
13-1	水源保護地域	福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域	太陽光 風 力	—	環境衛生課 (環境保全係)
13-2	水源保護地域境界から風力発電施設の最高 地上高に相当する距離以内の区域	福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	風 力	—	環境衛生課 (環境保全係)
14	風致地区	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に規定する風致地区	太陽光	—	都市計画課 (都市計画係)
15	特に景観を保全することが必要な区域として 別に定める区域	特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域	太陽光	—	都市計画課 (景観係)
16	土砂災害のおそれがある区域として市長が 規則で定める区域	前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域		以下、16-1、16-2、16-3のとおり	
16-1	福島市地域防災計画における 「土砂災害警戒区域等(地すべり)」、 「土砂災害警戒区域等(土石流)」、 「土砂災害警戒区域等(急傾斜地崩壊)」	市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所	太陽光 風 力	—	河川課 (総合治水係)
16-2	「過去の土砂災害発生箇所」として福島市 土砂災害ハザードマップで記した区域	土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域	太陽光 風 力	—	河川課 (総合治水係)
16-3	「新たな土砂災害の発生のおそれのある箇 所」及び「土砂災害の危険性のある区域の 明示(基礎調査結果の公表)」として県が 公表している区域	県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所	太陽光 風 力	福島県東北建設事務所 行政課	河川課 (総合治水係)

## 7 第7条 事前協議

(事前協議)

第7条 第10条第2項の規定による許可の申請をしようとする者は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画の概要（以下「設置計画概要」という。）を市長に提出するとともに、当該設置計画概要について市長と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

(事前協議)

第4条 条例第7条の規定により事前協議をしようとする者は、設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号）
- (2) 近隣住民等範囲説明書（様式第3号）
- (3) 設計説明書兼工事計画書（様式第4号）
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの
- (5) 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号）
- (6) 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号）
- (7) 事業区域に係る土地所有者一覧
- (8) 事業区域に係る土地の全部事項証明書
- (9) 事業区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (10) 位置図
- (11) 区域図
- (12) 土地求積図又は地積測量図
- (13) 現況図及び現況写真
- (14) 土地利用計画平面図及び断面図
- (15) 排水計画平面図及び断面図
- (16) 雨水排水計算書
- (17) 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図
- (18) 資金計画書
- (19) 保険加入計画書
- (20) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、事前協議が完了した場合は、事前協議完了書（様式第7号）を交付するものとする。

## (1) 事前協議の趣旨

設置許可（第17条第2項の規定により変更許可を含む。）手続きや近隣住民等への説明及び意見の聴取に先立ち、発電事業者は本条に基づき、市長と事前協議を行うこととされています。これは、設置許可基準への適合状況及び関係法令等の手続き状況をあらかじめ確認し、設置許可申請や審査手続きが円滑に行われるよう定められた規定です。

発電事業者は市長との事前協議において、設置許可基準を満たす見込みや説明会の対象となる近隣住民等の範囲を特定するなど協議する必要があります。

## (2) 事前協議の具体的な進め方

### ① 発電事業者から事前協議書の提出

事前協議書は、正本1部と正本の電子データ1式（CD等）及び、福島市環境政策推進連絡会議に規定の幹事数のうち、発電事業の実施に係る関連部署の数（20部程度）に応じた副本の提出が必要です。

### ② 必要書類の確認等

環境政策課から庁内関連部署へ提出書類を送付し、関連部署において設置計画概要の内容を確認します。

### ③ 福島市環境政策推進連絡会議規定に基づく会議の開催

設置計画概要に対する関連部署からの意見を市意見として集約します。

### ④ 発電事業者へ市意見の提供と設置計画概要の修正等

発電事業者は、市意見の内容を踏まえ、設置計画概要の見直し等を行い、事前協議に係る提出書類の修正等を行います。

### ⑤ 発電事業者へ事前協議完了書（様式第7号）を交付

設置計画概要が条例の規定に照らし、適切な内容であると確認ができ次第、市長から発電事業者へ事前協議完了書を交付します。

## (3) 設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）の記載事項

① 協議者の住所及び氏名又は名称、法人にあつては、その代表者の役職・氏名

② 事業責任者（運営会社）

③ 維持管理者

④ 設置工事施工者

⑤ 造成工事施工者

⑥ 発電施設の名称（発電所名）

⑦ 発電施設の区分

⑧ 発電施設の設置場所（住所、代表地番）

⑨ 事業区域の敷地面積及び地目

⑩ 発電施設の発電出力

⑪ 施工予定期間

⑫ 事業実施予定期間

#### (4) 事前協議事項

- ①設置計画概要
- ②禁止区域への該当の有無
- ③近隣住民等の範囲
- ④事業区域等の概要
- ⑤自然環境を保護するための措置
- ⑥景観を保護するための措置
- ⑦反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- ⑧防災上必要な措置
- ⑨造成を行う場合の措置
- ⑩雨水排水施設等の適切な設置
- ⑪公共施設の構造、管理等に支障を来さないための措置
- ⑫維持管理及び撤去計画（撤去後の土地利用方針を含む）
- ⑬土地利用計画
- ⑭発電設備その他工作物の構造
- ⑮資金計画
- ⑯保険加入計画
- ⑰その他、必要と認められる事項

#### (5) 設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）の添付書類について

事前協議に必要な添付書類の作成にあたり、明示すべき事項や留意する事項を下記に記載します。必要に応じて複数の図書を一つにまとめることや、一つの図書を分割することも可能です。

書類の種類	明示すべき事項 ※留意事項等	備考
1. 禁止区域に係る関係法令一覧 及び協議経過書	(1) 禁止区域の該当の有無 (2) 規制対象の発電施設 (3) 確認部署・協議経過等 ※協議日、確認部署、担当者名を記載する	様式第2号
2. 近隣住民等範囲説明書	(1) 再生可能エネルギー発電施設の名称 (2) 再生可能エネルギー発電施設の区分 (3) 設置場所（代表地番） (4) 敷地面積／地目 (5) 発電出力（DC・AC） (6) 近隣住民等の区分における対象者 ※対象者の住所・氏名を記載する ※近隣住民等の範囲は、発電事業者が自己分析により影響評価を行い、事前協議での協議事項とする	様式第3号 (6)については、対象者が多数となる場合、区分毎に別紙一覧表での添付も可能

3. 設計説明書兼工事計画書	(1) 事業区域等の概要 (2) 工事の概要 (3) 自然環境を保護するための措置 (4) 景観を保護するための措置 (5) 反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置 (6) 防災上必要な措置 (7) 造成を行う場合の措置 (8) 雨水排水施設等 (9) 道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの	様式第4号
4. 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの	※完成予想図はパース図等 ※設置工事中及び設置後の事業区域の状況は、フォトモンタージュ等	
5. 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書	(1) 再生可能エネルギー発電施設の概要 (2) 維持管理の内容 ※計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、適切な維持管理ができるよう、適宜、見直しを行うこと (3) 損害賠償責任保険等の加入状況 ※加入有の場合は契約書等の写しを添付する (4) 廃止後において行う措置に関する計画の概要 (5) その他市長が必要と認める事項に関する概要	様式第5号 (3)については、事前協議の段階で加入予定で未契約の場合、その旨を記した書面を添付し契約後に契約書等の写しを提出することも可能
6. 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書	(1) 再生可能エネルギー発電施設の名称 (2) 再生可能エネルギー発電施設の区分 (3) 設置場所（代表地番） (4) 敷地面積/地目 (5) 発電出力（DC・AC） (6) 発電事業終了予定日 (7) 発電設備撤去後の土地利用方針 (8) 撤去費用の見積額 (9) 積立方法 (10) 積立開始時期 (11) 積立終了時期 (12) 廃棄物等の処理方法	様式第6号
7. 事業区域に係る土地所有者一覧	※土地所有者の住所・氏名を記載する ※次項の8.9.の確認により一覧を作成する	
8. 事業区域に係る土地の全部事項証明書	※法務局が発行する所在や登記の権利関係を証明する書類	
9. 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し	※法務局に備え付けられている図面（公図）	
10. 位置図 (1/10,000以上)	(1) 方位 (2) 事業区域の位置 (3) 事業区域内において排水される雨水の流末までの経路	(3)については、11.区域図に明示することも可能

<p>11. 区域図 (1/1,000以上)</p>	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 周辺道路及び目標となる地物 (4) 関係法令に基づく禁止区域の境</p>	<p>(4)については、条例第5条に掲げる区域が縮尺の範囲で近接する場合に明示</p>
<p>12. 土地求積図又は地積測量図 (1/500以上)</p>	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の面積の求積に必要な寸法及び算式 ※土地求積図は、事業区域に含まれる土地の境界を確定し作成する（土地所有者が境界に同意していることが確認できる書面を添付） ※地積測量図(法務局に登録されている測量図)</p>	
<p>13. 現況図及び現況写真 (1/500以上)</p>	<p>【現況図】 (1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 地形、流水方向及び土地利用の状況 (4) 隣接する道路の幅員及び形状 (5) 現況写真との照合符号及び撮影方向 【現況写真】 ※事業区域内及び事業区域周辺の状況がわかるカラー写真 ※現地で3カ月以内に撮影した写真</p>	
<p>14. 土地利用計画平面図及び断面図 (1/500以上)</p>	<p>【土地利用計画平面図】 (1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 隣接する道路の幅員及び形状 (4) 切土又は盛土（以下「切土等」という）を行う土地の位置及び形状 (5) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (6) 崖又は擁壁の位置、形状及び寸法 (7) 法面の保護の方法 (8) 断面図（縦横断線）の位置 (9) 工作物の位置、形状及び寸法 (10) 工作物の水平投影面積の求積に必要な寸法及び算式 (11) ため池、湖沼等の水面の面積の求積に必要な寸法及び算式 (12) 事業区域内の堀、柵等の位置、形状及び寸法 (13) 標識の位置 ※土地利用計画平面図の明示すべき事項は、該当するものを明示する 【断面図】 (14) 事業区域の境界 (15) 切土等を行う前後の地盤面 (16) 崖又は擁壁の位置、形状及び寸法 (17) 法面の保護の方法 (18) 工作物の位置、形状及び寸法 (19) 事業区域内の堀、柵等の位置、形状及び寸法 ※断面図の明示すべき事項は、該当するものを明示する</p>	<p>(10)、(11)については、ため池、湖沼等に浮体式の太陽光発電施設を設置する場合 ※当該水面の面積に対する太陽光発電施設（フロート等含む）の水平投影面積の割合は概ね5割以下であること</p>

<p>15. 排水計画平面図及び断面図(1/2) (1/500以上)</p>	<p>【排水計画平面図】</p> <p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 排水区域の区域界 ※「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上、事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」 (4) 事業区域内において排水される雨水の流末までの経路 ※流末は公共水域まで接続する (5) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 ※排水施設は流末までの経路を含めて全て (6) 排水施設の使用にあたり、管理者及び水利権者の同意を得ていること ※排水施設は流末までの経路を含めて全て</p> <p>【断面図】</p> <p>(7) 事業区域の境界 (8) 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置</p> <p>【その他】</p> <p>(9) 調整池、沈砂池等の設計根拠資料及び設計図として必要となる、えん堤、排水路、導水路、構造、規模を示す図面</p>	<p>(4)については、事業区域から公共水域までの排水経路も事業区域に含まれるため、禁止区域を経由しないこと (6)については、同意を得ていることが分かる書類を許可申請時に添付する</p> <p>(9)については、設置する場合 ※太陽光パネルの設置により、雨水が地表に集中的に落下し洗掘や雨裂による土砂流出等のおそれのある箇所は、事前に対策を講じること</p>
<p>16. 雨水排水計算書</p>	<p>(1) 排水施設の勾配及び断面積 ※計画雨水量の算定を行い、有効に排出することができるよう定める（降雨強度 10年確率「福島県内降雨解析」による、流出係数1.0、流入時間10分、遅滞係数0.20） (2) 雨水流出抑制施設（調整池等） ※計算方法は敷地規模により定める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・～1ha未満 10年確率</li> <li>・1ha以上～5ha未満 30年確率</li> <li>・5ha以上 50年確率</li> </ul> <p>※雨水流出抑制施設は、流末調査における最小の比流量に基づく許容放流量を算定し検討すること</p>	<p>(2)の検討に伴う流末調査については、調査ポイント全てについて現地状況がわかる写真を添付すること</p>
<p>17. 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図(1/2) (1/50以上)</p>	<p>(1) 構造耐力上主要な部分である部材（長期・短期荷重を負担する部材、接合部を含む）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法 ※太陽光発電施設は、全ての架台パターンを添付すること ※(1)の構造を決定するにあたり、次の事項等の調査・検討を行い、防災上必要な措置が規則で定める基準に適合するよう設計すること ①地盤調査（資料調査、現地調査、原位置試験）</p>	<p>(1)については、発電施設の構造図 ※①～⑧の根拠となった調査資料、試験結果、設計資料及び各計算書、構造計算書を全て添付すること (3)については、擁壁を設置する場合に提出 ※擁壁の構造計算書は許可申請時に添付必要</p>

<p>17. 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図(2/2) (1/50以上)</p>	<p>※水上設置型については、資料調査で把握できない水底地形ならびに水底土砂の性状は、現地調査により把握する。</p> <p>②太陽電池アレイ用架台の配置検討</p> <p>※営農型については、農地の利用状況と農作物の調査を行い、農業機械などの進入路や走行ルート、転回スペース、作業者が作業を行える高さ、下部農地での日照及び隣接農地での農作物の育成に悪影響が無いように、遮光率に配慮すること</p> <p>※水上設置型については、特定の係留索に荷重が集中した場合でも、安全性が確保されるよう計画すること</p> <p>③設計荷重の設定（固定荷重、風圧荷重、積雪荷重、地震荷重）</p> <p>※水上設置型の設計荷重は、上部構造に作用し係留部に伝達される各荷重及び係留アンカーに直接作用する各荷重を算出すること</p> <p>④架台の設計（架構形式、荷重算定、材料、許容応力度）</p> <p>※営農型の風圧荷重については、風洞実験による設計用風力係数で算出すること</p> <p>⑤基礎の設計（構造形式、許容応力度）</p> <p>※沈下、浮き上がり、転倒、横移動を生じない構造とする</p> <p>※営農型は杭基礎を基本とする</p> <p>⑥フロートの設計</p> <p>※水上設置型のみ。各部位での応力度が許容応力度以下になるよう設計すること</p> <p>⑦係留設計</p> <p>※水上設置型のみ。フロートへの係留索取り付け部、係留索、アンカーを対象とする</p> <p>⑧腐食防食（架台又は杭基礎に鋼材を使用する場合）</p> <p>※周辺環境、金属材料の腐食形態を考慮し、溶融亜鉛めっき等の適切な表面処理をする</p> <p>※営農型は肥料や農薬などの散布、散水などの影響も考慮すること（薬剤の成分、土壌の腐食性など）</p> <p>(2) 工作物の形状、材料の種別、仕上げ方法及び色彩</p> <p>(3) 擁壁構造図</p> <p>※擁壁の設計根拠に基づき、設計図として以下の事項を示す図面を作成する。</p> <p>①寸法及び勾配</p> <p>②材料の種別及び寸法</p> <p>③裏込めコンクリートの寸法</p> <p>④透水層の位置及び寸法</p> <p>⑤水抜き穴の位置、材料及び内法寸法</p> <p>⑥擁壁を設置する前後の地盤面</p> <p>⑦基礎地盤の土質</p> <p>⑧基礎ぐいの位置、材料及び寸法</p>	
---	---	--

18. 資金計画書	(1) 事業費計画 ※測量費、試験費、設計費、工事費、保険料、維持管理費、発電施設の撤去及び事業の廃止に要する費用等、事業費全体計画のわかるもの (2) 資金計画 ※自己資金（預金残高証明）及び融資計画がわかるもの	
19. 保険加入計画書	(1) 保険の内容 ※自然災害、第三者賠償、休業損害補償等の加入内容、支払限度額、保険料など (2) 保険加入の時期、期間の計画	
20. その他市長が必要と認める書類等	※必要に応じて添付する	

### (6) 事前協議完了書

市長は、事前協議が完了したときは事前協議完了書（様式第7号）を発電事業者へ交付します。

事前協議完了書の交付を受けた発電事業者は、設置計画概要を公表し、また、設置計画概要を公表した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、近隣住民等に対し当該設置計画概要に関する説明会を開催しなければなりません。

## 8 第8条 近隣住民等への説明及び意見の聴取

(近隣住民等への説明及び意見の聴取)

第8条 発電事業者は、事前協議が完了した場合は、規則で定める方法により、設置計画概要を公表しなければならない。

2 発電事業者は、前項の規定により設置計画概要を公表した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し当該設置計画概要に係る説明会を開催し、その内容を説明しなければならない。この場合において、発電事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 近隣住民等は、前項の説明会が終了した日の翌日から起算して30日を経過するまでの間、発電事業者に対し当該設置計画概要に係る意見を記載した意見書を提出することができる。

4 発電事業者は、第2項の説明会における参加者の意見及び前項の規定により提出された意見(次項において「意見」という。)に対し、必要に応じて近隣住民等と協議するとともに、誠実に回答しなければならない。

5 発電事業者は、前項の規定による協議及び回答の内容(意見がなかったときは、その旨)を記載した書面(以下「回答等報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(近隣住民等への説明及び意見の聴取)

第5条 発電事業者は、条例第8条第1項の規定により設置計画概要を公表するときは、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「インターネット等」という。)により公表し、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければならない。

2 発電事業者が条例第8条第2項の説明会(以下「説明会」という。)において説明する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置計画概要兼事前協議書の記載事項
- (2) 土地利用計画
- (3) 土砂災害等の発生防止のための方策
- (4) 自然環境の保全のための方策
- (5) 生活環境の保全のための方策
- (6) 景観の保全のための方策
- (7) 近隣住民等との調和に関する方策
- (8) 維持管理及び撤去の計画(撤去後の土地利用方針を含む。)
- (9) 非常時の対応
- (10) その他市長が必要と認める事項

3 発電事業者は、近隣住民等の参集の便及び人数を考慮して説明会開催の日時及び場所を決定するものとする。

- 4 発電事業者は、説明会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、インターネット等、郵送その他の市長が定める方法により近隣住民等に通知しなければならない。
  - (1) 説明会の開催日時及び開催場所
  - (2) 設置計画概要のうち基本的事項及び第1項の規定により公表された設置計画概要の閲覧方法
  - (3) 説明会に係る担当者の氏名及び問合せ先
  - (4) 説明会に参加しない近隣住民等の意見提出方法
- 5 発電事業者は、回答等報告書（様式第8号）を市長に提出するときは、次に掲げる書類等を添えて提出するものとする。
  - (1) 説明会における説明資料
  - (2) 説明会の議事録
  - (3) 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容

#### (1) 近隣住民等への説明及び意見の聴取の趣旨

発電事業の実施にあたり、地域トラブル等を未然に防止するため、設置計画概要に関して近隣住民等へ説明会を実施することを義務付けております。

また、説明会において近隣住民等から意見があった際には、その意見に対して誠実に回答するよう規定しており、発電事業に対する近隣住民等の不安払拭に努め、十分な理解のもと発電事業を実施する必要があります。

なお、発電事業者は当該説明会に係る資料等を、回答等報告書とともに市長へ提出しなければならず、市においてもその内容を確認することとします。

#### (2) 設置計画概要の公表方法

インターネット等により公表し、発電事業を実施している期間は、近隣住民等の誰もが閲覧できる状態を保持する必要があります。

#### (3) 説明会での説明事項

- ①設置計画概要（設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）の記載事項）
- ②土地利用計画
- ③土砂災害等災害発生防止のための方策
- ④自然環境の保全のための方策
- ⑤生活環境の保全のための方策
- ⑥景観の保全のための方策
- ⑦近隣住民等との調和に関する方策
- ⑧維持管理及び撤去の計画（撤去後の土地利用方針を含む。）
- ⑨非常時の対応に関する事項
- ⑩その他、説明すべき事項

#### (4) 説明会の開催方法

- ①近隣住民等の全員を収容できる規模の会議室等において開催しなければなりません。
- ②発電事業者が自ら説明するものとし、原則として代理での説明は認められません。

#### (5) 説明会開催通知方法

近隣住民等を対象とした説明会の開催通知は以下によるものとし、全ての対象者へ漏れなく案内しなければなりません。

また、開催通知日は説明会の開催日時から起算して、十分に余裕をもった日付とするなど、対象者への配慮に努めるものとします。

- ①インターネット等（電子メールなど）
- ②ポスティングや戸別訪問による書面配布
- ③郵送による通知

#### (6) 説明会開催通知への記載事項

- ①説明会の開催日時及び開催場所
- ②設置計画概要のうち基本的事項（※）  
※設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）の記載事項を指します。
- ③インターネット等により公表された設置計画概要の閲覧方法
- ④説明会に係る担当者の氏名及び問い合わせ先
- ⑤説明会不参加者の意見提出方法

#### (7) 回答等報告書（様式第8号）の提出方法

発電事業者は、説明会を開催し、当該説明会参加者からの意見や参加できなかった方から提出された意見を踏まえ、必要に応じて近隣住民等と協議し、誠実に回答しなければなりません。

発電事業者はこれらの結果について、回答等報告書（様式第8号）に以下の資料を添付し、市長へ提出しなければなりません。（近隣住民等からの意見が無かった場合、その旨を記載して提出しなければなりません。）

- ①説明会における説明資料
- ②説明会の議事録
- ③意見に対する協議経過や回答内容

## 9 第9条 費用の確保

(費用の確保)

第9条 発電事業者は、発電事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の維持管理に要する費用
- (2) 再生可能エネルギー発電施設を撤去するために必要な費用その他発電事業の廃止に要する費用

### (1) 費用の確保の趣旨

発電事業者は、発電事業が予定していた計画のとおり確実に実施され、発電事業期間中の維持管理や廃止に至るまでの費用を確保することで、発電事業と地域との共生を図る必要があります。

発電事業者は、台風等の影響により発電施設に起因する事故（土砂災害やパネル崩壊等）が発生した場合は、発電事業者の責任において復旧等の措置や被害拡大防止、再発防止対策を適切に実施することは当然であります。事故等が発生しなくとも、発電事業を実施している間、再生可能エネルギー発電施設とその事業区域を良好な状態に保つために必要な維持管理費用や撤去等廃止に係る費用を計画的に確保しなければなりません。

条例の規定により、発電事業の廃止にあたっては、発電施設の撤去が前提となりますが、万が一、適切に撤去されずに発電施設が放置されるなどの不適切な事態を避けるためなどの理由からこの規定が設けられました。

### (2) 費用の積算根拠

費用の積算にあたっては、必要経費に係る具体的見積書を徴収するなど、実際に要する金額を精査したうえで、計画的に費用を確保しなければなりません。

また、その内容は積算根拠資料を添えて、条例第7条に基づく事前協議において提出する資金計画書に明記することで、市においても費用の積算根拠を確認します。

再エネ特措法に基づく認定事業者には、太陽光発電施設に係る廃棄等費用積立制度が適用されるため、当該制度に基づく費用積算額をもって積算の根拠とすることも可能ではありますが、この場合であっても発電施設及び事業区域の維持管理費用の積算は別途必要となります。

## 10 第10条 設置許可

(設置許可)

第10条 発電事業を行おうとする者は、あらかじめ、市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 設置許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、第8条第5項の規定により回答等報告書を提出した日の翌日から起算して1年以内に市長に設置許可の申請をしなければならない。

(設置許可)

第6条 市長は、設置許可をするときは、設置許可通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 申請者は、設置許可申請書（様式第10号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 第4条各号に規定する書類等
- (2) 防災計画書（様式第11号）
- (3) 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図
- (4) 排水施設及び防災施設の構造図
- (5) 排水流域図
- (6) 擁壁の構造計算書
- (7) 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類等

### (1) 設置許可の趣旨

発電事業を行おうとする者は、あらかじめ条例に基づく設置許可を受ける必要があります。これは、条例に規定する禁止区域以外の区域において、より適正な発電事業の実施を認め、地域と発電事業との共生を図るためです。

発電事業者は、設置許可申請書（様式第10号）に必要な書類等を添付のうえ、市に設置許可の申請を行い、市は条例における許可基準への適合状況、関係部署との協議経過、諸法令に基づく手続き状況等を審査し、適正と認められた場合に設置許可通知書（様式第9号）により許可処分を行います。

設置許可にあたっては、条例第8条第5項に規定する回答等報告書を市へ提出した翌日から1年間以内に設置許可申請を行わなければならないが、当該期間経過後に設置許可を受けようとする場合、条例に規定する事前協議や近隣住民等への説明及び意見の聴取の手続きを改めて実施する必要があります。

### (2) 設置許可申請書（様式第10号）の記載事項

- ①申請者の住所及び氏名又は名称、法人にあっては、その代表者の役職・氏名

- ②事業責任者（運営会社）
- ③維持管理者
- ④設置工事施工者
- ⑤造成工事施工者
- ⑥発電施設の名称（発電所名）
- ⑦発電施設の区分
- ⑧発電施設の設置場所（住所、代表地番）
- ⑨事業区域の敷地面積及び地目
- ⑩発電施設の発電出力
- ⑪施工予定期間
- ⑫発電予定期間

### （３）設置許可通知書

市長は、設置許可申請内容を審査し、条例に基づく許可基準の全てを満たすと判断された場合に、設置許可通知書（様式第9号）により、設置許可の旨を発電事業者に通知します。また、設置許可を通知するときは、第11条の規定に基づき災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付すことができます。

### （４）設置許可申請書（様式第10号）の添付書類について

設置許可申請に必要な添付書類の作成にあたり、明示すべき事項や留意する事項を下記に記載します。必要に応じて複数の図書（事前協議の添付書類含む）を一つにまとめることや、一つの図書を分割することも可能です。

書類の種類	明示すべき事項 ※留意事項等	備 考
1. 第4条各号に規定する書類等		※事前協議の添付書類
2. 防災計画書	(1) 事業責任者（運営会社） ①商号または名称 ②代表者の役職・氏名 ③事務所の所在地 ④電話番号 (2) 再生可能エネルギー発電施設の名称 (3) 再生可能エネルギー発電施設の区分 (4) 設置場所（代表地番） (5) 敷地面積／地目 (6) 発電出力（DC・AC） (7) 防災計画に関する内容 ①訓練計画 ②非常時の対応方針 ③事故防止の体制 ④非常時の連絡体制図 ※非常時の連絡体制図については、連絡体制が分かる書類を添付することでも可	様式第11号

<p>3. 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図 (1/500以上)</p>	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 隣接する道路の幅員及び形状 (4) 切土又は盛土（以下「切土等」という）を行う土地の位置及び形状 (5) 切土等を行った後の地盤面の計画高 (6) 崖又は擁壁の位置、形状及び寸法 (7) 法面の保護の方法 (8) 断面図（縦横断線）の位置 (9) 工作物の位置、形状及び寸法 ※平面図の明示すべき事項は、該当するものを明示する 【断面図】 (10)事業区域の境界 (11)切土等を行う前後の地盤面 (12)崖又は擁壁の位置、形状及び寸法 (13)法面の保護の方法 (14)工作物の位置、形状及び寸法 ※断面図は、土地の形質を変更する場合に添付する。明示すべき事項は、該当するものを明示する</p>	
<p>4. 排水施設及び防災施設の構造図 (1/50以上)</p>	<p>(1) 排水施設の種類、材料、形状、内法、寸法 (2) 調整池、沈砂池等の構造、規模を示す図面</p>	
<p>5. 排水流域図 (1/500以上)</p>	<p>(1) 方位 (2) 事業区域の境界 (3) 排水区域の区域界 ※「排水区域」＝「事業区域」＋「地形上、事業区域外から事業区域へ流入水が入ってくる区域」 (4) 排水区域の面積（ha） (5) 流水の方向</p>	
<p>6. 擁壁の構造計算書</p>	<p>(1) 擁壁の設置に関する技術的基準に適合する構造計算書一式</p>	<p>(1)については、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条の規定による</p>
<p>7. 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書</p>	<p>(1) 同意の年月日 (2) 同意者の住所、氏名、連絡先 (3) 同意者が同意した内容が確認できる資料 ※同意書は本人の署名であること</p>	
<p>8. その他市長が必要と認める書類等</p>	<p>(1) 計画工程表 (2) 法人登記 ※その他必要に応じて添付する</p>	<p>(1)については、ネットワーク又はバーチャートにより作成する</p>

## 11 第11条 許可基準

### (許可基準)

第11条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の全部又は一部に禁止区域（太陽光発電施設を設置する場合にあっては第5条各号に掲げる区域を、風力発電施設を設置する場合にあっては第6条各号に掲げる区域をいう。）を含まないこと。
  - (2) 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
  - (3) 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
  - (4) 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
  - (5) 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。
  - (6) 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。
  - (7) 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。
  - (8) 道路、河川、水路その他公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。
  - (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他関係法令の基準に適合していること。
  - (10) 申請者が不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
  - (11) 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 2 市長は、設置許可に、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付することができる。

### (設置許可の基準)

第7条 条例第11条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。

2 条例第11条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。

イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。

ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものでないこと。

エ 太陽電池モジュールが、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。

オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。

カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。

(2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからウまでに規定する基準

3 条例第11条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。

イ 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。

ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。

エ 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。

オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。

(2) 風力発電施設を設置する場合

ア 前号アからエまでに規定する基準

イ 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。

ウ テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。

4 条例第11条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。

イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。

ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。

エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。

カ 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。

キ 原則1. 5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。

ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。

ケ 太陽光発電施設が、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。

(2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからクまでに規定する基準

5 条例第11条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。

(2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。

(3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。

(4) 地山と盛土部分に滑りが生じないように、段切りその他の必要な措置を講ずること。

(5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。

(6) 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。

(7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。

(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。

(9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。

## (1) 許可基準の趣旨

条例は、市民の生命や財産を守り、本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進するために、再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない「禁止区域」を設け、禁止区域以外の区域では設置のための「許可制」を導入しました。

発電事業及びその事業区域に起因する様々な地域トラブルを未然に防止するために、許可基準を設けるものであり、全ての基準を満たす場合でなければ、市長は「設置許可」をしてはなりません。

## (2) 設置許可基準

再生可能エネルギー発電施設の区分に応じて、事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないことに加え、下記の技術基準等に基づき審査を行います。

項目（条例第11条）	設置許可の基準（条例施行規則）	太陽光	風 力
1. 事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないこと。		○	○
2. 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。	(1) 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。	○	○
	(2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。	○	○
3. 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。	(1) 太陽光発電施設を設置する場合		
	ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。	○	○
	イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。	○	○
	ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源、その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。	○	○
	エ 太陽電池モジュールが、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。	○	—
	オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反発のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。	○	—
	カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。	○	—
	(2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからウまでに規定する基準		

4. 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。	(1) 太陽光発電施設を設置する場合			
	ア	工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。	○ ○	
	イ	再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。	○ ○	
	ウ	パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。	○ ○	
	エ	再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。	○ ○	
	オ	太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。	○ -	
	(2) 風力発電施設を設置する場合			
	ア	前号アからエまでに規定する基準		○
	イ	事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。	-	○
	ウ	テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。	-	○
5. 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。	(1) 太陽光発電施設を設置する場合			
	ア	再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。	○ ○	
	イ	事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定を確認されていること。	○ ○	
	ウ	事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りではない。	○ ○	
	エ	設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。	○ ○	
	オ	設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。	○ ○	
	カ	再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。	○ ○	
	キ	原則1. 5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。	○ ○	
	ク	原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。	○ ○	
	ケ	電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。	○ -	
	(2) 風力発電施設を設置する場合	前号アからクまでに規定する基準		

6. 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。	(1)	造成の計画が、盛土等防災マニュアル(令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号)及び同解説に示す基準に適合するものであること。	○	○
	(2)	擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法政令」という。)第8条の規定に適合するものであること。	○	○
	(3)	軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。	○	○
	(4)	地山と盛土部分に滑りが生じないように、段切りその他の必要な措置を講ずること。	○	○
	(5)	盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層(概ね30cm以下の厚さとする。)ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。	○	○
	(6)	透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。	○	○
	(7)	造成によって生じる崖の崖面を風化その他の浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。	○	○
	(8)	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。	○	○
	(9)	排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。	○	○
7. 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。	(1)	排水施設が、事業区域の規模、地形、再生可能エネルギー発電施設の種類の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。	○	○
	(2)	事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。	○	○
	(3)	事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。	○	○
	(4)	法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。	○	○
	(5)	再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。	○	○
	(6)	原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。	○	○
8. 道路、河川、水路、その他公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。	(1)	道路(道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。)において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。	○	○
	(2)	主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。	○	○
	(3)	大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。	○	○
	(4)	事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。	○	○

9. 電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他関係法令の基準に適合していること。	○	○
10. 申請者が不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。	○	○
11. 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。	○	○

※技術基準への適合に関する詳細は「参考：主な技術的基準の資料」を参照すること。

**【第1号 事業区域の全部又は一部に禁止区域を含まないこと。】**

条例第5条及び第6条では、再生可能エネルギー発電施設の区分に応じ、当該再生可能エネルギー発電施設を設置してはならない区域を「禁止区域」として定めております。

発電事業の実施にあたっては、事業区域に禁止区域を含むことはできません。

事業区域は、発電事業を行う一団の土地を指すことから、例えば太陽光パネルの設置箇所のみが必ずしも事業区域とはなりませんので、留意が必要です。（※詳しくは第2条定義の「事業区域」を参照）

**【第2号 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。】**

再生可能エネルギー発電施設の設置により、重要な動植物が生息・生育する場所が消失・縮小するなど、これらの環境が変わって影響を与えてしまう可能性があります。

許可事業の実施にあたっては、事前調査をしっかりと実施し、影響が最大限抑えられる対策を計画することが必要です。

- (1) 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。

事業区域内における、自然環境の変化を極力抑え、在来樹木保存のため樹木の伐採が最小限となるように計画し施工する必要があります。

- (2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。

必要に応じて適切な環境保全措置を実施することにより、当該動植物の生育環境に支障のないよう、環境影響の回避・低減を図る必要があります。許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の規模に関わらず「太陽光発電の環境配慮ガイドライン 環境省」に基づき、下記の検討を行ってください。

- ①事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、対策を検討するに当たり、専門家に相談する。

- ②事業区域内に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、その改変を避ける又は改変面積をできる限り小さくする。
- ③事業区域内又は周辺に重要な動植物の生息・生育地がある場合は、それらの場所への土砂流入を防止するとともに、みだりに侵入し踏み荒らしたりしないようにする。
- ④植栽に用いる樹木等は、その地域の在来種とするよう配慮する。
- ⑤重要な動物の繁殖期など特に配慮が必要な時期においては、影響を及ぼさないように、工事の時期を調整する（大きな騒音が生じる工事の回避等）。

**【第3号 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。】**

再生可能エネルギー発電施設の設置に伴い、景観悪化や眺望の阻害等の問題が生じないよう景観との調和や保全等に関する規定を設けています。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。

福島市では『未来に伝えたいふるさとの景観（たからもの）があふれるまち』を将来像とした福島市景観まちづくり計画を推進しています。

景観法及び福島市景観条例に基づき、景観に影響を及ぼすこととなる一定規模を超える大規模な行為を実施する場合には、事前に「届出」が必要です。

発電事業者は、福島市景観条例の趣旨を十分理解し、景観や地域固有の環境・文化価値に調和した再生可能エネルギー発電施設となるよう計画するとともに、近隣住民等とのコミュニケーションを尽くすなどして、双方向理解のうえ、福島市景観まちづくり計画に適合させるよう努めてください。

イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和すること。

事業区域の周辺地域の景観との調和の観点から、太陽光発電施設の場合、アレイの高さを抑えたり、敷地境界から離隔しアレイを配置するなど、周辺環境との調和に配慮する必要があります。

ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものでないこと。

再生可能エネルギー発電施設の設置が文化財保護法や福島市文化財保護条例に基づき指定された重要文化財や名勝だけでなく「福島市景観100選」に代表される地域固有の景観資源の価値や文化的価値を損なうものであってはなりません。

また、再生可能エネルギー発電施設を設置する本市だけでなく、周辺の市町村からの景観にも配慮する必要があります。

主要な眺望点からの完成予想パースや景観資源を撮影した写真に、再生可能エネルギー発電施設設置後の事業区域を図示したり、工事中も含めた施工前後の正確なフォトモンタージュを作成することにより、主要な眺望点からの眺望景観の変化の確認を正しく行い、評価する必要があります。

エ 太陽電池モジュールが、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。

周囲の景観に調和させるためには、太陽光パネルや附帯設備等の色彩に配慮することも効果的です。「低彩度」とは、マンセル表色系において概ね彩度4以下を目安としています。

太陽光発電施設を構成する工作物の色彩は、必要に応じて統一するなどして、周囲の景観と調和させるなど、視覚的に突出しないように配慮しなければなりません。

オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。

カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設にあたっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。

ため池等とは、ため池、湖沼、調整池を含みます。調整池は、降雨時に雨水を貯留する構造としているため太陽光発電施設の設置は困難ですが、浮体方式を採用することにより、貯留機能等に支障がなく、関係する公共施設管理者との協議が整う場合は設置の検討が行えるものです。

太陽電池モジュールの水平投影面積には、水面に太陽電池モジュールを設置するために必要なフロート部も含むものとします。

## (2) 風力発電施設を設置する場合

ア 前号アからウまでに規定する基準。

**【第4号 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。】**

再生可能エネルギー発電施設設置工事や、施設稼働（運転）に伴う騒音、振動、反射光等により、近隣住民等の生活環境に実害を及ぼすおそれがあるため、生活環境を保全するための規定を設けています。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。

建設機械の運転や大型の工事用車両の走行により、騒音・振動による影響が懸念されます。事業区域周辺部のみならず、工事車両の走行ルート沿線において特に配慮が必要とされる施設（住宅、病院、学校、図書館、集会所、福祉施設等）の位置を事前に確認し工事計画を作成する必要があります。

工事計画においては、工事の時期、作業時間帯、工法のほか、低騒音、低振動型の建設機械の採用など騒音、振動を極力防止するために必要な措置を講じなければなりません。

イ 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。

騒音の規制は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年7月16日福島県条例第32号）及び福島市公害防止対策条例（昭和47年3月27日条例第25号）に基づいて行われています。

建設作業による騒音、振動は、用途地域の区分に準じて規制地域を指定しており、作業内容及び規制地域の区分に応じて基準が定められています。

指定地域内で法に定める特定建設作業及び条例に定める騒音指定建設作業を実施する際には届出が義務づけられており、その建設作業に伴って発生する騒音、振動が基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、騒音防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告しています。

騒音によるトラブル防止のため、施工計画により事前に騒音対策を確認いたします。

ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。

電気事業法（昭和39年法律第170号）の技術基準においては、特定施設の設置に当たり、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する基準を遵守するよう定めています。

パワーコンディショナー等の工作物は特定施設に該当しないものの、機器から発生する騒音や振動が事業区域周辺の居住環境を阻害する可能性もあることから、発生源となる機器は、その配置、構造等に関して十分に配慮する必要があります。

パワーコンディショナー、変電設備など、直接騒音や低周波音等を発生する設備については、防音壁の設置等を行うなどして、それらから発生する騒音、低周波音等を軽減するための措置を講じてください。

<具体の騒音及び振動への配慮例>

- ・パワーコンディショナー等の機器は、その騒音や振動が周辺の住宅地に影響を与えないよう住宅地または事業区域境界から十分な離隔距離をとって設置する。
- ・低騒音仕様の機器を導入する。
- ・遮音壁や緑地帯等の設置によって、機器周辺の遮音効果を高めるための措置を施す。
- ・防振ゴム等を設置する。

エ 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。

条例第7条に基づく事前協議では、生活環境に対する被害を防止するための措置や防災上必要な措置等を十分に検討したうえで、再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書を市へ提出しなければなりません。

また、再生可能エネルギー発電施設の設置後も施設の適正な機能が担保できるよう、条例第20条の規定により維持管理及び保守点検の実施が義務付けられています。よって、設置許可段階においても、条例に基づく維持管理基準に従い維持管理計画を作成することが望まれます。

詳細は第20条（維持管理及び保守点検）を参照してください。

オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。

周辺の建物、施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が射す場合があり、事前に入念なシミュレーションを行うなどして、反射光による影響が懸念される場合は、近隣住民等の生活環境等に支障が生じないように必要な対策を講じなければなりません。

具体的な対策検討の際は「太陽光発電の環境配慮ガイドライン 令和2年3月環境省」を参考に以下の対策検討を行うこと。

- ①アレイの向きを調整すること
- ②アレイの配置を調整すること
- ③太陽光の反射を抑えた防眩仕様のパネルを採用すること
- ④事業区域の境界部にフェンス等を設置することや植栽を施すこと

## (2) 風力発電施設を設置する場合

### ア 前号アからエまでに規定する基準

イ 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。

風力発電設備のタワーやナセルなどによって生じる日影の影響のみに留まらず、晴天時にブレード（羽根）の影が回転して地上部に明暗が生じる可能性があります。

ブレードの影の影響範囲及び時間を、シミュレーションにより検討し、適切な措置を講じなければなりません。

ウ テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。

風力発電施設の設置にあたっては、事業区域の周辺の電波受信状況を調査し、障害が予想される場合、受信障害防止対策を講ずること。

具体的には、送信所と受信対象の位置関係等から発生し得る「遮蔽障害」「反射障害」「フラッター障害」等を考慮した発電施設の配置計画とするなどの措置を検討しなければなりません。

## 【第5号 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。】

本号では再生可能エネルギー発電施設設置に伴う防災上の安全性を確保する観点から、規定を設けています。

公衆保安の確保、支持物の構造等（架台及び基礎）における許容応力度、安定性、耐久性及び再生可能エネルギー発電施設による土砂流出等の防止等について具体的な基準を定めています。

## (1) 太陽光発電施設を設置する場合

ア 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。

設置許可申請にあたっては、その事業区域の特性等を踏まえ、防災上必要な措置を検討し、具体的な設計に反映させる必要があります。そのため、事前調査の手法等をあらかじめ本マニュアルで示すこととします。

事前調査は、資料調査、目視による現地調査、土地利用状況及び周辺環境の調査を基本とします。

#### <事前調査の概要>

- ①地形や地盤の特徴を把握する。
- ②表層地質を判断し（沖積層や洪積層の区別など）、地層構成を特定する。
- ③地盤の特徴や既往資料から、特殊土層（取扱いに注意を要する土層）の有無を調べる。  
※福島市を含む福島県北方部における主な特殊土は以下となります。
  - ・花崗岩風化土（マサ土・地域により性状が異なる）
  - ・火山灰質粘性土
  - ・有機質土
  - ・脆弱岩、軟岩、スレーキングを起こしやすいもの（泥岩 砂岩 頁岩 凝灰岩等）
  - ・ユナ（砂質粘性土）
- ④近隣の既往資料により、地盤状況（土質、地層、強度、地下水位）を調べる。
- ⑤過去に近隣で行われた地盤補強工事の有無や施工例について調べる。
- ⑥地名、植生などから、事業区域が存する地域の特性を調べる。
- ⑦地震など、地盤災害の危険性について調べる。
- ⑧近隣住民からの聞き取り調査により、敷地の災害等履歴を調べる。
- ⑨周辺家屋や道路などの異常（不同沈下や変状など）の状況から、地盤沈下の危険性を調べる。
- ⑩切土、盛土など造成形態から、不同沈下の危険性を調べる。
- ⑪造成時期や今後の新たな盛土予定を調べる。
- ⑫排水計画を立てる。
- ⑬土砂の流入、流出の可能性を調べる。
- ⑭営農型の再生可能エネルギー発電施設の設置にあたっては、隣接する農地や農作物の調査を行う。

#### <資料調査>

再生可能エネルギー発電施設の設置にあたり、外力や自然災害に対して設備の長期的な安全性を確保するためには、まずは設置に適した場所を選定するとともに、架台・基礎を設計するための地盤調査計画を立案する必要があります。

- ①国土地理院発行の地形図や土地条件図、ハザードマップなどの地図資料、既往地盤調査資料及び各種文献などを用いて基礎設計に必要な地盤の情報を収集する。
- ②地域に固有な地盤条件を知る情報として、地名や植生なども調査する。
- ③小規模構造物の地震被害には、地盤条件に起因するものが多く、その危険性について調べる。
- ④排水施設の設計・施工に必要な降水量を調査する。

#### <現地調査>

現地調査は、方角、傾斜度・向き、平坦度、陥没の有無、前面道路（幅員）、障害物の有無、隣接の土地利用状況、系統連系を行う地点などを対象とする必要があります。

- ①対象地を中心として周辺の観察を行い、資料調査の結果と照合しながら、敷地の地盤状況を把握する。
- ②地形や造成盛土などの状況から、地盤の安全性や不同沈下の危険性について評価する。

イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定を確認されていること。

事業区域内に勾配が15度以上の箇所が存する場合は、当該箇所の地盤の安定性をボーリング調査資料等で確認し、当該区域内の太陽光発電施設及び、近隣の土地に影響がないことを確認してください。

ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りではない。

太陽光発電施設が設置される地盤の勾配は、一般に安定勾配とされる30度以下であることを原則とします。ただし、当該箇所の地盤の安定性をボーリング調査資料等で確認し、当該区域内の太陽光発電施設及び近隣の土地に影響がないことが確認された場合はこの限りではないとします。

エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。

太陽光発電施設の設置工事に当たっては、工事中の地盤の崩落、土砂の流出等による災害を防止するため、気象条件、土質、周辺環境等を考慮した施工時期の選定や、リスクの少ない施工方法・手順、計画工程に関する配慮を行い、防災体制の確立等を合わせた総合的な防災措置を講じなければなりません。

オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。

防災施設を先行設置しない場合、改変された事業区域内の雨水等が原因となり災害等のリスクが増大します。

設置工事期間中の災害発生による事業区域内外への影響防止のため、防災施設の設置を先行させ安全を確保したうえで他の工事に着手しなければなりません。

カ 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。

発電事業を終了した後は、当該再生可能エネルギー発電施設を構成する設備等を速やかに撤去するとともに、撤去により生じた廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省 令和6年）」等に従い、適切に撤去、処分及び処理される必要があります。

このため、設置許可申請の段階で、適正に再生可能エネルギー発電施設の撤去等が行われる予定であることに加え、再生可能エネルギー発電施設の撤去等が行われた後の土地について、防災、水源涵養、環境保全及び景観保全の観点から周辺環境の保全及び防災のための必要な措置を講ずる計画であることが求められます。

設置許可申請にあたっては、再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図の添付が必要となります。

キ 原則1. 5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。

許可事業者のほか再生可能エネルギー発電施設の維持管理者、保守点検者等以外の一般公衆が事業区域内に立ち入り、感電等の事故に巻き込まれることのないよう、容易に立ち入りが出来ない対策を講じる必要があり、以下の点を考慮し設計すること。

- ①事業区域周辺部からの出入りを防ぐためのフェンス等の高さは1.5m以上であること。
- ②堅固な金網フェンス等容易に破損や風化するものでないこと。
- ③施錠等により自由な出入りを制限すること。
- ④出入口等の一般公衆から見えやすい箇所に立入禁止や感電等の危険性について表示すること。

ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。

事業区域内で火災が発生した場合に、周辺地域への延焼を防ぐため、消防水利の確保が必要となります。

- ・消防水利施設は140メートル以内で事業区域を包含することが望ましい。

- ・消防水利施設は消火栓又は防火水槽等とし、消防庁告示（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）による消防水利の基準を満たし、消防水利として指定されたものとする。
- ・事業区域から140メートル以内に自ら消防水利施設を設置する場合は、具体的な構造や配置等について消防本部と協議を行うこと。

ケ 太陽光発電施設が、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。

電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項に規定する技術基準に基づくとともに、建築基準法その他関係法令の規定に準じ、市長が別に定める下記の基準に適合し安全性を確保するものである必要があります。

- ①太陽電池パネルを支持する架台の基礎は、上部構造が構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒又は横移動を生じないように、地盤に定着されたものであること。
  - ②太陽電池パネルは、荷重又は外力によって、脱落又は浮き上がりが生じないように、構造耐力上安全である架台に取り付けられたものであること。
  - ③太陽光発電施設の構造耐力上主要な部分で特に腐食、腐朽又は摩損のおそれのあるものは、腐食、腐朽若しくは摩損しにくい材料又は有効な錆止め、防腐若しくは摩損防止のための措置を施した材料を使用すること。
- ※上記①～③の基準に適合し安全性を確保するため、下記内容を考慮しなければなりません。

#### <地盤調査>

- ・事前調査結果を踏まえて原位置試験を実施し、設計に必要な地盤工学的特性に関する情報を収集する。
- ・資料調査及び現地調査の結果から、太陽光発電施設を設置する予定の用地が、軟弱地盤、埋立地、盛土地盤、造成地、傾斜地、谷底低地に該当するような地盤と考えられる場合、十分な基礎の支持力を得られないことが懸念されるため、より詳細な調査を行う。
- ・原位置試験は、SWS試験あるいはボーリング調査を中心に行い、基礎設計に必要な設計用地盤定数を求めることを目的として実施する。  
この設計用地盤定数には、地盤の支持力だけでなく、地下水位や土質区分も含まれる。また、凍上対策の検討も併せて行う。
- ・地盤の許容応力度は、建築基準法施行令第93条の規定を準用すること。また、地盤調査又は載荷試験により地盤の許容応力度を求めるときは、平成13年国土交通省告示第1113号を参考に決定すること。

### <太陽電池アレイ配置計画>

- ・太陽電池モジュールは、風圧荷重や積雪荷重を考慮した強度に対する架台の傾斜角の検討に加え、離隔距離、基礎など諸条件を検討して決める必要があります。
- ・傾斜地の上端（法肩）及び下端（法尻）付近は、平坦地であっても崩壊のリスクが高く、特に下端は土砂流入などのリスクが高いため、可能な限りアレイの設置は避けること。
- ・落石や倒木などの落下物のおそれがある場所への設置は避けること。
- ・営農型については、作付面積、農業機械などの進入路や走行ルート転回スペース、作業者の作業スペース、用水路や隣接道路の利用などを考慮して基礎や支柱の配置を検討すること。
- ・営農型については、下部農地での日照の確保、隣接農地での農作物の育成に悪影響が無いように遮光率に配慮すること。
- ・水上設置型については、アイランド（フロート群）が水面上を移動するため、特定の係留索に荷重が集中した場合であっても、その安全性が確保されるよう、フロート群の大きさ、形状と係留索の配置を計画すること。
- ・離隔距離の検討にあたっては、メンテナンススペースの確保に留意すること。

### <設計荷重>

- ・太陽電池架台及び基礎の設計で想定する荷重は、上部構造に作用し基礎に伝達される固定荷重、積雪荷重、風圧荷重、地震荷重とする。また、当該設置環境において想定される荷重も考慮すること。
- ・荷重条件と荷重の組合せについては、長期荷重（常時、積雪時）短期荷重（積雪時、暴風時、地震時）において、設置環境における一般の地方又は多雪区域を考慮すること。
- ・固定荷重については、支持物にパワーコンディショナー、配線、その他の機器などが固定されている場合には、その重量も加算すること。また、営農型において、果樹棚等を取り付ける場合は棚や果樹等の重量も加算すること。
- ・傾斜地や崖地の近傍に設置されるアレイにおいては、設計風速の割増しについて考慮すること。
- ・営農型で多く使われるアレイ式（足高式）、藤棚式の架台については、異なる風力係数を与える必要があるため、風洞実験の結果を基に設定すること。
- ・積雪荷重において、アレイ面の構造上必要な場合は積雪後の降雨による割増荷重を考慮すること。また、アレイ面の下端に作用する積雪荷重（軒先荷重）についても併せて考慮すること。
- ・水上設置型については、豪雨時の水位・水流及び水面凍結によって生じる荷重も考慮すること。

### <使用材料>

- ・支持物に使用する鋼材及びアルミニウム合金材は、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。また、使用する目的、部位、環境条件、耐久性などを考慮して選定すること。
- ・支持物に使用するコンクリート及びコンクリート製品は、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。また、使用される目的、部位、環境条件、耐久性などを考慮して、コンクリートの規格・使用を選定すること。
- ・その他の材料を用いる場合には、設計条件に耐え得る安定した品質をもつ材料とする。また、使用する目的、部位、環境条件、耐久性などを勘案し使用すること。また、その材料強度を把握すること。

### <架台の設計>

- ・架台はx方向、y方向（一般的には東西方向、南北方向）のいずれの構面についても安定構造とする。
- ・架台の架構形式、部材、接合条件、柱脚部の支持条件を適切に設定し、架台の実情を正しく再現した構造解析モデル化を行い、解析プログラム・手計算による応力や変形を算定すること。
- ・杭基礎の場合、上部構造と杭を一体とした構造のモデル化を行うこと。
- ・地盤の勾配が同一でない場合、架台のパターンが多くなりやすいため、全ての架台構成についての安全性を確認すること。
- ・架台の接合部については、固定ボルトや固定金具についても許容応力度設計を行い、許容応力度以下となることを確認すること。
- ・営農型については、営農に支障をきたさない程度の十分な空間確保が可能な柱の間隔及び梁の高さとし、架台下の作業空間を分断する筋交いなどの配置は最小限とすること。
- ・営農型については、設計荷重に対する耐力を有し、かつ簡易な構造で容易に撤去できるものとする。また、農業機械などが衝突した際に架台が連鎖的に倒壊しない構造とすること。
- ・荷重の算定は設計荷重に従い、各応力及び組合せ応力に対する応力度（軸方向力、せん断力、曲げモーメント）が許容応力度以内であること、また、たわみや変形が許容値以内であることを検定すること。

### <直接基礎の設計>

- ・基礎の形式は、鉄筋コンクリート造による直接基礎とし、上部構造が地盤に対して構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒、横移動を生じないよう安全に支持できる構造形式とすること。
- ・直接基礎の設計は許容応力度設計とし、架台柱脚からの鉛直力（圧縮力、引抜力）並びに風圧荷重、地震荷重による水平力を考慮して設計すること。

- ・地盤の凍結が想定される地域では凍上対策を検討すること。
- ・直接基礎の基礎底面の大きさは、不同沈下を避けるため、長期荷重時に生じる地盤の最大接地圧が長期許容応力度以下となるようにし、かつ、同じアレイの基礎はできる限り等分布で、同程度の接地圧になるようにすること。また、短期荷重時に生じる地盤の最大接地圧が短期許容応力度を超過しないようにすること。
- ・短期荷重時には、柱脚部に上部構造からの圧縮力と水平力が同時に働くため、基礎底面部のモーメント作用を考慮すること。また、水平力による転倒及び滑動についても検討を行うこと。
- ・基礎と上部構造との固定は、基礎に設置されたアンカーボルトなどによって架台の土台又は柱脚を堅固に緊結すること。また、あと施工アンカーなどの定着に特殊な方法を用いる場合、力の作用方向によって基礎に割裂破損が生じないことを確認すること。

#### <杭基礎の設計>

- ・杭基礎は支持杭・摩擦杭とし、上部構造から伝達する荷重に対して構造上支障のある沈下、浮き上がり、転倒、横移動を生じないよう安全に支持できる構造形式とすること。
- ・杭基礎の設計は許容応力度設計とし、使用する材料は使用目的や地盤条件に適したものを選定すること。また、杭基礎の杭芯と上部構造柱心に偏心がある場合は、これを考慮した金具などをボルト等で緊結すること。
- ・強風時の負圧による引抜力には特に留意して設計を行うこと。また、地盤の凍結が想定される地域では凍上対策を検討すること。
- ・杭の長期許容支持力は、地盤から定まる長期許容支持力と杭体の長期許容耐力のうち、小さい方の値とする。また、短期の許容支持力及び許容引抜き抵抗力は、地盤から定まる短期の許容支持力及び許容引抜き抵抗力と杭体の短期許容耐力のうち、小さい方の値とする。
- ・杭の許容支持力及び許容引抜き抵抗力は、現地での載荷試験を行い求めること。引抜き抵抗力の算定においては、支持杭、摩擦杭ともに周面摩擦力だけを算入すること。ただし、先端加工付鋼管杭において、先端の引抜き抵抗力が期待できるときは周面摩擦力に加えて、先端引抜き抵抗力を算入できるものとする。
- ・杭の水平抵抗力及び水平変位は、水平載荷試験によって求められた水平地盤反力係数をもとに算定すること。また、短期荷重条件による水平変位によって、架台部材、接合部、杭頭接合部などが、許容応力度以下であること、杭体は腐食しをを除いた有効断面で許容応力度以下であることを確認すること。
- ・営農型については、アレイ面の位置が高くなる架構形式の場合、載荷試験及び水平載荷試験において荷重の作用位置を考慮すること。

### <フロートの設計> ※水上設置型の場合

- ・強度設計においては、アイランドに作用する荷重が係留索に集中することを考慮して、設計荷重を適切に設定すること。  
荷重の集中はアイランドの大きさや形状、係留索の配置、荷重の方向（例えば風向）などによってその状態が異なるため、いずれの荷重状態においても全てのフロートは各部位に生じる応力度が許容応力度以下になる強度を確保すること。
- ・フロート自重、太陽電池モジュール、接続箱や作業員などの積載荷重及び風などによる外力作用時において、所定の安定性を有することを確認すること。
- ・接合部の設計（フロート間、係留索とフロート間、フロートと太陽電池モジュール間）においては、接合部の部材が接合部に生じる引張力、圧縮力に耐える強度を有することを確認すること。また、揺動などにより繰返し荷重が作用することから、必要に応じ疲労破壊に対する照査を行うこと。
- ・係留設計においては、フロートへの係留索取付部、係留索、アンカーを対象とする。フロート群の荷重は複数の係留索に分散して負担させるが、移動による荷重集中の発生を考慮して設計を行うこと。
- ・係留索の設計においては、作用する引張力を適切に設定し、許容引張力以下となるよう設計すること。

### <腐食防食>

- ・架台の主要な部材である鋼材、アルミニウム合金材及び基礎の主要な部材である鋼材を使用するにあたっては、金属材料の腐食形態（均一腐食、局部腐食）を考慮し、太陽光発電施設に構造上致命的な腐食による損傷が発生しない防食対策を行うこと。
- ・架台及び杭基礎に鋼材を使用する場合は、設置される周辺環境を考慮して溶融亜鉛系めっき、塗装など適切な表面処理を行うこと。
- ・異なる金属を組み合わせて用いると異種金属接触腐食の原因となるため、可能な限り同じ金属を用いること。主要な部材だけでなく締結材であるボルト、ナット等も含まれるため、締結材にステンレス鋼を使用する場合は絶縁処理、防水処理などの防食措置を講じること。
- ・鋼製杭基礎の埋設部・地際部については、金属表面の環境変化を考慮し適切な防食処置を行うとともに、十分な腐食しろを確保すること。
- ・営農型については、使用する肥料や薬剤により著しい腐食が生じない耐食性を有する材料の選定及び適切な防食処理を講じること。
- ・営農により肥料や農薬などの散布及び散水が行われることを考慮し、土壌の腐食性を評価した上で耐食性をもつ材料を基礎に使用すること。

(2) 風力発電施設を設置する場合

ア 前号アからクまでに規定する基準

**【第6号 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。】**

平坦な土地や傾斜が緩い土地をつくるため、斜面等の土を切り取る切土や、土地の低い部分に土を盛る盛土を含む土地造成を行う場合、法面の崩壊等により土砂や再生可能エネルギー発電施設自体が事業区域外へ流出しないようにする必要があります。

造成計画が盛土等防災マニュアル及び同解説に示す基準に適合したものであることなど、事業区域内外での災害等の発生を防止する造成計画であることが求められます。

(1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル(令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号)及び同解説に示す基準に適合するものであること。

造成が行われた土地では、過去の造成等も含めて土地所有者である発電事業者等が常に安全な状態を維持する必要があります。

工事の計画は、造成等に伴う災害を防止するための必要な措置が施されたものでなければなりません。それらの措置は、当該技術的基準に適合したものとしてください。

(2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法政令」という。)第8条の規定に適合するものであること。

土地の安定性に関し、法面の崩壊等が生じた場合、設備等自体の損壊による発電事業への影響だけでなく、周辺環境へ重大な影響を与える可能性があります。

擁壁の設置にあたっては、盛土規制法政令による技術的基準に適合したものとしてください。

また、擁壁にはその裏面の排水を良くするための水抜穴及び透水層を設けなければなりません。壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けることとします。

(3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。

発電事業等を実施する際、既存資料や事前の調査ボーリング結果等から軟弱地盤の

存在が予想される場合には、軟弱地盤対策に関する調査、検討を行い、地盤の沈下や盛土端部の滑り等が生じないようにする必要があるため、良質な盛土材での置換えや有効な水抜き等の措置を講じる必要があります。

- (4) 地山と盛土部分に滑りが生じないように、段切りその他の必要な措置を講ずること。

盛土高が5 mを超える場合には、原則として高さ5 mごとに小段が設置されるほか必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置を講じる必要があります。

盛土部分が滑り、緩み、沈下し、又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置を講じる必要があります。

- (5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30 cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。

- (6) 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。

事前調査に基づき、必要に応じ透水層、地滑り抑止ぐい及びグラウンドアンカーの設置等の必要な措置を講じる必要があります。

- (7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。

切土等によって生じた崖の表面を保護するため、張芝等の植生工、モルタル吹付工等、浸食防止を目的とした表面保護工を施工する必要があります。ただし、擁壁で覆うことによりこれらの施工に替えることができます。

- (8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。

設置する擁壁は、安定計算等によって、土圧、水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと、倒壊しないこと、基礎が滑らないこと、沈下しないことなどを確かめた構造である必要があります。

(9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。

盛土又は切土をする場合において、地表水等により崖崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除することができるよう、下記①～⑦のいずれにも該当する排水施設を設置しなければなりません。

- ①堅固で耐久性を有する構造のものであること。
- ②陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられているものであること。ただし、崖崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができること。(地盤造成時の暗渠排水管)
- ③その管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること。
- ④専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所に、ます又はマンホールが設けられているものであること。
  - ・管渠の始まる箇所。
  - ・排水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く。)
  - ・管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分のその清掃上適当な箇所。
- ⑤ます又はマンホールに、蓋が設けられているものであること。
- ⑥ますの底に、深さが15センチメートル以上の泥溜めが設けられているものであること。
- ⑦盛土規制法政令第16条第2項の規定による技術的基準に基づき、盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しなければなりません。

**【第7号 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。】**

再生可能エネルギー発電施設を設置するにあたって、切土や盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に設置する場合、雨水や湧水、地下水は地表面の浸食等による崩壊等に繋がり、土地の安定性低下に直接影響を及ぼします。したがって、雨水等の排水対策を確実にを行う必要があります。

また、切土や盛土の土地の形質を変更しない場合でも、再生可能エネルギー発電施設の設置により流出係数が大きく変化し、流量増が発生するため雨水排水施設等の整備は必須となります。

特に太陽光発電施設の場合は、不透水性の太陽光パネルの設置によって、地表の大部分

が被覆されるため、地表面への雨水の到達に隔たりが生じ、地中への浸透が妨げられるとともに、太陽光パネルの遮光によって、その下の植生が失われ長期にわたり裸地又は植生の乏しい状態になるという特性を有します。これによって、従前の土地に比べ雨水の流出量や流下速度の増大、地表の浸食や風化の助長をもたらす恐れがあります。

加えて、表面が平滑であり斜度のある太陽光パネル上では雨水が集中しやすく、架台や太陽光パネルから地表面に雨水が集中的に落下するため、洗掘や雨裂による土砂流出や架台・基礎等の強度低下の恐れがあるといった特性も有していることに留意して、太陽光パネル下端からの流下位置に排水溝の設置又は碎石を敷均すなど、洗掘等を防止する対策を事前に講じることが必要になります。

また、雨水は浸透とせず排水溝等により集水し、必要に応じて有効な調節機能を有する雨水流出抑制施設へ流入させることとします。

- (1) 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。

排水施設の勾配及び断面積を求めるための計画雨水量の算定については、地形等を勘案して排水区域（事業区域＋地形上、事業区域外から流入水が入ってくる区域）を適切に設定する必要があります。

降雨強度は福島県内降雨解析による降雨強度式による10年確率とし、再生可能エネルギー発電施設の設置後の事業区域の流出係数は1.0、流入時間10分、遅滞係数0.20として算定してください。

- (2) 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。

排水施設は立地条件を勘案して、コンクリート、硬質塩化ビニール管など、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久性のある材料で造られ、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。

また、暗渠である構造の部分には、清掃等の維持管理に支障がないよう、管渠の始まる箇所、方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠の内径又は内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの管渠の部分に、ます又はマンホールを設置しなければなりません。

- (3) 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。

土砂の流出を防ぐために、雨水その他の地表水を排除すべきますの底には、深さ15センチメートル以上の泥溜めを設けること。また、必要に応じて沈砂池を設置する必要があります。

- (4) 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。

法面の保護について、植生による保護工を原則としますが、植生による保護が適さない場合又は植生による保護のみでは法面の浸食を防止できない場合には、植生基材マット等の人工材料による適切な保護を行うこと。

また、伐採・伐根や造成等により裸地化すると、降雨によって土砂が流出しやすい状態になり洗掘等及び濁水が発生するおそれがあるため、地表面を保護する措置を講じる必要があります。

- (5) 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。

排水施設は排水区域内（事業区域＋地形上、事業区域外から流入水が入ってくる区域）の雨水を有効に排水するとともに、その排出によって事業区域及びその周辺の地域に溢水による被害が生じない構造及び能力で適切に配置しなければなりません。

そのため、放流先の流末調査を行い、比流量が最小となるネック地点を基に求めた許容放流量と計画雨水量による流量増加を勘案し、放流先の流下能力に支障がある場合には、調整池その他の一時雨水を貯留する雨水流出抑制施設を設置する必要があります。

<雨水流出抑制施設の規模>

計算方法は事業区域の規模により下記のとおり定める。

- ・ 1 h a 未満 (10年確率)
- ・ 1 h a 以上～5 h a 未満 (30年確率)
- ・ 5 h a 以上 (50年確率)

- (6) 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。

事業区域からの排水は公共水域まで接続すること。また、放流先に直接影響を及ぼすことから、水路管理者はもとより水利権利者等（農業用水等や漁業権など）の同意を得る必要があります。

事業区域から公共水域までの排水経路も事業区域に含まれるため、排水経路の検討については禁止区域を経由しないよう留意してください。

**【第8号 道路、河川、水路その他公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。】**

再生可能エネルギー発電施設を設置することにより、その周辺の道路、河川、水路その他の公共施設の機能等が損なわれないよう、発電事業計画をする必要があります。

- (1) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。

発電事業に起因して、事業区域外の周辺道路において車両等の通行に支障が生じないように、これらの道路が有する機能が損なわれない計画とする必要があります。道路幅員は、交通の用に供される幅員（有効幅員）であり、L型側溝、落蓋型U型側溝にコンクリート蓋等を設置した部分を含めた、車両や歩行者等の通行上支障がない部分の幅員として、電柱、道路標識等の工作物が設置されている部分は幅員に含みません。再生可能エネルギー発電施設の工事中及び完了後の維持管理等の際にも機能が損なわれないように計画してください。

- (2) 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。

再生可能エネルギー発電施設の周辺地域における一般の通行（大型車両を含む）に支障を来たさないよう、事業区域に至るまでの道路幅員（有効幅員）は6メートル以上確保されている必要があります。

これは、通常時だけではなく、事業区域の災害時や維持管理等の際も含めて通行に支障を来たさないための道路幅員となります。

- (3) 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。

大型車両等の走行により、既存の道路及び水路が破損するおそれがある場合には、道路法に基づく工事原因者による修繕の協議又は占用等の許可を受ける必要があります。また、道路管理者以外が管理する道路及び水路については、その管理者と協議を行い適切な措置を講じることになります。

道路の使用に際しては、道路交通法に基づく道路の使用の許可を、所轄警察署長から受けなければなりません。

- (4) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。

事業区域の土地に接する道路は、災害時等の緊急車両の進入路を確保することや工

事及び維持管理等のため必要な車両等の出入りによる、第三者との接触事故など公衆災害を防止する必要があります。

そのため、幅員が4メートル未満の場合は、4メートル以上の有効幅員を確保するため必要な措置を講じなければなりません。有効幅員を確保するための敷地は、事業区域内とすることとし、その敷地部分には機能を阻害する工作物や構造物等を設置せずに、一般の通行を含めて安全性を確保する必要があります。

**【第9号 電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他関係法令の基準に適合していること。】**

発電事業の実施にあたっては、条例の技術的な基準を満たすとともに、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る全ての関係法令についても遵守し、適正化を図る必要があります。発電事業者の責任において、関係法令を所管する行政機関へ問い合わせを行い、許認可等の要否を確認のうえ、必要に応じて各法令に基づく手続きを行わなければなりません。

関係法令に基づく許認可等の見込みがない場合や法令に違反している場合は、設置許可はできません。

**【第10号 申請者が不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。】**

発電事業の実施にあたっては、条例を含む関係法令を遵守するとともに、近隣住民等と発電事業者の相互理解のもと信頼関係を構築することで、地域との共生を図る必要があります。

申請者（発電事業者）及び密接に関係を有する者（法人含む）が過去に不正行為（法令違反等）を行った場合など、今後、不正行為をするおそれがあると判断された場合は、設置許可はできません。

**【第11号 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。】**

申請者が暴力団及びその密接関係者である場合は、設置許可はできません。

市は、必要に応じて警察に情報照会を行うなどして、事実関係を確認します。

**[参考：主な技術的基準の資料]**

- ①地上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン
- ②傾斜地設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン
- ③営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン
- ④水上設置型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン

※上記のガイドラインは「国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の資料。ガイドラインについては、継続的に内容の検討が行われており、適宜改訂等が行われるため、利用に際しては最新版を参照すること。

## 12 第12条 標識の設置

(標識の設置)

第12条 設置許可を受けた者(以下「許可事業者」という。)は、当該設置許可を受けた発電事業(以下「許可事業」という。)を実施している間、その事業区域において、公衆の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

(標識の設置)

第8条 条例第12条の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 再生可能エネルギー発電施設の設置場所及びその事業区域の面積
  - (3) 再生可能エネルギー発電施設の区分及び出力
  - (4) 許可事業の予定期間
  - (5) 設置工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (6) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 許可事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えそ

### (1) 標識の設置の趣旨

許可事業者は、許可事業を実施している間、事業の主体等を明確化し近隣住民等との調和を図るため、当該許可事業者の氏名・連絡先や許可事業の概要等を明示した標識を事業区域内の公衆から見えやすい場所に設置しなければなりません。

条例の設置許可を受けた再生可能エネルギー発電施設に対して、標識の設置を義務付けております。

### (2) 標識の記載事項

条例で規定する標識に必要な記載事項は以下のとおりです。再エネ特措法に基づき設置が求められる標識の記載事項とは一部異なっていることに留意してください。

- ①許可事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- ②再生可能エネルギー発電施設の設置場所及び事業区域の面積
- ③再生可能エネルギー発電施設の区分及び出力(定格出力)
- ④許可事業の予定期間
- ⑤設置工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- ⑥再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ⑦その他市長が必要と認める事項

**(3) 記載事項の変更**

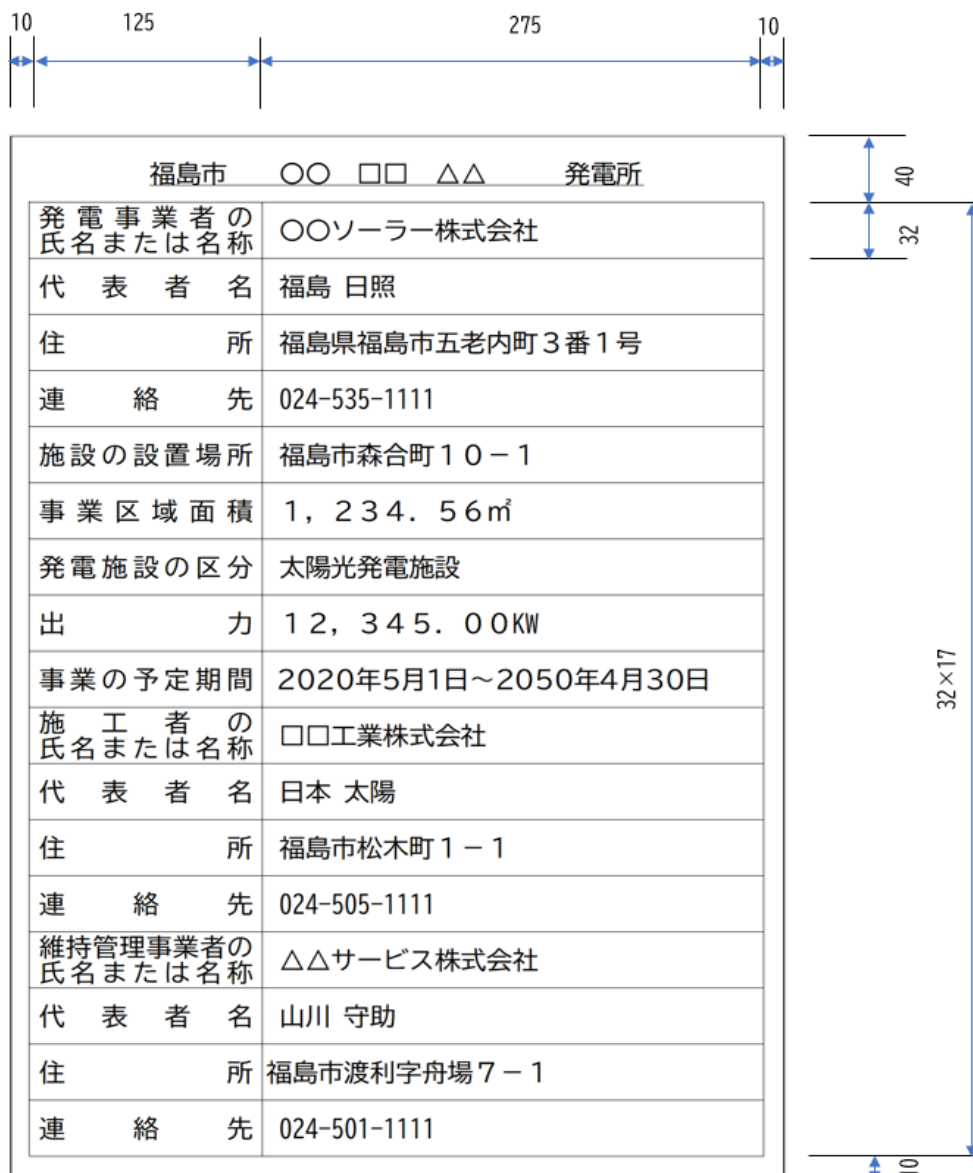
許可事業者は、標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じてください。

なお、標識の変更にあたっては、既に設置されている標識全てを差替える必要はなく、変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

**(4) 標識の様式（下記を基本とし拡大も可）**

標識の材料は、風雨により劣化、風化し文字が消えることのないような適切な材料を使用し、強風等で標識が設置箇所から外れることがないように設置してください。本規定の趣旨を踏まえ、以下を参考に適切なサイズとしてください。

**A 2 サイズ (W = 420 × H = 594)**



### 13 第13条 関係書類の保存及び閲覧

(関係書類の保存及び閲覧)

第13条 許可事業者は、設置許可を受けている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

2 許可事業者は、設置許可を受けている間、近隣住民等の求めに応じ、前項の書類の写し並びに第20条第2項に規定する維持管理計画及び保守点検の記録を、規則で定める方法により、閲覧させなければならない。

(関係書類の保存及び閲覧)

第9条 許可事業者は、条例第13条第2項の規定により書類の閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣住民等から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 条例第13条第2項の規定により閲覧をさせる書類に個人情報が含まれている場合は、当該個人情報が閲覧者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で閲覧させなければならない。

#### (1) 関係書類の保存及び閲覧の趣旨

許可事業者は、許可事業を実施している間、許可事業に関して条例の規定に基づき市長へ提出した書類の写しを保存しなければなりません。この規定は、許可事業者その他の変更等が生じた際に、当該事業者間において適切に許可事業を引き継ぐ必要があるため設けられました。

また、許可事業に対する近隣住民等の理解が十分に図られるよう、近隣住民等からの求めがあった場合、これらの書類のほか、許可事業者が自ら作成する維持管理計画書や保守点検の記録に必要な措置を講じたうえで、閲覧させなければなりません。

#### (2) 関係書類の閲覧

##### ① 閲覧対象の書類

- ・ 条例の規定に基づき、市へ提出した書類（申請書、届出等）の全て
- ・ 条例第20条第2項に規定する維持管理計画及び保守点検記録

##### ② 閲覧場所と時間

許可事業者は、閲覧を求める近隣住民等と閲覧前に十分に協議するなどして、適切な閲覧場所と日時を設定しなければなりません。閲覧が実質不可能となるような閲覧場所や日時の設定は本規定の趣旨に反します。

##### ③ 個人情報の保護

閲覧をさせる書類に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条の個人情報をいう。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報が

閲覧者に明らかとならないよう必要な措置を講じる必要があります。

④その他

許可事業者は、閲覧を求める近隣住民等に対し、閲覧させることにより許可事業の実施が困難になる、または多大な損害が発生するおそれがあるなど、正当な理由なく閲覧を拒むことはできません。

## 14 第14条 設置工事着手届

(設置工事着手届)

第14条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置の工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、着手する日の14日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

(設置工事着手届)

第10条 条例第14条の規定による届出は、設置工事着手届（様式第12号）によるものとする。

### (1) 設置工事着手届の趣旨

許可事業の実施にあたっては、条例に基づく事前協議や設置許可申請の段階で設置工事のスケジュール（予定）を市が確認することとしております。実際の設置工事計画についても、市が適切に把握する必要があるため、この規定が設けられました。

### (2) 届出

許可事業者は、設置工事に着手する日の14日前までに、設置工事着手届（様式第12号）を市長に届出なければなりません。上記の趣旨により事前に届出を要するものであり、届出後、14日間は設置工事に着手できません。

## 15 第15条 設置工事完了届

(設置工事完了届)

第15条 許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日の翌日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(設置工事完了届)

第11条 条例第15条の規定による届出は、設置工事完了届(様式第13号)によるものとし、設置工事前後の写真を添えて提出するものとする。

### (1) 設置工事完了届の趣旨

条例第14条に基づく設置工事着手届と同様に、実際の設置工事計画についても、市が適切に把握する必要があるため、この規定が設けられました。

### (2) 届出

許可事業者は、設置工事の完了日翌日から14日以内に、設置工事完了届(様式第13号)を市長に届出なければなりません。

また、条例第16条に基づく完了検査は、事業区域の「造成等工事」と「全ての設置工事(造成等工事を含む)」のそれぞれの完了後に行うこととなりますが、本規定による設置完了届(様式第13号)は「全ての設置工事(造成等工事を含む)」の完了後に必要な届出を指します。

## 16 第16条 完了検査

### (完了検査)

第16条 許可事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、検査を受けなければならない。

- (1) 設置工事のうち造成等が完了したとき。
- (2) 設置工事の全てが完了したとき。

2 市長は、前項の検査を実施したときは、当該検査を完了した日の翌日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、検査の結果を許可事業者へ通知するものとする。

### (完了検査)

第12条 許可事業者は、事業区域（事業区域を工区に分けたときは、工区）の全部について造成等が完了したときは、造成等工事完了届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長へ届出を行い、速やかに造成等工事完了検査を受けなければならない。

- (1) 施工前後写真
- (2) 工事写真
- (3) 出来形図

2 許可事業者は、設置工事の全てが完了し、条例第15条の規定による届出を行ったときは、速やかに設置工事完了検査を受けなければならない。

3 市長は、前2項の検査の結果、設置許可又は変更許可の内容に適合していると認めるときは、完了検査結果通知書（様式第15号）により通知するものとする。

## (1) 完了検査の趣旨

完了検査を実施することにより、設置許可申請（変更許可申請を含む）で市へ提出された工事設計内容が正しく施工されているかを市において検査することで、許可事業の実施にあたり当該再生可能エネルギー発電施設及び事業区域に起因する土砂災害等を未然に防止する必要があることから設けられた規定です。そのため、雨水排水施設の設置その他の造成工事の状況と発電設備の設置状況を細やかにチェックする必要があるため、「造成等工事完了検査」と「設置工事完了検査」を実施します。

## (2) 検査手順

### ①造成等工事完了届（様式第14号）

雨水排水施設の設置を含む造成工事が完了したとき、造成等工事完了届（様式第14号）を市に提出

### ②造成等完了検査

造成等工事完了届の提出後、速やかに造成等完了検査を実施

※事業区域を工区分けしたときは、各工区で造成等工事完了届出（様式第 14 号）の提出と造成等完了検査を実施

③完了検査結果通知書（様式第 15 号） \*造成等

検査の結果、造成等の工事が設置許可（変更許可含む）の内容に適合していると市が認めたとき、検査完了翌日から 14 日以内に完了検査結果通知書（様式第 15 号）を通知

④設置工事完了届（様式第 13 号）

全ての設置工事の完了日翌日から 14 日以内に、設置工事完了届（様式第 13 号）を市に届出

⑤設置工事完了検査

設置工事完了届の提出後、速やかに設置工事完了検査を実施

⑥完了検査結果通知書（様式第 15 号） \*全ての設置工事

検査の結果、全ての設置工事が設置許可（変更許可含む）の内容に適合していると市が認めたとき、検査完了翌日から 14 日以内に完了検査結果通知書（様式第 15 号）を通知

〔工事完了届の提出と完了検査について〕

- ・許可事業者から市に対し提出される各工事完了届（上記、①及び④）に添付された図書を審査し、内容に不備や不足等がある場合、速やかに完了検査が実施できるよう、許可事業者は必要な補正等を行わなければなりません。
- ・各工事完了届出の内容に不備等がない、または補正等の完了後、許可事業者の立ち合いのもと市による完了検査（実地検査）を実施します。（上記、②及び⑤）  
※完了検査（実地検査）にあたっては、市からの設計・施工内容等の指摘、質問に対する確に回答できる者など適切な者が立ち会う必要があります。
- ・完了検査（実地検査）の際、設置許可（変更許可含む）内容との相違があるなど現地での修正等の指示があった場合、許可事業者は速やかに修正等（現地施工等）を実施しなければなりません。
- ・許可事業者による修正等の完了後、修正前後の写真を市へ提出し、市において設置許可（変更許可含む）内容に適合しているかを確認します。  
写真にて適合状況が確認できない場合は、現地にて再確認します。  
確認の結果、適合と認められるときに検査の完了とします。  
※完了検査日と検査完了日は必ずしも一致しません。

(3) 検査費用

検査に要する資機材類、人員等については許可事業者の負担によるものとします。

## 17 第17条 変更許可

### (変更許可)

- 第17条 許可事業者は、設置許可に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、軽微な変更その他の変更で規則で定めるものについては、この限りでない。
- 2 第7条から前条までの規定（第10条第1項を除く。）は、変更許可について準用する。
  - 3 第1項の規定にかかわらず、第26条第2項の規定により当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継した相続人は、規則で定める日までに変更許可を受けなければならない。この場合において、第9条から前条までの規定（第10条を除く。）を準用する。
  - 4 前2項の規定により準用される第14条及び第15条の規定による届出並びに前条第1項の検査は、市長が認める場合は省略することができる。
  - 5 許可事業者は、第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
  - 6 許可事業の一部の承継に係る変更許可があった場合において、当該許可事業の一部を承継した者は、新たに設置許可を受けた者とみなす。

### (変更許可及び変更届)

- 第13条 変更許可の申請をする者は、変更許可申請書（様式第16号）に、第4条第1項各号に規定する書類等のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出するものとする。
- 2 市長は、変更許可をするときは、変更許可通知書（様式第17号）により通知するものとする。
  - 3 条例第17条第1項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。
    - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更。ただし、許可事業者に係る承継を伴わないものに限る。
    - (2) 再生可能エネルギー発電施設の面積、形状等の変更を伴わない更新による変更
    - (3) 条例第26条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した場合における、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
    - (4) 環境の保全、災害発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更
  - 4 条例第17条第3項の規則で定める日は、相続のあった日から6月を経過する日とする。
  - 5 条例第17条第5項の規定による届出は、軽微変更届（様式第18号）により行うものとする。ただし、条例第26条第3項の規定による届出を行う場合は、これを省略することができる。

## (1) 変更許可（変更届）の趣旨

許可事業者は、設置許可の内容を変更しようとする場合、あらかじめ市長の変更許可を受けなければなりません。この規定は、条例第 10 条の設置許可の趣旨と同様に、より適正な発電事業の実施を認め、地域と発電事業との共生を図るため設けられたものです。よって、変更許可を受けるためには、条例の設置許可基準を満たす必要があるだけでなく、市との事前協議や近隣住民等への説明及び意見の聴取など、条例に基づく手続きを要します。

## (2) 変更許可と変更届

設置許可の変更内容によって、変更に係る「許可申請」または「届出」の手続きが必要となります。条例では、規則で定める軽微な変更等を行う場合に「変更届」を要するものとし、それ以外の変更を行う場合は全て「変更許可」の手続きを要することとなります。

また、許可事業の地位を承継する場合は、条例第 26 条（地位の承継等）の手続きが必要となります。（100 ページ参照）

### 〔変更届が必要な軽微な変更等〕

- ①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更。ただし、許可事業者に係る承継を伴わないものに限る。
  - ➡氏名、住所等の変更を指すものであり、法人（許可事業者）自体の変更は軽微な変更等には該当しません。
- ②再生可能エネルギー発電施設の面積、形状等の変更を伴わない更新による変更。
  - ➡再生可能エネルギー発電施設を構成する設備等の修理、交換等を指します。
- ③条例第 26 条第 1 項の規定により許可事業者の地位を承継した場合における、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名。
  - ➡地位承継後の氏名、住所等の変更を指すものであり、法人（許可事業者）自体の変更は軽微な変更等には該当しません。
- ④環境の保全、災害発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更。
  - ➡現時点で定めておりません。

### 〔変更許可が必要な変更内容〕

上記の①～④以外の変更については、全て変更許可が必要となります。

## (3) 変更許可の手続き

### ①申請に必要な書類

変更許可申請書（様式第 16 号）に必要な書類を添付のうえ、あらかじめ市へ申請しなければなりません。変更許可申請に必要な書類は、条例第 7 条に基づく事前講

義において添付する書類のうち、当該変更に係る書類を必要書類として添付していただきますので、事前に市と十分な協議のうえ、必要書類を決定します。

#### ②条例に基づく手続き

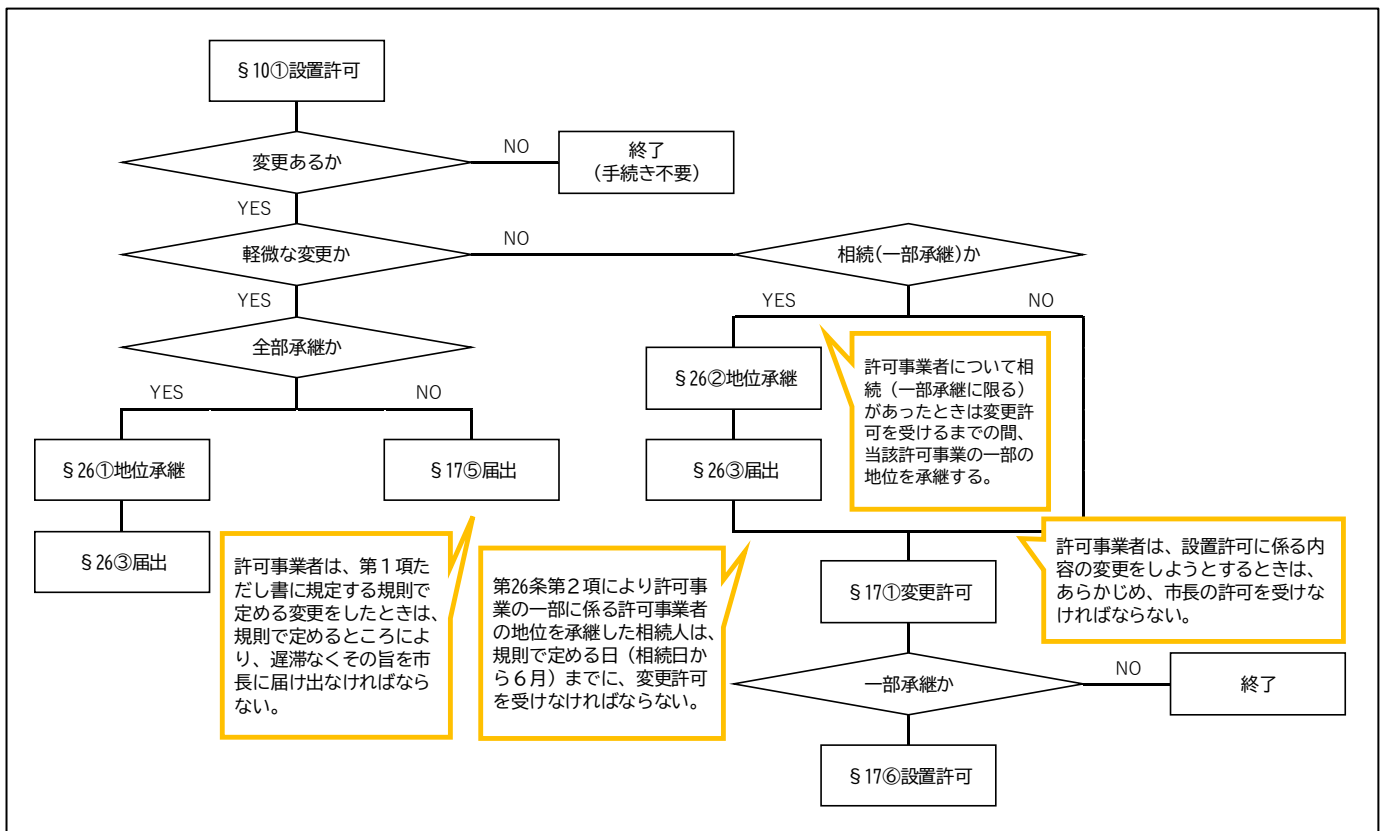
変更許可にあたっては、条例第7条～第16条（第10条第1項を除く）の規定を準用します。変更許可申請内容が条例第11条の許可基準を満たしているか審査することはもちろんのこと、設置許可同様に事前協議や近隣住民等への説明会の開催等の手続きも要することとなります。

ただし、変更許可申請時点で、条例第16条の規定に基づく完了検査が実施済みで、変更内容が設置工事の変更を伴わない場合などは、条例第14条（設置工事着手届）や第15条（設置工事完了届）の届出や第16条の完了検査を省略することも可能ですので、事前に市と十分な協議を行い手続きの要否を確認してください。

#### (4) 変更届の手続き

許可事業者は、設置許可の変更内容が、軽微な変更等に該当する場合、遅滞なく市長へ軽微変更届（様式第18号）により届出を行う必要があります。

#### (5) 変更許可（変更届）と地位承継（一部・全部）の関係（手続きの流れ）



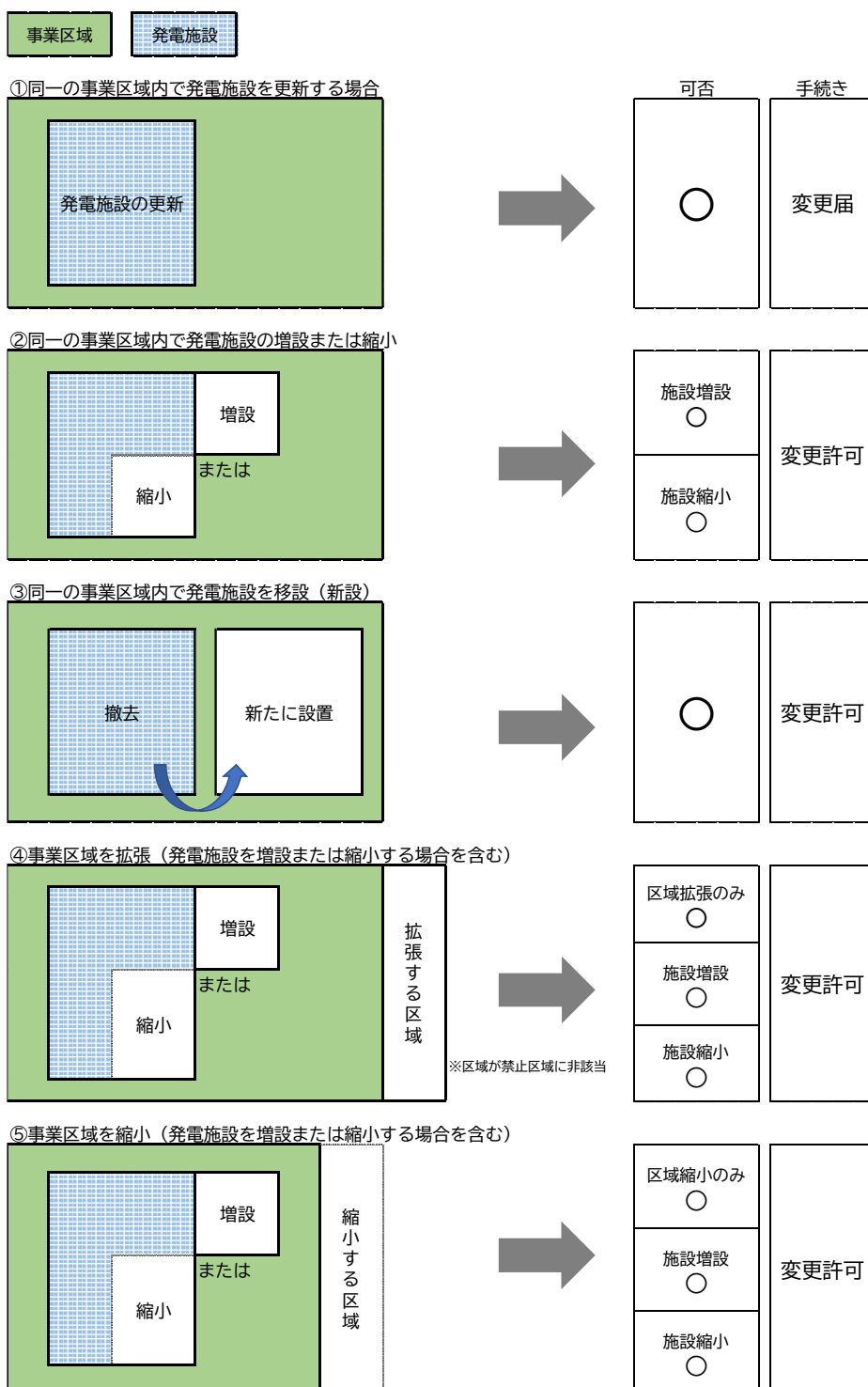
【参考：条例に基づく変更内容と禁止区域との関係】

許可事業を変更する場合、「変更許可」または「変更届」の手続きを要し、変更許可申請にあたっては、条例の許可基準の全てを満たす必要があります。

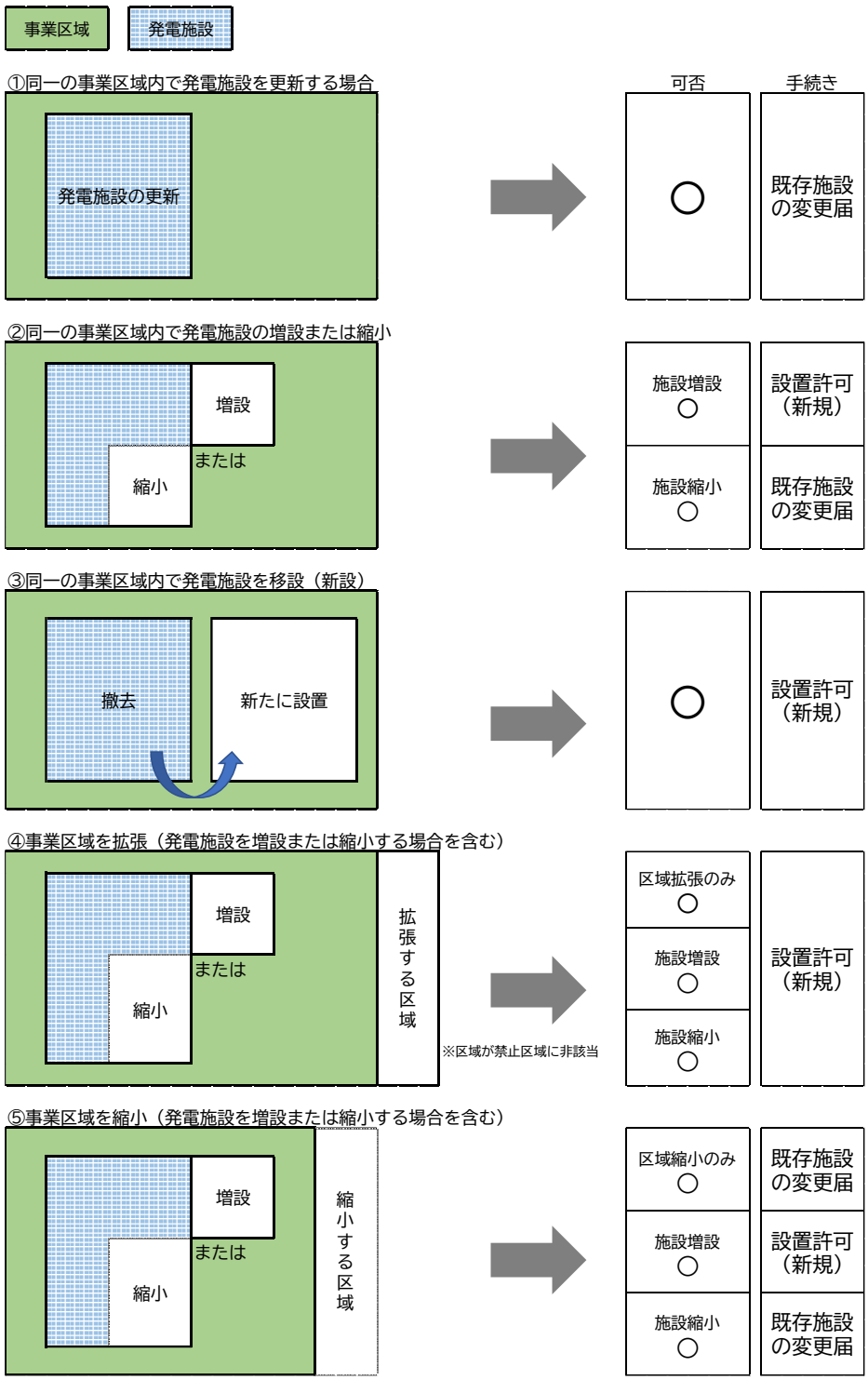
また、条例附則により、条例の施行日前に設置工事に着手した既存施設についても、既存発電事業を変更する場合、「既存施設の変更届」または新規の「設置許可」を要することとなります。ここでは、発電施設が立地する事業区域が禁止区域に該当するか否かによって、変更に伴い必要となる条例の手続きを類型化して掲載します。

変更が認められる場合であっても、改めて設置許可基準を満たす場合があります。

●許可事業を変更する場合



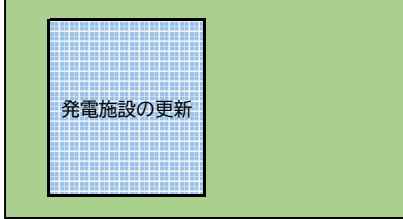
●既存事業を変更する場合（事業区域が禁止区域に該当しない場合）



●既存事業を変更する場合（事業区域が禁止区域に該当している場合）

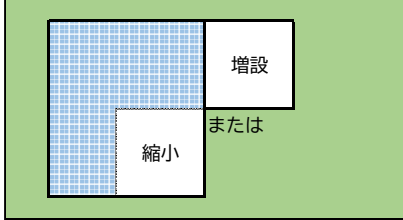


①同一の事業区域内で発電施設を更新する場合



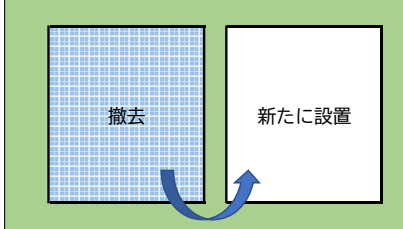
可否	手続き
○	既存施設 の変更届

②同一の事業区域内で発電施設の増設または縮小



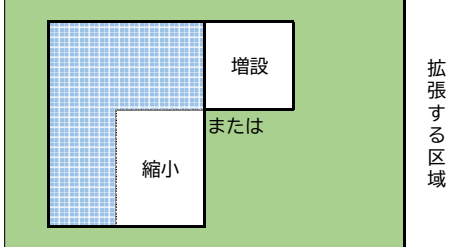
施設増設 ×	—
施設縮小 ○	既存施設 の変更届

③同一の事業区域内で発電施設を移設（新設）



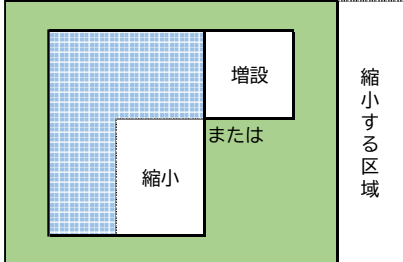
×	—
---	---

④事業区域を拡張（発電施設を増設または縮小する場合を含む）



区域拡張のみ ×	—
施設増設 ×	
施設縮小 ×	

⑤事業区域を縮小（発電施設を増設または縮小する場合を含む）



区域縮小のみ ○	既存施設 の変更届
施設増設 ×	—
施設縮小 ○	既存施設 の変更届

## 18 第18条 非常時の連絡先の公表

(非常時の連絡先の公表)

第18条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置する場合は、当該再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、あらかじめ公表しなければならない。

(非常時の連絡先の公表)

第14条 条例第18条の規定により再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制（以下この条において「非常時の連絡先」という。）を公表するときは、次に掲げる方法の全てによるものとする。

- (1) インターネット等
- (2) 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示
- (3) 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会における回覧等

2 許可事業者は、非常時の連絡先の内容に変更が生じたときは、速やかに前項各号に掲げる方法による公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 非常時の連絡先を公表する期間は、許可事業を実施する間とする。

### (1) 非常時の連絡先の公表の趣旨

再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域において、予期せぬ災害等が発生した場合や災害発生に伴い第三者に対し損害を与えるおそれがある場合など、非常時には許可事業者の責任において、速やかに対処する必要があります。市及び市民がその災害等の発生を覚知した段階で許可事業者へ速やかに連絡ができるよう、非常時の連絡先の公表規定が設けられました。そのため許可事業者は、連絡体制を整え、あらかじめ公表し、連絡体制等に変更が生じた場合は、公表内容の変更等必要な措置を講じる必要があります。

### (2) 非常時の連絡先の公表方法

次に掲げる方法の全てにより公表しなければなりません。

①インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法

②事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示

規定の趣旨から、通常、目視可能なサイズや文字色を使用するものとします。

③近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会における回覧等

規定の趣旨から、対象者への回覧だけでなく、ポスティング、戸別訪問による書面配布、郵送、電子メール等適切な公表方法を検討すること。

### (3) 公表する事項

公表しなければいけない連絡体制は、災害等が発生した場合を想定し、その対処を速やかに行うことができる適切な者の連絡先としなければなりません。

また、連絡先のみを公表しても、当該連絡先と対象の再生可能エネルギー発電施設が紐づかなければ公表する意味合いが薄れてしまいます。

したがって、公表する事項は少なくとも以下内容を網羅するとともに、適切な事項を積極的に公表してください。

- ①再生可能エネルギー発電施設の名称
- ②再生可能エネルギー発電施設の設置場所の住所（代表地番など）
- ③許可事業者名
- ④非常時に対応可能な事業者名（法人名）、電話番号、メールアドレス

※必ずしも許可事業者と同一である必要はありません。

### (4) その他

非常時の連絡先の公表は、許可事業を実施している間継続的に公表しなければなりません。

また、連絡先等に変更が伴う場合は、速やかに変更後の内容に修正のうえ、公表するなど必要な措置を講じなければなりません。

## 19 第19条 定期報告

(定期報告)

第19条 許可事業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、年度ごとに市長に報告しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の撤去費用の確保の状況
- (3) 第11条に規定する基準及び条件に適合している状況

2 前項の規定による報告は、許可事業を廃止するまで行わなければならない。

(定期報告)

第15条 条例第19条第1項の規定による報告は、定期報告書(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 点検等に係る報告書の写し
- (2) 撤去費用の確保状況を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (1) 定期報告の趣旨

許可事業者は、許可事業の実施にあたり、将来にわたって再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域に起因する災害等の発生を防止し、地域との共生を図らなければなりません。

また、許可事業の廃止にあっても発電施設を撤去するなど適切な対応が求められます。

許可事業者による再生可能エネルギー発電施設等の維持管理状況などを毎年度市へ報告することで、許可事業者によるこれらの取り組みが適切に担保されているかを確認するため、この規定が設けられました。

### (2) 定期報告の内容

- ・再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況
- ・再生可能エネルギー発電施設の撤去費用の確保の状況
- ・設置許可基準及び許可条件に適合している状況

### (3) 定期報告の方法と添付書類

定期報告書(様式第19号(その1))に必要な書類を添付のうえ、市へ提出してください。

〔添付書類〕

①点検等に係る報告書の写し

維持管理を行うにあたって実施している保守点検、定期点検の実施結果を記録した報告書の写し

②撤去費用の確保状況を示す書類

発電事業の実施にあたり、条例第9条の規定により確保が義務付けられている発電施設の「撤去費用」について、必要経費とその確保状況を具体的に示した書類

③その他市長が必要と認める書類

- ・ 条例第20条第2項の規定により定める維持管理計画
- ・ 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の維持管理状況が分かる書類や写真
- ・ 許可事業実施にあたっての事業体系図  
発電事業者、維持管理者、保守点検者だけでなく、事業信託契約などを含む詳細な体系図
- ・ 保険加入契約書等の写し（火災保険、地震保険、第三者賠償保険）

（4）定期報告の時期

4月～5月に前年度分の実績を踏まえ市へ報告すること。

※許可事業を廃止するまで毎年度の報告義務が課されます。

## 20 第20条 維持管理及び保守点検

(維持管理及び保守点検)

第20条 許可事業者は、規則で定める維持管理に関する基準に従って、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定による管理に必要な維持管理計画を定め、再生可能エネルギー発電施設に係る保守点検を実施し、及び記録し、並びに当該記録を保管しなければならない。

(維持管理及び保守点検)

第16条 条例第20条第1項の規則で定める維持管理に関する基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されること。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

2 条例第20条第2項に規定する維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 維持管理の基本的事項
- (2) 維持管理の実施体制
- (3) 保守点検の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の周辺において土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (5) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 許可事業者は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合は、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう維持管理計画の見直しを行わなければならない。

## (1) 維持管理及び保守点検の趣旨

許可事業者は、許可事業を長期安定的に実施するため、再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域に起因する土砂災害やその他の自然災害の発生を防止し、周辺環境の保全上支障が生じないように、適正に維持管理を行う必要があります。

また、万が一、土砂災害等が発生した場合やそのおそれがある場合にも速やかに対処できるよう体制を構築するなど計画的に維持管理を継続する必要があります。

## (2) 維持管理基準

許可事業者は、次に掲げる維持管理に関する基準に従って、再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域を適正に維持管理しなければなりません。

①再生可能エネルギー発電施設及び事業区域は、土砂災害及びその他の自然災害の防止及び周辺地域の環境保全に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態が維持されていること

②再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の周辺において、土砂災害及びその他の自然災害等が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全上の支障が生じないために必要な措置が速やかに講じられること

③再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合は、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること

## (3) 維持管理計画

許可事業者は、上記の基準に従って維持管理計画を作成し、当該計画に基づき維持管理を行わなければなりません。

なお、電気事業法第 42 条で定める保安規定を作成している場合や再エネ特措法の維持管理計画を作成済みの場合で、規則第 16 条第 2 項に定めている記載事項が記載されている場合は、それらをもって本規定で作成しなければならない維持管理計画として差支えありません。ただし、下記の「維持管理計画において記載する項目」の内容が不足している場合は、追加または別紙にて記載する必要があります。

## (4) 維持管理計画において記載する項目

### ①維持管理の基本的事項

- ・ 作成日
- ・ 許可事業者情報  
名称、代表者名、事務所の所在地、電話番号
- ・ 保守点検責任者情報  
名称、代表者名、事務所の所在地、電話番号
- ・ 再生可能エネルギー発電施設情報  
名称、区分（太陽光または風力）、発電出力、設置場所、事業区域面積、地目、許可事業の実施期間（予定）

- ・維持管理の内容  
再生可能エネルギー発電施設（電気変換施設（本体）と附帯設備）、事業区域（排水施設等を含む）のそれぞれで行う維持管理の内容
- ・保険の加入状況（火災保険、地震保険、第三者賠償保険）
- ・許可事業を廃止する際の対応  
防災、環境保全措置、原状回復など

②維持管理の実施体制

- ・再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の維持管理に関する組織体制や人員体制及び連絡体制（組織図などを用いて記載）

※維持管理を委託している場合や電気主任技術者が必要な場合は、その者を含めること。

③保守点検の内容

- ・点検箇所、点検項目、点検方法及びその実施頻度

〔保守点検内容〕

下記に記載の点検箇所及び点検項目は、条例第 19 条の規定に基づく定期報告における点検内容となりますので、維持管理計画においても必須の内容としてください。

該当する再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の状況によって、必要と考えられる項目を追加してください。

点検箇所	点検項目	点検方法	点検周期	備考
太陽電池モジュール・風車	表面に腐食及び著しい破損がないか。			
	著しい変形がないか。			
パワーコンディショナー、ケーブル、配電線管、電力変換装置、変圧器等	腐食及び著しい破損がないか。			
	外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。			
	電線管が破損していないか。			
	異常音や異臭はないか。			
太陽電池モジュールの架台・風車を支持する工作物・基礎の状態	腐食及び著しい破損はないか。			
	地盤の沈下は生じていないか。			
事業区域の状態	地盤の崩壊、土砂崩れが発生していないか。			

	地盤の被覆の状態は良好か。			
	著しい浸食は発生していないか。			
	草刈りを行っているか。			
	外部への土砂流出はないか。			
	擁壁に有害な変状が発生していないか。			
	排水側溝は閉塞していないか。			
	柵塀・標識は損壊していないか。			
	不法投棄は発生していないか。			
	調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。			

④再生可能エネルギー発電施設等の周辺において土砂災害及びその他の自然災害が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制

- ・想定される災害発生（土砂災害のほか、暴風、豪雨、火災など）ごとの具体的な対策、実施体制の種類に応じた措置の内容

〔維持管理計画への記載事項〕

維持管理計画には以下例を参考に、具体的な災害や気象条件を想定した措置や実施体制を記載する必要があります。

項目	維持管理の方針や措置
台風（強風）による設備の飛散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光モジュール、架台の固定部にゆるみがないことを点検</li> <li>・基礎等に強度が不足するような劣化がないことを点検（ボルトの増し締め、劣化した設備の撤去や補修など）</li> <li>・事業区域内に存する残置物の飛散により発電施設を構成する設備等が破損しないよう対処</li> </ul>
豪雨（洪水）による水害・土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂崩れ等の兆候がないかを点検</li> <li>・排水施設の損傷やその機能が確保されているかを点検（堆積土砂の除去など排水施設の機能を確保、排水施設そのものの破損等がある場合は修繕、法面保護、裸地化している表土保護、土嚢の設置など）</li> </ul>

地震や豪雪による倒壊等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光モジュール、架台の固定部にゆるみがないことを点検</li> <li>・ 基礎等に強度が不足するような劣化がないことを点検 (ボルトの増し締め、劣化した設備の撤去や補修など)</li> </ul>
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ②のとおり</li> </ul>

⑤再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制

- ・ 速やかな復旧、周辺地域の保全上の支障除去のための具体的な対策、実施体制など（初動体制、応急処置、二次災害防止対策、復旧措置、再発防止対策など）

※県、市、消防、警察を災害等発生時の連絡体制に入れること。

⑥①～⑤以外に市長が必要と認める事項

#### (5) 維持管理計画の見直し

維持管理計画は、計画段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、確認や見直しを行ってください。

#### (6) 維持管理計画の提出

条例第 19 条の規定による市への定期報告に添付してください。

## 21 第21条 事故等の報告

(事故等の報告)

第21条 許可事業者は、事故又は土砂災害その他の災害により、事業区域内の再生可能エネルギー発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、直ちに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧、環境保全その他必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(事故等の報告)

第17条 条例第21条の規定による報告は、事故等発生報告書(様式第20号)によるものとする。

### (1) 事故等の報告の趣旨

許可事業の実施にあたっては、災害等発生防止の観点から厳格な設置許可基準を適用し、許可事業者は許可事業の廃止に至るまで継続して適正な維持管理を行わなければなりません。しかし、このような場合でも、想定外の事故等発生リスクがあることから、条例第20条の規定により事故等の発生を想定した維持管理計画を定めることに加え、本規定により事故等の報告義務が課されます。

### (2) 再生可能エネルギー発電施設の復旧等

許可事業者は、事故または土砂災害等により、再生可能エネルギー発電施設に損壊が生じた場合や周辺地域の環境保全上支障が生じた場合は、直ちに発電施設の復旧や環境保全上必要な措置を講じなければなりません。

### (3) 市への報告

許可事業者は、上記対応を行うとともに、事故等発生報告書(様式第20号)により、遅滞なく市長へ事故の状況・原因、復旧状況、再発防止対策などを報告しなければなりません。

〔本規定の解釈〕

「復旧、環境保全その他必要な措置」には、再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域に起因する災害が発生した際の、被害拡大防止や二次災害防止のため許可事業者が行わなければならないあらゆる措置が含まれます。よって、事故や土砂災害等により、再生可能エネルギー発電施設に損壊が生じた場合や周辺地域の環境保全上支障が生じた場合は、市及び関係機関に対し、発生日時、場所、その状況などを第一報(速報)として報告しなければなりません。また、報告を受け、市が速やかに現地確認を行うなどして、正確な状況の把握と復旧等へ向けた具体的な指導等を行います。

## 22 第22条 撤去開始届

(撤去開始届)

第22条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(撤去開始届)

第18条 条例第22条の規定による届出は、撤去開始届(様式第21号)によるものとする。

### (1) 撤去開始届の趣旨

許可事業の実施にあたっては、発電事業の実施期間等のスケジュールを市があらかじめ確認し、設置許可(変更許可を含む。)を出すこととしております。再生可能エネルギー発電施設の撤去工事の実施にあたっては、具体的な工事スケジュールや撤去後の措置等を把握する必要があることからこの規定が設けられました。

### (2) 届出

許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、撤去開始届(様式第21号)を市長に届出なければなりません。

### (3) 再生可能エネルギー発電施設の撤去後の措置等

撤去開始届の提出にあたっては、当該再生可能エネルギー発電施設の撤去後の処置及び廃棄物の処理方法を届出書に記載いただくこととなります。これは、再生可能エネルギー発電施設の撤去後においても、事業区域及びその周辺環境の保全を図るとともに、使用されなくなった発電施設が放置されるなど不適切な状態とならないよう、撤去後の土地利用(例:事業区域内の防災措置や植栽により森林に戻すなど)や廃棄物の処分業者への具体的な依頼内容を市があらかじめ確認するためのものです。

#### 〔再生可能エネルギー発電施設の撤去に関する留意事項〕

再生可能エネルギー発電施設の撤去工事により発生した廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他関係法令を遵守し、適切に処分する必要があります。

撤去及び処分の実施にあたっては、資源エネルギー庁が発出する「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)2025年4月改訂」及び「事業計画策定ガイドライン(風力発電)2025年5月改定」において明記されているため、参考としてください。

#### ①撤去及び処分

発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと。

#### ②合意事項への責任ある対応

事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

#### ③感電事故防止対策（太陽光発電施設）

太陽光発電設備は、系統から解列した場合でも、太陽電池モジュールに光が当たることによって発電することがあるため、感電防止の観点から、第三者がみだりに立ち入らないような対策、発電しないような対策、または発電しても十分に低い電圧となるような対策等適切な措置を講じるように努めること。

#### ④倒壊等の防止（風力発電施設）

風力発電施設にあたっては、事業を終了してから撤去までの期間、風車の倒壊等による周辺への危険がないよう適切に管理すること。

## 23 第23条 撤去完了届

(撤去完了届)

第23条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(撤去完了届)

第19条 条例第23条の規定による届出は、撤去完了届(様式第22号)によるものとする。

### (1) 撤去完了届の趣旨

条例第22条の規定に基づく撤去開始届で示された撤去後の処置等、撤去計画が適切に実施されたかを確認する必要があることから、この規定が設けられました。

### (2) 届出

許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から30日以内に、撤去完了届(様式第22号)を市長に届出なければなりません。

撤去完了届の提出にあたっては、撤去後の事業区域の状況や条例第22条の規定に基づく撤去開始届で示された「撤去後の処置」を確認するため、撤去後の現況写真を添付していただくこととなります。

## 24 第24条 許可事業の廃止

### (許可事業の廃止)

第24条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去を完了し、前条の規定による届出の後でなければ、許可事業を廃止することができない。

2 許可事業者は、許可事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 許可事業が廃止されたときは、当該許可事業に係る設置許可（変更許可を含む。）は、その効力を失う。

### (廃止届)

第20条 条例第24条第2項の規定による届出は、許可（既存）事業廃止届（様式第23号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 許可事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第24条第2項の規定による届出を受けた場合で、撤去等の措置が適切に行われたと認めたときは、許可事業者へ通知するものとする。

3 許可事業は、前項の規定による通知をもって廃止されるものとする。

4 第1項から前項までの規定は、既存事業の廃止について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第24条第2項」とあるのは「条例附則第2項の規定により読み替えて適用する条例第24条第2項」と、第1項及び第3項中「許可事業」とあるのは「既存事業」と、第2項中「場合で、撤去等の措置が適切に行われたと認めたときは、許可事業者」とあるのは「場合は、既存事業者」に読み替えるものとする。

### (1) 許可事業の廃止の趣旨

許可事業者は、条例第23条の規定に基づく撤去完了届の内容に基づき再生可能エネルギー発電施設を適切に撤去した後でなければ許可事業を廃止することはできず、許可事業が廃止されるまでは設置許可（変更許可を含む。）の効力は継続されることとなります。従って、適切に撤去工事が完了し、許可事業を廃止しなければ、条例に基づく義務規定（維持管理、定期報告等）が適用され、市の権限が及ぶこととなります。

この規定は、再生可能エネルギー発電施設の適切な撤去を担保し、廃止に至るまで市の関与を継続するために設けられたものです。

### (2) 届出（手続きの流れ）

①撤去完了届（様式第22号）を市長へ届出

②許可（既存）事業廃止届（様式第23号）を市長へ届出

〔添付書類〕

・許可事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図

条例第 22 条の規定に基づく撤去開始届で記載する撤去後の処置を具体的に示した平面図

・その他市長が必要と認める書類

許可事業の内容、撤去の状況を考慮し、必要と認められる書類（市との協議により決定）

③市（環境政策課）による現地確認

必要に応じて許可事業者立ち合いのもと、市関係部署と連携し現地確認を実施し、現地確認の結果、再生可能エネルギー発電施設の撤去及び撤去後の防災その他の措置が適切に行われたことを確認

④市（環境政策課）から許可事業者に対し許可事業廃止の通知

通知をもって、許可事業の廃止（＝設置許可（変更許可を含む。）が失効）

## 25 第25条 原状回復

(原状回復)

第25条 許可事業者は、前条の規定により許可事業を廃止したときは、当該事業区域を原状に回復するよう努めなければならない。

### (1) 原状回復の趣旨

許可事業の廃止にあたり市へ届出される撤去開始届、撤去完了届、許可（既存）事業廃止届において、再生可能エネルギー発電施設の撤去後の措置等を市が確認します。

再生可能エネルギー発電施設の撤去後は、森林が伐採され、表土が掘り起こされるなど、その状況によって土砂災害等の発生リスクが懸念されます。

そのため、許可事業を廃止したときは、土砂流出等が発生しないよう安全対策を講じ、事業区域の原状回復に努めなければなりません。

## 26 第26条 地位の承継等

(地位の承継等)

第26条 許可事業者が許可事業の全部を譲渡し、又は許可事業者について相続、合併若しくは分割（当該許可事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該許可事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可事業の全部を承継した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 許可事業者について相続（当該許可事業の一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人は、相続のあった日から第17条第3項の規則で定める日までの間において、当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継する。この場合において、当該期間内に同項の変更許可の申請をした相続人にとっては、相続の日から当該申請に係る処分の日までの間において、当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継等)

第21条 条例第26条第3項の規定による届出は、許可事業承継届（様式第24号）によるものとする。

### (1) 地位の承継等の趣旨

発電事業の実施にあたっては、当初計画の変更が伴うだけでなく、発電事業の譲渡等により発電事業実施の権利等が移動する例も少なくありません。

条例では、設置許可の計画変更に際して必要な変更許可申請（変更届）の手続きを定めることに加え、事業譲渡等が行われた後の権利関係を明らかにし、その地位を承継された者へ条例に基づく義務等を適正に履行していただくため、この規定が設けられました。

### (2) 届出

許可事業の全部譲渡、相続、合併、分割によりその全部を承継したときは、その承継人は条例上の地位を承継します。承継人は承継の日から30日以内に許可事業承継届（様式第24号）に以下の添付書類を添えて、市長に届出なければなりません。

〔添付書類〕

①承継の事実を証する書類

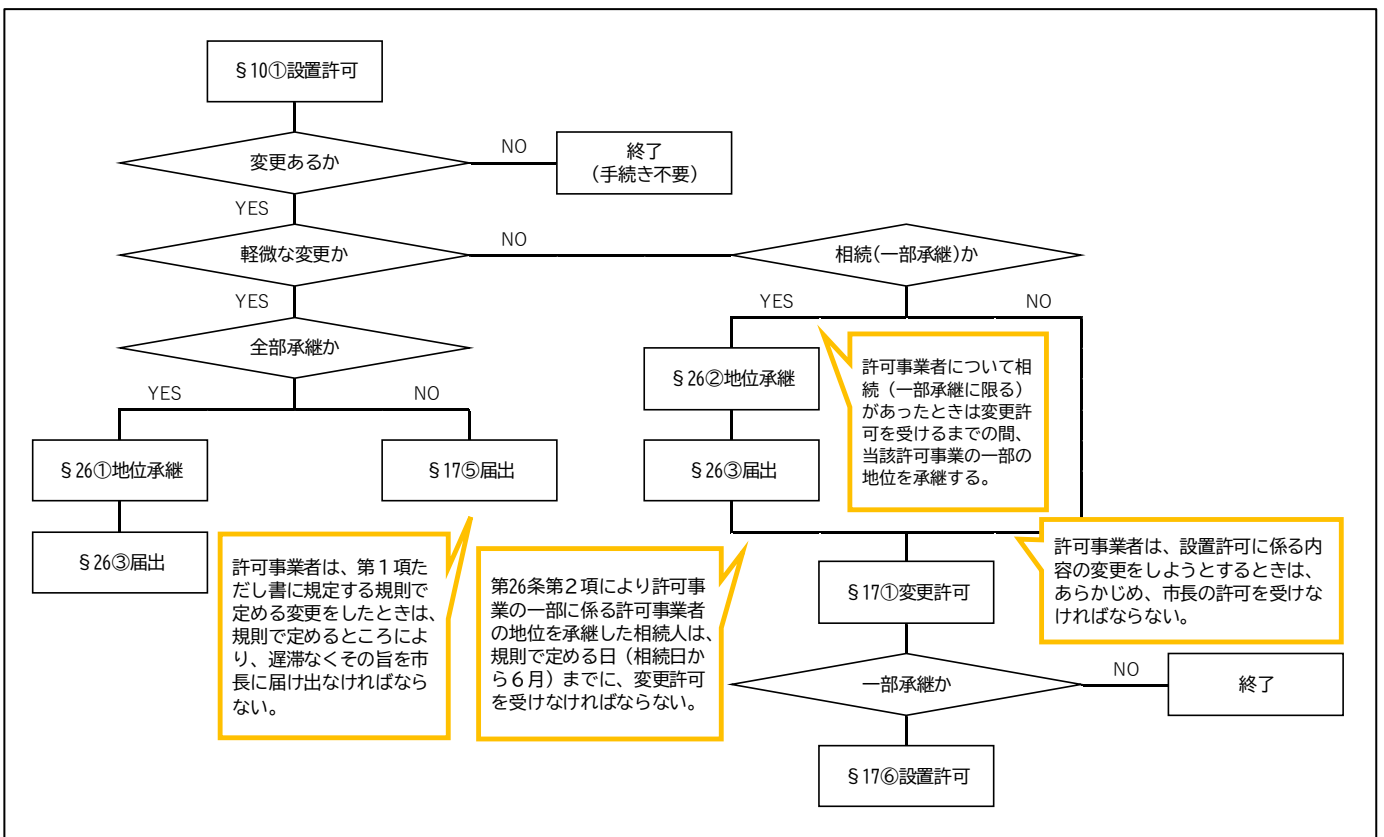
事業譲渡契約書の写しなど

②その他市長が必要と認める書類

・地位承継者の登記事項証明書（法人登記簿）※法人である場合

- ・事業実施にあたっての事業体系図  
発電事業者、維持管理者、保守点検者、非常時対応者だけでなく、事業信託契約などを含む詳細な体系図（連絡先の記載も行うこと）
- ・撤去等費用の確保状況を示す書類  
必要経費とその確保状況を具体的に示した書類
- ・保険加入契約書等の写し  
火災保険、地震保険、第三者賠償保険について、その加入状況が確認できる書類

### (3) 変更許可（変更届）と地位承継（一部・全部）の関係（手続きの流れ）※再掲



## 27 第27条 報告の徴収

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

### (1) 報告の徴収の趣旨

市長は、許可事業の実施にあたり、条例に基づく義務規定が適切に履行されているかなど、条例の目的に照らし、許可事業者に対して必要な報告や関連する資料の提出を求めることができます。

## 28 第28条 立入検査

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして許可事業者その他当該許可事業に係る整備、運営等を行う事業者に対し、その事務所若しくはその事業区域に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(身分証明書)

第22条 条例第28条第2項の証明書は、身分証明書（様式第25号）によるものとする。

### (1) 立入検査の趣旨

市長は、条例の目的に照らし必要な限度において、職員に許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の事務所、事業区域に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問させることができます。

## 29 第29条 指導及び助言

(指導及び助言)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

### (1) 指導及び助言の趣旨

市長は、条例の目的に照らし必要な限度において、発電事業者に対して指導及び助言を行うことができます。

この規定は、条例に基づく設置許可基準や義務規定等に反している、またはそのおそれがある場合などに、発電事業の適正化を図るために設けられた規定であり、指導及び助言の実施後の状況によっては、再度の指導等を行います。

また、条例の実効性を高める観点から、発電事業者に対しては、必要に応じた現地立会い等、現状の把握ができるよう協力を求めながら、丁寧で確実な対応をしていくものです。

### (2) 既存事業者への指導及び助言

この規定は、条例の対象となる発電事業者へ適用されるもので、適用範囲は既存事業者（後述のとおり）にも及びます。よって、既存施設において、土砂流出等の防止対策等が適切に行われていない場合などは、その改善のための技術的な指導や助言を行います。

### 30 第30条 勧告

(勧告)

第30条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 設置許可を受けないで、発電事業を実施する者
- (2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者
- (3) 変更許可を受けずに、設置許可の内容を変更して発電事業を実施する者
- (4) 第19条第1項の規定による定期報告を行わず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
- (5) 第20条の規定による維持管理又は保守点検を行わない者
- (6) 第21条の規定による事故等の報告を行わず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
- (7) 第27条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (8) 第28条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (9) 許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設に起因して災害が発生し、若しくは災害の被害が拡大し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該許可事業を実施している者

#### (1) 勧告の趣旨

市長は、条例の目的に照らし、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

この規定は、条例に基づく行政指導を実施する際に、具体的な事案を想定し、より重大である場合に勧告を実施できるものとししました。

#### (2) 勧告の事由

市長は以下のものに対して、勧告することができます。

##### ①設置許可を受けないで、発電事業を実施する者

発電事業には、再生可能エネルギー発電施設を設置するための竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成が含まれます。

##### ②設置許可及び変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者

許可の内容に適合しない発電事業とは、条例第11条及び施行規則第7条に規定する設置許可の基準に反する場合だけでなく、条例第11条第2項に基づき付される許可の条件に反する場合も含まれます。

##### ③変更許可を受けずに、設置許可の内容を変更して発電事業を実施する者

##### ④条例第19条に規定する定期報告を行わない者や虚偽の定期報告を行った者

⑤条例第 20 条に規定する維持管理、または保守点検を行わない者

維持管理基準に基づく維持管理計画に則った具体的な維持管理や保守点検を指します。

⑥条例第 21 条に規定する事故等の報告を行わない者や虚偽の事故等の報告を行った者

⑦条例第 27 条に基づき市長が行う報告の徴収に対して、報告や資料の提出をしない者や虚偽の報告、もしくは虚偽の資料の提出をした者

⑧条例第 28 条に規定する立入検査を拒む者、妨げる者、または避ける者

⑨許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設に起因する以下の状態であると市長が認める場合に、許可事業を実施している者

- ・災害が発生するおそれがある
- ・災害の被害が拡大するおそれがある
- ・自然環境、もしくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある

### (3) 勧告内容の実施期限

上記の者に対する勧告では、具体的な事案に即し、「必要な措置」の実施期限を設定します。この実施期限内に必要な措置を行わない場合も「勧告に従わないとき」に含まれるため、条例第 31 条の措置命令に移行する場合があります。

### 31 第31条 措置命令

(措置命令)

第31条 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

#### (1) 措置命令の趣旨

市長は、条例第30条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置を講ずるよう命じることができます。

この措置命令に従わない場合は、市長は、条例第32条に基づく「違反事実の公表等」や条例第33条に基づく「許可の取消し」に移行する場合があります。

#### (2) 市行政手続条例との関係

本規定に基づく措置命令及び条例第33条に基づく設置許可及び変更許可の取消しは、「不利益処分（特定の者に対し、直接義務を課し、又は権利を制限する処分）」に該当するため、市から不利益処分を行おうとする発電事業者に対し、原則として、意見陳述のための手続（聴聞又は弁明の機会の付与）を執り、当該不利益処分と同時に理由を示さなければなりません。

具体的な手続については、福島市行政手続条例（平成8年3月28日条例第1号）に規定されております。

また、条例第32条に基づく違反事実の公表等は行政法学上の不利益処分には該当しませんが、制裁的な公表であり不利益な性格のため、条例により意見陳述の手続きを定めています。

## 32 第32条 違反事実の公表等

(違反事実の公表等)

第32条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

### (1) 違反事実の公表等の趣旨

市長は、条例第31条の規定による措置命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、当該命令を違反の事実、並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができます。

この規定は、条例の実効性を高めるため、措置命令違反の状態を広く知らしめ、勧告を受けた者の自主的な改善措置を促すために設けられました。

### (2) 再エネ特措法との関係

再エネ特措法では、法令違反により同法第9条第4項の認定が取消される旨を規定しています。条例第32条の規定に基づく公表等を行うことと併せて、再エネ特措法において認定の取消しが行われることもあり得ることに留意してください。

### 33 第33条 許可の取消し

(許可の取消し)

第33条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
- (2) 設置許可又は変更許可を受けた内容に適合しない発電事業を実施し、生命、財産、環境等に重大な被害を与えるおそれがあるとき。
- (3) 第11条第2項（第17条第2項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の条件に反するとき。
- (4) 設置許可を受けた日の翌日から起算して1年を経過した日までに当該許可事業に着手しなかったとき。
- (5) 設置許可を受けた日の翌日から起算して5年を経過した日までに当該再生可能エネルギー発電施設が稼働しなかったとき。
- (6) 変更許可を受けた日の翌日から起算して1年（工事を伴う変更の場合は5年）を経過した日までに当該変更許可の内容を実施しなかったとき。
- (7) 第31条の規定による措置命令に従わなかったとき。

2 許可事業者は、前項の規定により設置許可を取り消されたときは、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設を撤去しなければならない。

3 許可事業者は、第1項の規定により変更許可を取り消されたときは、速やかに当該変更許可に係る変更前の原状に回復しなければならない。

(許可の取消し)

第23条 市長は、条例第33条の規定により設置許可及び変更許可を取り消すときは、許可取消通知書（様式第26号）により許可事業者へ通知するものとする。

#### (1) 許可の取消しの趣旨

市長は、条例の趣旨に照らし、極めて不適切な事案や発電事業の実効性等を鑑み、設置許可及び変更許可を取り消すことができます。

この規定により設置許可等が取り消されることで、設置許可等の効力が失効するため、設置許可等を取り消された許可事業者は、速やかに再生可能エネルギー発電施設を撤去しなければなりません。また、変更許可を取り消されたときは、速やかに変更前の原状に回復しなければなりません。

#### (2) 通知（手続き）

市長は、許可事業者が条例第33条第1項各号に該当し設置許可及び変更許可を取り消すときは、許可取消通知書（様式第26号）により許可事業者へ通知します。

### 34 第34条 審議会への諮問

(審議会への諮問)

第34条 市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号）第1条に規定する審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

#### (1) 審議会への諮問の趣旨

市長は、条例の適正運用を図り、その実効性を高めるため、必要に応じて福島市環境審議会に諮問し、意見を聴くことができます。

特に、条例の義務履行を確保するため、行政指導や行政処分の実施判断にあたり、より専門的かつ高度な技術的知見を要する場合などに審議会を開催します。

なお、具体的な事案に対しては、福島市環境審議会条例（以下「審議会条例」という。）第6条の規定に基づき設置される「専門部会」において審議することとなります。

#### (2) 専門部会の概要

①名称：再エネ発電施設の適切な設置及び管理に関する専門部会

②委員構成

- ・福島市環境審議会委員
- ・弁護士
- ・土木、建築その他の技術的な知見を有する者

③人数：7名以内

④任期：2年以内

#### (3) 専門部会の調査審議事項

①条例第29条（指導及び助言）及び第30条（勧告）に関する事項で、かつ、法律、土木、建築その他の技術的知見に関する判断を要する事項

②条例第31条（措置命令）、第32条（違反事実の公表等）及び第33条（許可の取消し）に係る不利益処分に関する事項並びに当該不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事項

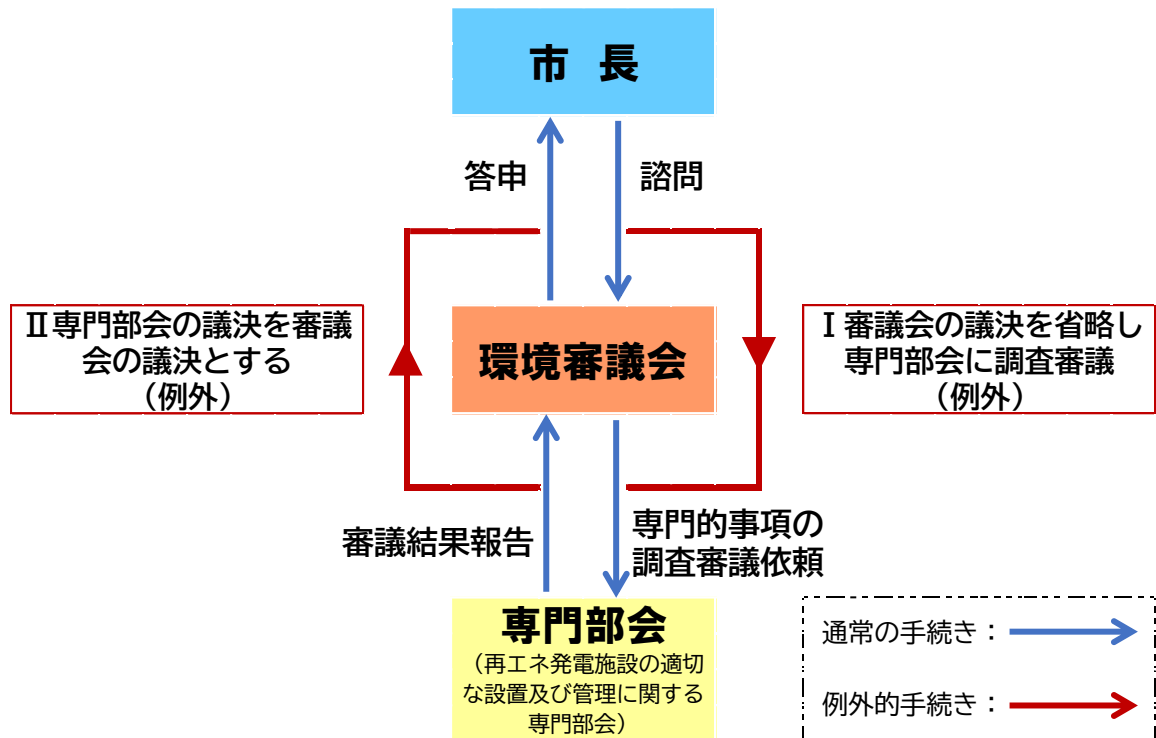
③再エネ条例の適正な運用に関し、市長が必要と認める事項

#### (4) 専門部会の調査審議手続き

審議会条例第6条には、審議会の議決を経ずに専門部会に調査審議させることができる旨や、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる旨が規定されています。

市長の諮問から答申までの具体的な手続きの流れや要件を記載します。

[手続きの流れ・要件]



I 以下の要件のいずれかに該当する場合、審議会の議決を省略し部会に調査審議させることができる (例外)

<要件>

- ・調査審議事項の①及び②に関する判断を要する場合
- ・当該事案の事態に照らし(ア)特に緊急を要し、(イ)審議会の判断を待ついとまがないと認められる場合であって、かつ、(ウ)会長が必要と認める場合

II 以下の要件に該当する場合、専門部会の議決を審議会の議決とすることができる。(例外)

<要件>

- ・当該事案の事態に照らし(ア)特に緊急を要し、(イ)審議会の判断を待ついとまがないと認められる場合であって、かつ、(ウ)会長が必要と認める場合

○福島市環境審議会条例

平成8年6月28日条例第16号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、福島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 福島市環境基本条例(平成10年条例第25号)第8条の規定に基づく福島市環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- (3) 環境の保全及び創造に関する重要事項
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関すること。
- (5) その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 審議会は、専門的な事項を調査審議させるため、複数の専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、審議会の議決を経ずに部会に調査審議させることができる。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 部会は、専門部会委員(以下「部会委員」という。)7人以内で組織する。

5 部会委員は、委員、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 部会委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

7 部会委員が欠けた場合における補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会長)

第7条 部会に専門部会長(以下「部会長」という。)を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

2 部会長は、部会を代表し、部会の会務を総理し、調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会及び部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例施行の際、現に福島市公害防止対策条例(昭和47年条例第25号)の規定により委嘱されている福島市公害対策審議会の委員は、この条例により委嘱された委員とみなし、当該審議会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部を改正(略)  
(福島市公害防止対策条例の一部改正)
- 4 福島市公害防止対策条例の一部改正(略)  
附則(平成10年条例第25号抄)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、公布の日から施行する。  
附則(平成13年条例第13号抄)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。  
附則(令和7年3月31日条例第14号)  
(施行期日)
  - 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)
  - 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の一部改正(略)

○福島市環境審議会条例施行規則

令和7年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市環境審議会条例(平成8年条例第16号)第8条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(審議会)

第2条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 委員は、会長が必要と認めたときは、オンライン(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法をいう。以下同じ。)によって会議に出席することができる。

5 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「専門部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第4条 審議会及び部会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 再エネ発電施設の適切な設置及び管理に関する専門部会設置要綱

### (目的)

第1条 福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例第2条第1項第4号に規定する事項に関し、必要な事項を調査審議するため、福島市環境審議会（以下「審議会」という。）に再エネ発電施設の適切な設置及び管理に関する専門部会（以下「部会」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

### (委員)

第3条 部会の委員は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 審議会委員
- (2) 弁護士
- (3) 土木、建築その他の技術的な知見を有する者

### (所掌事務)

第4条 条例第6条第1項に規定する部会が調査審議する専門的な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（以下「再エネ条例」という。）第29条及び第30条に関する事項で、かつ、法律、土木、建築その他の技術的知見に関する判断を要する事項
- (2) 再エネ条例第31条、第32条及び第33条に係る不利益処分に関する事項並びに当該不利益処分に係る聴聞及び弁明の機会の付与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再エネ条例の適正な運用に関し、市長が必要と認める事項

### (調査審議手続)

第5条 条例第6条第2項に規定する審議会の議決を経ずに部会に調査審議させることができる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 前条第1号及び第2号に関する判断を要する場合
  - (2) 当該事案の事態に照らし特に緊急を要し、審議会の判断を待ついとまがないと認められる場合であって、かつ、会長が必要と認める場合
- 2 条例第6条第3項に規定する部会の議決をもって審議会の議決とすることができる場合は、前項第2号に該当する場合とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定の適用が認められる場合であっても、会長は、審議会を開催して議決を経る最大限の努力を尽くさなければならない。
- 4 条例第6条第2項の規定により審議会の議決を経ずに部会に調査審議させるときは、会長は委員に対し、速やかにその理由、当該事案の概要等を付して通知しなければならない。
- 5 条例第6条第3項の規定により部会の議決をもって審議会の議決とした場合は、会長は速やかに委員に対し、その内容、結果等を報告しなければならない。

### (庶務)

第6条 部会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

### 附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。

### 35 第35条 手数料

(手数料)

第35条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、申請の際に別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

#### (1) 手数料の納付

設置許可、又は変更許可を受けようとする者は、当該許可申請時に規定の手数料を市へ納付する必要があります。市においては現金で納付することになります。

また、この手数料は審査のための手数料ですので、不許可の場合であっても還付はできません。

- ・金 額：別表に掲げるとおり
- ・納付場所：福島市環境部環境政策課

別表（第35条関係）

種類		金額
事務	名称	
1 設置許可の申請に対する審査	設置許可申請手数料	<p>1 件につき 次の各号に掲げる事業区域の面積に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 0.1ヘクタール未満 13,000円</p> <p>(2) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 3万円</p> <p>(3) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 65,000円</p> <p>(4) 0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満 12万円</p> <p>(5) 1ヘクタール以上 3ヘクタール未満 20万円</p> <p>(6) 3ヘクタール以上 6ヘクタール未満 27万円</p> <p>(7) 6ヘクタール以上 10ヘクタール未満 34万円</p> <p>(8) 10ヘクタール以上 48万円</p>
2 変更許可の申請に対する審査	変更許可申請手数料	<p>1 件につき 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が48万円を超えるときは、その手数料の額は、48万円とする。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電施設に関する設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。）については、事業区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の事業区域の面積、事業区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の事業区域の面積）に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 新たな土地の事業区域への編入する変更については、新たに編入される事業区域の面積に応じ前項に規定する額</p> <p>(3) 前2号以外の変更については、1万円</p>

### 36 第36条 情報の開示

#### (情報の開示)

第36条 市長は、第7条の規定により提出された設置計画概要、第8条第5項の規定により提出された回答等報告書、第10条第1項の規定による設置許可の内容、第14条、第15条、第17条第5項、第22条、第23条、第24条第2項及び第26条第3項の規定による届出の内容、第17条第1項又は第3項の規定による変更許可の内容、第19条第1項及び第21条の規定による報告の内容、第27条の規定による報告又は提出資料の内容並びに第33条第1項の規定により設置許可又は変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表において、公表する内容に福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 発電事業者は、回答等報告書を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

4 許可事業者は、第10条第1項の規定により設置許可を受けた旨、第14条、第15条、第17条第5項、第22条、第23条、第24条第2項及び第26条第3項の規定による届出の内容、第17条第1項又は第3項の規定により変更許可を受けた旨、第27条の規定による報告又は提出資料の内容のうち市長が必要と認めるもの並びに第19条第1項及び第21条の規定による報告の内容を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

5 発電事業者は、設置工事の進捗、再生可能エネルギー発電施設の稼働状況等を公表するよう努めるものとする。

6 発電事業者は、この条例の規定により公表する書類等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。ただし、当該発電事業者に係る個人情報を除く。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報が第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

#### (情報の開示)

第24条 条例第36条第3項から第5項まで（既存事業者にあつては同条第5項に限る。）の規定により当該各項に規定するものを公表するときは、インターネット等により行うものとし、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければならない。

#### (1) 情報の開示の趣旨

発電事業の実施にあたっては、当該再生可能エネルギー発電施設の設置計画段階のみならず、発電事業の廃止に至るまで、近隣住民等の理解のもと地域との共生を図る必要があります。本市を取り巻く再生可能エネルギー発電施設及びその状況から、発電事業に係る情報を積極的に公表すべきであるため、この規定が設けられました。

## (2) 公表する内容

条例に基づく手続きの各段階において、市長は規定の情報を公開することができます。また、発電事業者（許可事業者）は規定の情報を公開する義務があります。（一部、努力義務）

以下に公表する内容を記載します。

No.	該当する手続き	公表することができる内容
1	第7条（事前協議）	設置計画概要
2	第8条第5項（近隣住民等への説明及び意見の聴取）	回答等報告書
3	第10条第1項（設置許可）	設置許可の内容
4	第14条（設置工事着手届）	届出の内容
5	第15条（設置工事完了届）	届出の内容
6	第17条第5項（軽微変更届）	届出の内容
7	第22条（撤去開始届）	届出の内容
8	第23条（撤去完了届）	届出の内容
9	第24条第2項（許可事業の廃止）	届出の内容
10	第26条第3項（地位の承継等）	届出の内容
11	第17条第1項及び第3項（変更許可）	変更許可の内容
12	第19条第1項（定期報告）	報告の内容
13	第21条（事故等の報告）	報告の内容
14	第27条（報告の徴収）	報告または提出資料の内容
15	第33条第1項（許可の取消し）	設置許可または変更許可を取り消した場合の氏名、名称

No.	該当する手続き	公表しなければならない内容
1	第7条（事前協議）	設置計画概要 ※条例第8条の規定により公表義務
2	第8条第5項（近隣住民等への説明及び意見の聴取）	回答等報告書
3	第10条第1項（設置許可）	設置許可を受けた旨
4	第14条（設置工事着手届）	届出の内容
5	第15条（設置工事完了届）	届出の内容
6	第17条第5項（軽微変更届）	届出の内容
7	第22条（撤去開始届）	届出の内容
8	第23条（撤去完了届）	届出の内容
9	第24条第2項（許可事業の廃止）	届出の内容
10	第26条第3項（地位の承継等）	届出の内容
11	第17条第1項及び第3項（変更許可）	変更許可を受けた旨
12	第27条（報告の徴収）	報告または提出資料の内容のうち市長が必要と認めるもの
13	第19条第1項（定期報告）	報告の内容
14	第21条（事故等の報告）	報告の内容
15	—	設置工事の進捗、発電施設の稼働状況等 ※努力義務

## (3) 公表の方法

発電事業者（許可事業者）が規定の情報を公開するときは、インターネット等により行うものとし、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければなりません。

## (4) 留意事項

### ①市長

公表する内容に福島市情報公開条例第9条各号（以下に記載する不開示情報）のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができます。

<不開示情報>

- ・法令秘情報(1号)

法令や条例で不開示とされている情報

- ・個人情報(2号)  
個人に関する情報で、特定の個人が識別されるもの
- ・法人等情報(3号)  
法人などの正当な利益を害するおそれのある情報
- ・公共安全情報(4号)  
財産の保護などに支障が生ずるおそれのある情報
- ・国等協力関係情報(5号)  
国などとの協力、信頼関係を著しく支障が生ずるおそれのある情報
- ・意思形成過程情報(6号)  
審議中や検討段階などの情報で、市などの事務や事業に関する意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- ・事務事業執行情報(7号)  
事務事業執行に関する情報で、公正で円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

## ②発電事業者

公表する書類等に個人情報の保護に関する法律第2条第1項の個人情報（当該発電事業者に係る個人情報は除く。）が含まれている場合は、当該個人情報が第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で公表しなければなりません。

### 37 第37条 国又は地方公共団体の特例

(国又は地方公共団体の特例)

第37条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発電事業を実施しようとするときは、第7条から前条までの規定は適用しない。この場合において、国等は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、再生可能エネルギー発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(国又は地方公共団体の特例)

第25条 国等は、条例第37条の規定により市長と協議するときは、国等に係る事前協議書（様式第27号）に、第6条第2項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

#### (1) 国又は地方公共団体の特例の趣旨

国等の機関については、条例の目的を踏まえ、当然の責務として、発電事業と地域との共生が積極的に図られるべきものであるため、条例に基づく手続きを簡素化しています。

#### (2) 地方公共団体の範囲

条例第37条に規定する地方公共団体の範囲は、地方自治法（昭和22年法律第617号）第1条の3に規定する普通公共団体及び特別地方公共団体を指します。

普通地方公共団体：都道府県、市町村

特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区

#### (3) 市長との協議内容

国等が発電事業を実施しようとするときは、国等に係る事前協議書（様式第27号）に必要な書類等を添えて、あらかじめ、市長と協議しなければなりません。

本規定の趣旨に記載のとおり、手続きは簡素化されることとなりますが、条例の目的に照らし、設置許可基準を満たすことはもとより、土砂災害防止措置、自然環境保全措置、生活環境保全措置、景観保全措置、近隣住民等との調和措置等が適切に実行されるかも協議内容により確認することとします。

なお、協議にあたって必要な添付書類は設置許可申請に必要な書類等の全てとなります。

#### (4) その他

市長は、国等が実施する発電事業に関し、必要に応じて報告を求め、当該報告の内容を踏まえ国等に対し要請を行います。

### 38 第38条 委任

(委任)

第 38 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 39 附則第1項 施行期日

(施行期日)

附則第1項 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

#### 40 附則第2項 適用関係

(適用関係)

附則第2項 第5条から第18条まで、第19条第1項第2号及び第3号、第20条、第24条第1項及び第3項、第26条、第30条第1号から第3号まで、第33条、第35条並びに第36条(第5項を除く。)の規定は、この条例の施行の日前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第1項(第2号及び第3号を除く。)	許可事業者	この条例の施行の日前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設に係る発電事業(以下「既存事業」という。)を行う者(以下「既存事業者」という。)
第19条第2項	許可事業	既存事業
第21条	許可事業者	既存事業者
第22条、第23条及び第24条第2項	許可事業者	既存事業者
	許可事業	既存事業
第25条	許可事業者	既存事業者
	前条の規定により許可事業	既存事業
第27条	許可事業者	既存事業者
第28条第1項	許可事業者	既存事業者
	許可事業	既存事業
第30条第4号	第19条第1項	第19条第1項(第2号及び第3号を除く。)
第30条第5号	第20条	附則第9項
	維持管理又は保守点検	維持管理
第30条第9号	許可事業	既存事業

(既存施設)

第 26 条 既存施設とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事が完了していること。
- (2) 施行日前に設置工事が完了していない場合において、次に掲げるいずれにも該当するとき
  - ア 施行日前に再生可能エネルギー発電施設の工事工程表等の工事計画が作成され、当該工事計画に基づき継続して工事（調査、測量その他の準備行為を除く。）が行われていること。
  - イ 設置工事が設置に係る関係法令等に基づいた手続きの完了後に実施されていること。
  - ウ 事業区域内の土地又はその土地にある建築物その他の工作物について、それらに権利を有する者の同意を得ていること。
- (3) 環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 6 条の規定により方法書及び方法書を要約した書類を県知事等に送付している場合（風力発電施設設置に係るものに限る。）

(1) 既存施設の適用関係

条例の施行日（令和 7 年 4 月 1 日）より前に設置工事が完了している、または設置工事に着手している再生可能エネルギー発電施設は条例において「既存施設」に該当します。この既存施設により発電事業を実施する者（既存事業者）に対しては、後述のとおり条例の一部義務規定が適用されるだけでなく、条例に基づく市の権限が及びます。

(2) 既存施設

以下の①～③のいずれかに該当する再生可能エネルギー発電施設が条例における既存施設となります。

- ①令和 7 年 4 月 1 日（条例施行日）前に設置工事が完了しているもの
- ②令和 7 年 4 月 1 日に設置工事中であり、以下の全てに当てはまるもの
  - ・ 施行日前に再生可能エネルギー発電施設の工事工程表等の工事計画が作成され、当該工事計画に基づき継続して工事（※調査、測量その他の準備行為を除く。）が行われていること。
  - ・ 設置工事が設置に係る関係法令等に基づいた手続きの完了後に実施されていること。
  - ・ 事業区域内の土地又はその土地にある建築物その他の工作物について、それらに権利を有する者の同意を得ていること。
- ③環境影響評価法の規定により方法書及び方法書を要約した書類を県知事等に送付しているもの（風力発電施設に限る。）

※準備行為：現地調査、測量、資材・車両の搬入、丁張り等の準備工、発電施設を構成する設備や工作物等の製造等。

### (3) 既存事業者に適用される義務規定と市の権限

既存事業者に適用される条例の義務、または市の権限については、附則に規定されるほか、一部の本則を読み替えて適用しています。

既存事業者 の義務	①	施行後半年以内に既存施設の届出【附則第3項】
	②	既存施設に変更があった場合の届出【附則第4項】
	③	地位の承継の届出【附則第5項、第6項】
	④	令和7年内の標識の設置【附則第7項】
	⑤	非常時の連絡先の公表【附則第8項】
	⑥	土砂の流出等が発生しないよう、適正な維持管理【附則第9項】
	⑦	維持管理状況の定期報告【第19条第1項第1号】
	⑧	事故・災害発生時の復旧義務【第21条】
	⑨	事故・災害発生時の報告義務【第21条】
	⑩	既存施設撤去時に30日前までの届出【第22条】
	⑪	既存施設撤去後に30日以内に届出【第23条】
	⑫	発電事業廃止の届出【第24条第2項】
	⑬	廃止後の原状回復の努力義務【第25条】
	⑭	工事進捗や稼働状況に係る情報開示の努力義務【第36条第5項】
既存事業者 への市の権限	①	報告の徴収【第27条】
	②	立入検査【第28条】
	③	指導及び助言【第29条】
	④	定期報告・維持管理・事故の報告・資料の提出等をしない場合の勧告【第30条】
	⑤	勧告に従わない場合の措置命令【第31条】
	⑥	措置命令に従わない場合の違反事実、氏名、住所の公表等【第32条】
	⑦	福島市環境審議会への諮問【第34条】

#### 4.1 附則第3項、第4項 既存施設等の提出

##### (既存施設等の届出)

附則第3項 既存施設に係る発電事業（以下「既存事業」という。）を行う者（以下「既存事業者」という。）は、令和7年9月30日までの間に、規則で定めるところにより、当該既存施設について市長に届け出なければならない。

附則第4項 既存事業者が、前項の規定による届出の内容を変更するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

##### (既存施設の届出)

第27条 条例附則第3項の規定による届出は、既存施設届（様式第28号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 既存施設の概要を示した図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

##### (既存施設の変更届)

第28条 条例附則第4項の規定による届出は、既存施設変更届（様式第29号）によるものとする。

#### (1) 既存施設等の届出の趣旨

本市内に存する全ての既存施設の概要やその変更内容を適切に把握するためこの規定が設けられました。

#### (2) 既存施設の届出

既存事業者は、既存施設届（様式第28号）に必要な書類等を添えて、令和7年9月30日までに、既存施設について市長に届け出なければなりません。

〔添付書類〕

- ①位置図（方位と事業区域の位置を明示すること）
- ②区域図（方位と事業区域の位置を明示すること）
- ③既存事業の概要を示した図面（以下の内容を明示すること）
  - ・方位
  - ・縮尺
  - ・事業区域の境界
  - ・周辺道路及び目標となる地物
  - ・工作物の位置・形状

- ・事業区域内の堀、柵、擁壁等の位置、形状
- ④その他市長が必要と認める書類
  - ・現況写真（既存施設の全景が分かるもの）

〔提出方法（下記のいずれかの方法による）〕

- ①オンライン申請
- ②郵送
- ③福島市環境政策課へ持参

## （２）既存施設の変更届

既存事業者は、既存施設届の内容を変更しようとするときは、既存施設変更届（様式第29号）により市長に届け出なければなりません。

また、規則に定める軽微な変更該当する場合は、既存施設変更届の届け出は必要ありませんが、現時点で軽微な変更内容は定めておりません。

〔添付書類〕

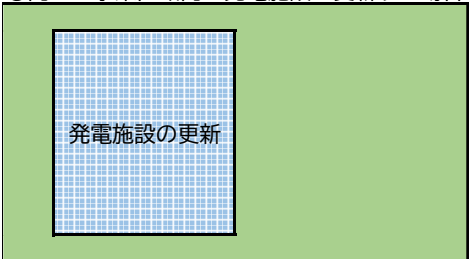
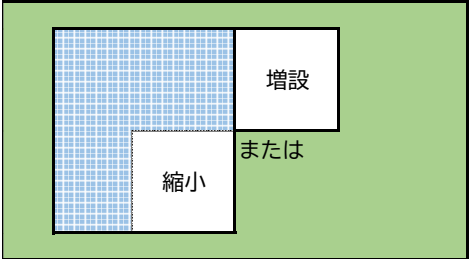
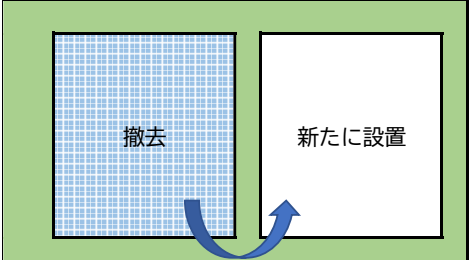
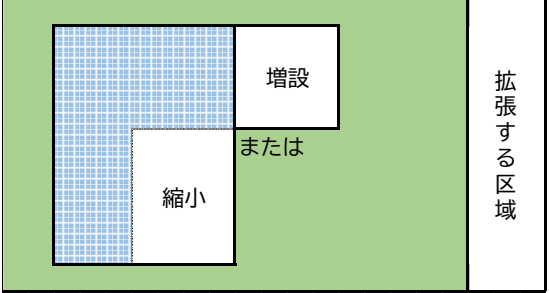
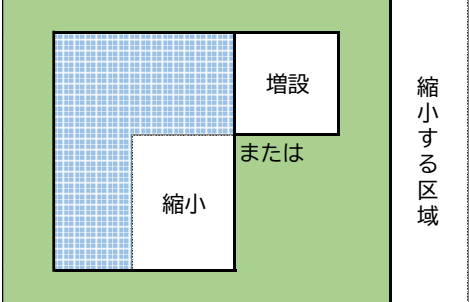
- ①位置図（方位と事業区域の位置を明示すること）
- ②区域図（方位と事業区域の位置を明示すること）
- ③変更の理由がわかる書類
- ④既存事業の概要を示した図面（以下の内容を明示すること）
  - ・方位
  - ・縮尺
  - ・事業区域の境界
  - ・周辺道路及び目標となる地物
  - ・工作物の位置・形状
  - ・事業区域内の堀、柵、擁壁等の位置、形状
- ⑤その他市長が必要と認める書類
  - ・現況写真（既存施設の全景が分かるもの）

〔参考：既存施設の変更と禁止区域との関係〕＊再掲

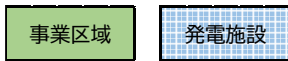
既存施設（既存発電事業）を変更する場合、「既存施設の変更届」または新規の「設置許可」を要することとなります。ここでは、既存施設が立地する事業区域が禁止区域に該当するか否かによって、変更に伴い必要となる条例の手続きを類型化して掲載します。

変更そのものが認められない場合もありますのでご注意ください。

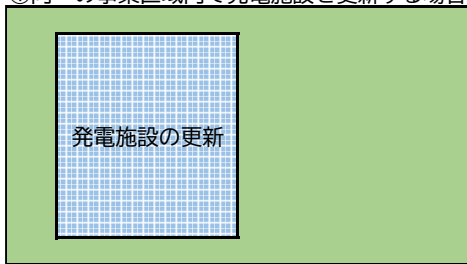
●既存事業を変更する場合（事業区域が禁止区域に該当しない場合）

事業区域	発電施設		可否	手続き
<p>①同一の事業区域内で発電施設を更新する場合</p> 		→	○	既存施設の変更届
<p>②同一の事業区域内で発電施設の増設または縮小</p> 		→	施設増設 ○  施設縮小 ○	設置許可 (新規)  既存施設の変更届
<p>③同一の事業区域内で発電施設を移設（新設）</p> 		→	○	設置許可 (新規)
<p>④事業区域を拡張（発電施設を増設または縮小する場合を含む）</p>  <p>※区域が禁止区域に非該当</p>		→	区域拡張のみ ○  施設増設 ○  施設縮小 ○	設置許可 (新規)
<p>⑤事業区域を縮小（発電施設を増設または縮小する場合を含む）</p> 		→	区域縮小のみ ○  施設増設 ○  施設縮小 ○	既存施設の変更届  設置許可 (新規)  既存施設の変更届

●既存事業を変更する場合（事業区域が禁止区域に該当している場合）



①同一の事業区域内で発電施設を更新する場合

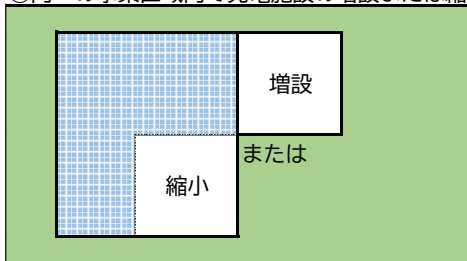


可否

手続き

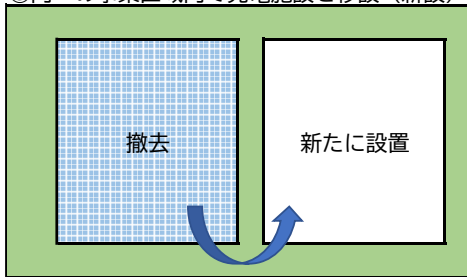
○	既存施設 の変更届
---	--------------

②同一の事業区域内で発電施設の増設または縮小



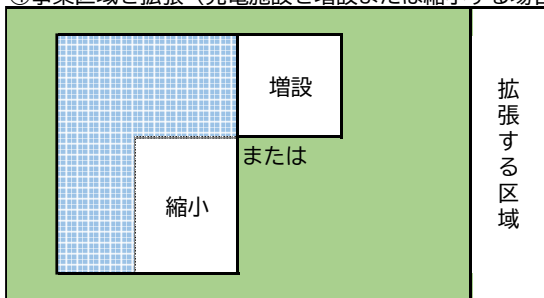
施設増設 ×	—
施設縮小 ○	既存施設 の変更届

③同一の事業区域内で発電施設を移設（新設）



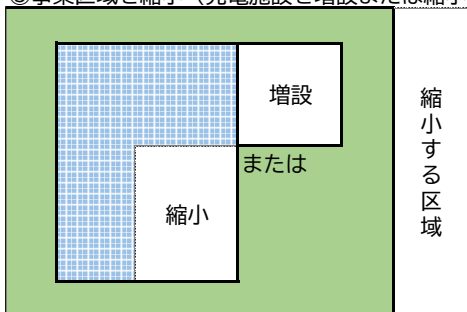
×	—
---	---

④事業区域を拡張（発電施設を増設または縮小する場合を含む）



区域拡張のみ ×	—
施設増設 ×	
施設縮小 ×	

⑤事業区域を縮小（発電施設を増設または縮小する場合を含む）



区域縮小のみ ○	既存施設 の変更届
施設増設 ×	—
施設縮小 ○	既存施設 の変更届

## 4 2 附則第5項、第6項 既存事業者の地位の承継

附則第5項 次項の規定により既存事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(既存事業者の地位の承継)

附則第6項 既存事業者が当該既存事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該既存事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該既存事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該既存事業の全部又は一部に係る既存事業者の地位を承継する。

(既存施設届出者の変更届)

第29条 条例附則第5項の規定による届出は、既存事業承継届(様式第30号)によるものとする。

### (1) 既存事業者の地位の承継の趣旨

附則第3項及び第4項の規定の趣旨と同様に、事業の譲渡、相続、法人の合併・分割により既存事業を実施する権利者、またはその権利関係を適切に把握するため、この規定が設けられました。

### (2) 既存施設届出者の変更届

附則第5項の規定により既存事業者の地位を承継した事業者は、既存事業承継届(様式第30号)により市長に届け出なければなりません。

[添付書類]

#### ①承継の事実を証する書類

事業譲渡契約書の写しなど

#### ②その他市長が必要と認める書類

・地位承継者の登記事項証明書(法人登記簿)※法人である場合

・事業実施にあたっての事業体系図

発電事業者、維持管理者、保守点検者、非常時対応者だけでなく、事業信託契約などを含む詳細な体系図(連絡先の記載も行うこと)

・撤去等費用の確保状況を示す書類

必要経費とその確保状況を具体的に示した書類

・保険加入契約書等の写し

火災保険、地震保険、第三者賠償保険について、その加入状況が確認できる書類

### 4.3 附則第7項 既存施設の標識の設置

#### (既存施設の標識の設置)

附則第7項 既存事業者は、令和7年12月28日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

#### (既存施設の標識の設置)

第30条 条例附則第7項により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 既存事業者の名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先（既存事業者が法人でない場合には、氏名又は名称）
- (2) 既存施設の設置場所及びその事業区域の面積
- (3) 既存施設の区分及び出力
- (4) 既存事業の予定期間
- (5) 既存施設の設置の工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 既存施設及びその事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 既存事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

#### (1) 既存施設の標識の設置の趣旨

既存事業者は、既存事業を実施している間、事業の主体等を明確化し近隣住民等との調和を図るため、当該既存事業者の氏名・連絡先や既存事業の概要等を明示した標識を事業区域内の公衆から見えやすい場所に設置しなければなりません。

条例では、令和7年12月28日までに、標識を設置する必要があります。

#### (2) 標識の記載事項

標識に必要な記載事項は以下のとおりです。再エネ特措法に基づき設置が求められる標識の記載事項とは一部異なっていることに留意してください。

- ① 既存事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 既存施設の設置場所及び事業区域の面積
- ③ 既存施設の区分及び出力（定格出力）
- ④ 既存事業の予定期間
- ⑤ 設置工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、そ

の代表者の氏名

⑥既存施設及び事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

⑦その他市長が必要と認める事項

### (3) 記載事項の変更

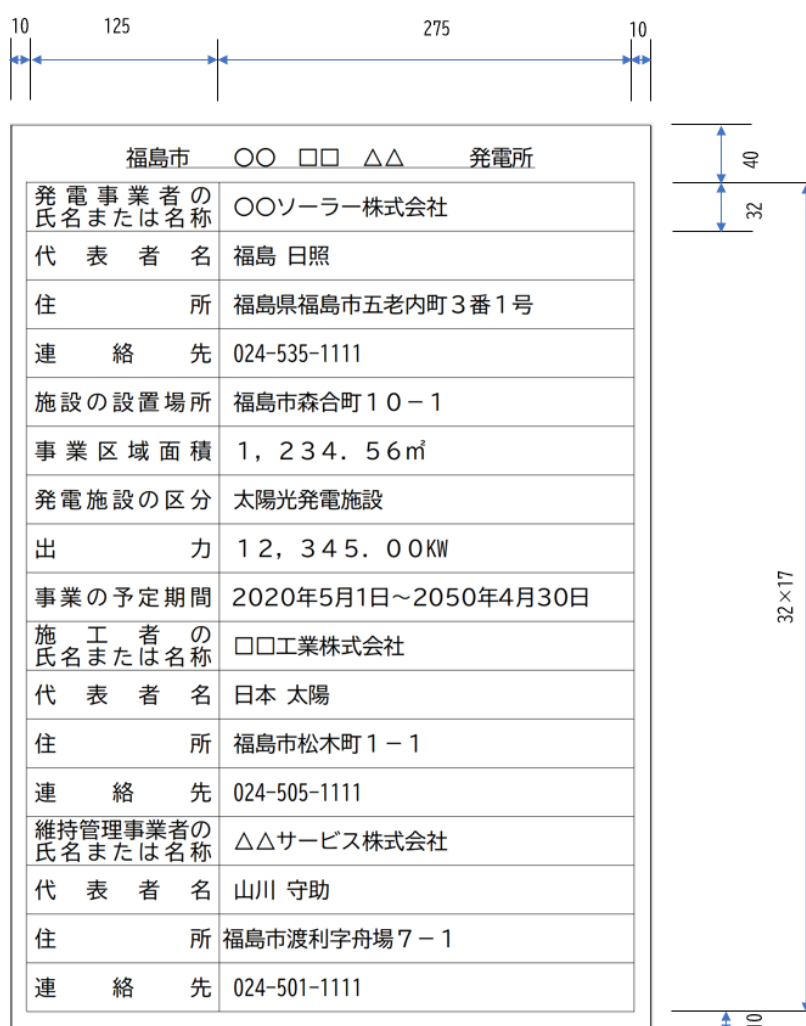
既存事業者は、標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じてください。

なお、標識の変更に当たっては、既に設置されている標識全てを差替える必要はなく、変更箇所のみを修正する対応でも差し支えありません。

### (4) 標識の様式（下記を基本とし拡大も可）

標識の材料は、風雨により劣化、風化し文字が消えることのないような適切な材料を使用し、強風等で標識が設置箇所から外れることがないように設置してください。本規定の趣旨を踏まえ、以下を参考に適切なサイズとしてください。

#### A2 サイズ (W = 420 × H = 594)



#### 4.4 附則第8項 既存施設の非常時の連絡先の公表

(既存施設の非常時の連絡先の公表)

附則第8項 既存事業者は、既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、公表しなければならない。

(既存施設の非常時の連絡先の公表)

第31条 条例附則第8項の規定により既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制（以下この条において「非常時の連絡先」という。）を公表するときは、次に掲げる方法の全てによるものとする。

- (1) インターネット等
- (2) 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示

2 既存事業者は、非常時の連絡先の内容に変更が生じたときは、速やかに前項の規定による公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 非常時の連絡先を公表する期間は、既存事業を実施する間とする。

##### (1) 既存施設の非常時の連絡先の公表の趣旨

既存施設及びその事業区域において、予期せぬ災害等が発生した場合や災害発生に伴い第三者に対し損害を与えるおそれがある場合など、非常時には既存事業者の責任において、速やかに対処する必要があります。

市及び市民がその災害等の発生を覚知した段階で既存事業者へ速やかに連絡ができるよう、非常時の連絡先の公表規定が設けられました。そのため既存事業者は、連絡体制を整え、その内容を公表し、連絡体制等に変更が生じた場合は、公表内容の変更等必要な措置を講じる必要があります。

##### (2) 非常時の連絡先の公表方法

次に掲げる方法の全てにより公表しなければなりません。

- ① インターネットの利用その他の情報通信技術を利用する方法
- ② 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示

規定の趣旨から、通常、目視可能なサイズや文字色を使用するものとします。

##### (3) 公表する事項

公表しなければいけない連絡体制は、災害等が発生した場合を想定し、その対処を速やかに行うことができる適切な者の連絡先としなければなりません。

また、連絡先のみを公表しても、当該連絡先と該当する既存施設が紐づかなければ公表する意味合いが薄れてしまいます。

したがって、公表する事項は少なくとも以下内容を網羅するとともに、適切な事項を積極的に公表してください。

- ①既存施設の名称
- ②既存施設の設置場所の住所（代表地番など）
- ③既存事業者名
- ④非常時に対応可能な事業者名（法人名）、電話番号、メールアドレス  
※必ずしも既存事業者と同一である必要はありません。

#### **（４）その他**

非常時の連絡先の公表は、事業を実施している間継続的に公表しなければなりません。  
また、連絡先等に変更が伴う場合は、速やかに変更後の内容に修正のうえ、公表するなど必要な措置を講じなければなりません。

#### 4.5 附則第9項 既存施設の維持管理

(既存施設の維持管理)

附則第9項 既存事業者は、既存施設及びその事業区域において、土砂の流出等が発生しないよう適正な維持管理をしなければならない。

##### (1) 既存施設の維持管理の趣旨

本市内に設置されている既存施設の中には、事業区域から流出した土砂が近接する道路へ堆積し、それらが原因となり下流河川での濁水発生といったトラブルが発生している実例が見られます。

また、事業区域内の排水施設の維持管理が適切でないために排水機能が十分に確保できていないなども確認されています。

土砂の流出等を未然に防ぐ観点から、既存事業を実施するうえで既存事業者が負うべき義務としてこの規定が設けられました。

##### (2) 維持管理の視点

既存施設及びその事業区域の維持管理は、施設の立地条件や周辺環境等の状況に合わせて、計画的かつ継続的に実施する必要があります。

また、下記に記載の点検箇所及び点検項目は、市長への定期報告を行う際の保守点検内容となりますので、これらを視点として取り入れながら、維持管理を行うよう努めてください。

点検箇所	点検項目
太陽電池モジュール・風車	表面に腐食及び著しい破損がないか。
	著しい変形がないか。
パワーコンディショナー、ケーブル、配電線管、電力変換装置、変圧器等	腐食及び著しい破損がないか。
	外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。
	電線管が破損していないか。 異常音や異臭はないか。
太陽電池モジュールの架台・風車を支持する工作物・基礎の状態	腐食及び著しい破損はないか。
	地盤の沈下は生じていないか。
事業区域の状態	地盤の崩壊、土砂崩れが発生していないか。
	地盤の被覆の状態は良好か。
	著しい浸食は発生していないか。
	草刈りを行っているか。
	外部への土砂流出はないか。 擁壁に有害な変状が発生していないか。

	排水側溝は閉塞していないか。
	柵塀・標識は損壊していないか。
	不法投棄は発生していないか。
	調整池を設置している場合、堆積土砂を定期的に除去しているか。

### 【維持管理状況の定期報告】

既存事業者は土砂の流出等防止の観点から、適正に維持管理を行い、その状況を定期報告において市長に報告しなければなりません。（既存事業者には、条例第 19 条第 1 項第 1 号の規定が読み替えて適用されます。）

#### （１）定期報告内容

- ・再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

#### （２）定期報告の方法

- ・定期報告書（様式第 19 号（その 2））に必要な書類を添付のうえ、市へ提出  
〔添付書類〕

##### ①点検等に係る報告書の写し

維持管理を行うにあたって実施している保守点検、定期点検の実施結果を記録した報告書の写し

##### ②撤去費用の確保状況を示す書類

既存事業の廃止にあたり、既存施設の撤去に必要な費用の確保状況を具体的に示した書類

##### ③その他市長が必要と認める書類

- ・既存施設及びその事業区域の維持管理状況が分かる書類や写真

- ・既存事業実施にあたっての事業体系図

発電事業者、維持管理者、保守点検者だけでなく、事業信託契約などを含む詳細な体系図

- ・保険加入契約書等の写し（火災保険、地震保険、第三者賠償保険）

#### （３）定期報告の時期

4 月～5 月に前年度分の実績を踏まえ市へ報告すること。

※既存事業を廃止するまで毎年度の報告義務が課されます。

### 【既存事業者に及ぶ市の権限】

前述のとおり、既存事業者に対しても条例に基づく行政指導など市の権限が及びます。該当条項は下記のとおり。（附則第2項により読み替え）

#### （報告の徴収）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、既存事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

#### （立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして既存事業者その他当該既存事業に係る整備、運営等を行う事業者に対し、その事務所若しくはその事業区域に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### （指導及び助言）

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

#### （勧告）

第30条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(1) \*既存事業者には適用しない

(2) \*既存事業者には適用しない

(3) \*既存事業者には適用しない

(4) 第19条第1項（第2号及び第3号を除く。）の規定による定期報告を行わず、又は定期報告について虚偽の報告をした者

(5) 附則第9項の規定による維持管理を行わない者

(6) 第21条の規定による事故等の報告を行わず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者

(7) 第27条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(8) 第28条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(9) 既存事業に係る再生可能エネルギー発電施設に起因して災害が発生し、若しくは災害の被害が拡大し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該既存事業を実施している者

#### （措置命令）

第31条 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(違反事実の公表等)

第32条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

#### 46 附則第10項 検討

(検討)

附則第10項 市長は、この条例の施行の日から少なくとも3年ごとに、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 〔資料集〕

## 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例

令和7年3月31日

福島市条例第13号

吾妻連峰と阿武隈高地に囲まれた盆地に、信夫山や花見山などの里山が点在し、木々の緑や田、くだもの畑が広がる田園風景は、市民の誇りであり、心に刻み込まれたふるさとの光景です。森林や田畑に恵まれた郷土の自然環境は、災害から市民を守り、水資源を涵かん養し、また、多様な生物や歴史・文化を育くむ場となってきました。

しかしながら、近年、山あい到大規模太陽光発電や風力発電の施設設置が相次ぎ、ふるさとの自然環境が失われつつあります。それにより、保水機能の低下によって災害の発生や水不足が危惧され、住処を追われた野生動物が里に出て被害を与えるなど、地域の安全安心に対する市民の懸念が高まっています。また、市民が親しんできた美しい山々や田園風景といったふるさとの景観が損なわれるおそれがあります。

気候変動の影響から豪雨等による災害が多発する中、ゼロカーボンに向けた取組は加速していかなければなりません。ゼロカーボンの実現のために郷土を犠牲にすることはできません。私たちには、美しく豊かで安全安心なふるさとを将来世代へと継承していく責任があります。

福島市は、令和5年8月31日「ノーモア・メガソーラー宣言～地域共生型の再エネ推進の決意を込めて～」を宣言し、山地への大規模太陽光発電施設の設置は望まないとする一方、地域共生型の再生可能エネルギーの導入には積極的に取り組むことを表明しました。

しかし、その後も山地への再生可能エネルギー発電施設の設置を目指す動きは絶えず、このままではふるさとの崩壊を招きかねません。

このため、本条例に再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関し必要な事項を定め、美しく豊かで安全安心な環境を守り、次世代へと継承しながら、ゼロカーボンに向けた取組を推進することとします。

### (目的)

第1条 この条例は、再生可能エネルギー発電施設の適切な設置、管理等に関して必要な事項を定めることにより、災害の防止、水資源の涵養、景観と歴史文化の保全、生息生物の保護、獣害の防止等を図り、もって、市民の生命及び財産を守り、市民が誇りに思う本市の豊かな環境を次世代に守り継ぐとともに、ゼロカーボンの実現に資する適正な再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設 太陽光発電施設及び風力発電施設をいう。
- (2) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための施設及びその附帯設備で、出力が10

キロワット（2以上の施設を同一事業区域に設置する場合にあっては、当該施設の出力の合計が10キロワット）以上のものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物、同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物、福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び福島市文化財保護条例（昭和34年条例第7号）第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物を除く。以下この条において同じ。）に設置されるもの

イ 工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項第1号の環境施設として設置されるもの

ウ その他市長が別に定めるもの

(3) 風力発電施設 風力を電気に変換するための施設及びその附属設備をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるもの

イ その他市長が別に定めるもの

(4) 発電事業 再生可能エネルギー発電施設を設置（再生可能エネルギー発電施設を設置するための竹木の伐採、盛土、切土、埋立て等の造成を含む。以下同じ。）する事業若しくは再生可能エネルギー発電施設により電気を得る事業又はその両方をいう。

(5) 発電事業者 発電事業を実施する者をいう。

(6) 事業区域 発電事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電施設に附属する管理施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）をいう。ただし、規則で定めるところにより一体的な土地利用と認められる区域は、事業区域に含めるものとする。

(7) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域の境界からおおむね300メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は近隣区域に土地若しくは建物を所有する者。ただし、市長が必要と認める場合は、当該距離を再生可能エネルギー発電施設の規模に応じて市長が別に定める距離とすることができる。

イ 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

ウ 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

エ 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者

オ 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者

カ 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体

をいう。)の代表者及びその構成員

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

2 市は、再生可能エネルギー発電施設の設置又はその計画が、本市の区域外であっても市域に影響を及ぼすおそれがある場合は、この条例の目的達成のため、周辺自治体に協力を求める等必要な措置を講ずるものとする。

(発電事業者の責務)

第4条 発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の防止並びに自然環境及び景観の保全のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 発電事業者は、近隣住民等との良好な関係を構築するよう努めるものとする。

3 発電事業者は、発電事業に関する苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決をするよう努めるものとする。

(太陽光発電施設の禁止区域)

第5条 発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次に掲げる区域のいずれかを含む場合には、太陽光発電施設を設置してはならない。

(1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地

(2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域

(5) 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域

(6) 河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域

(7) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林

(8) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域

(9) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区

(10) 文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域

(11) 福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された

建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域

(12) 福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域

(13) 福島市水道水源保護条例（平成14年条例第37号）第6条第1項の規定により指定された水源保護地域

(14) 福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成24年条例第42号）第2条第1項に規定する風致地区

(15) 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域

(16) 前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域

（風力発電施設の禁止区域）

第6条 発電事業者は、事業区域の全部又は一部に次に掲げる区域のいずれかを含む場合には、風力発電施設を設置してはならない。

(1) 前条第1号から第4号まで、第9号、第13号及び第16号に掲げる区域

(2) 前条第13号に掲げる区域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域

（事前協議）

第7条 第10条第2項の規定による許可の申請をしようとする者は、当該申請をする前に、規則で定めるところにより、再生可能エネルギー発電施設の設置に関する計画の概要（以下「設置計画概要」という。）を市長に提出するとともに、当該設置計画概要について市長と協議（以下「事前協議」という。）しなければならない。

（近隣住民等への説明及び意見の聴取）

第8条 発電事業者は、事前協議が完了した場合は、規則で定める方法により、設置計画概要を公表しなければならない。

2 発電事業者は、前項の規定により設置計画概要を公表した日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し当該設置計画概要に係る説明会を開催し、その内容を説明しなければならない。この場合において、発電事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

3 近隣住民等は、前項の説明会が終了した日の翌日から起算して30日を経過するまでの間、発電事業者に対し当該設置計画概要に係る意見を記載した意見書を提出することができる。

4 発電事業者は、第2項の説明会における参加者の意見及び前項の規定により提出された意見（次項において「意見」という。）に対し、必要に応じて近隣住民等と協議するとともに、誠実に回答しなければならない。

5 発電事業者は、前項の規定による協議及び回答の内容（意見がなかったときは、その旨）を記載した書面（以下「回答等報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（費用の確保）

第9条 発電事業者は、発電事業を実施するときは、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の維持管理に要する費用
- (2) 再生可能エネルギー発電施設を撤去するために必要な費用その他発電事業の廃止に要する費用

(設置許可)

第10条 発電事業を行おうとする者は、あらかじめ、市長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

2 設置許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、第8条第5項の規定により回答等報告書を提出した日の翌日から起算して1年以内に市長に設置許可の申請をしなければならない。

(許可基準)

第11条 市長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る再生可能エネルギー発電施設が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。

- (1) 事業区域の全部又は一部に禁止区域（太陽光発電施設を設置する場合にあっては第5条各号に掲げる区域を、風力発電施設を設置する場合にあっては第6条各号に掲げる区域をいう。）を含まないこと。
- (2) 自然環境を保護するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) 景観を保全するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (4) 反射光、騒音等による近隣住民等の生活環境への被害を防止するための措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (5) 防災上必要な措置が、規則で定める基準に適合していること。
- (6) 造成を行う場合は、当該造成が規則で定める基準に適合していること。
- (7) 雨水排水施設等が、規則で定める基準に適合していること。
- (8) 道路、河川、水路その他公共の用に供する施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないものとして、規則で定める基準に適合していること。
- (9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）その他関係法令の基準に適合していること。
- (10) 申請者が不正の行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- (11) 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 市長は、設置許可に、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全並びに地域との調和に関して必要な条件を付することができる。

(標識の設置)

第12条 設置許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可を受けた発電事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、その事業区域において、公衆の

見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

(関係書類の保存及び閲覧)

第13条 許可事業者は、設置許可を受けている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

2 許可事業者は、設置許可を受けている間、近隣住民等の求めに応じ、前項の書類の写し並びに第20条第2項に規定する維持管理計画及び保守点検の記録を、規則で定める方法により、閲覧させなければならない。

(設置工事着手届)

第14条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設の設置の工事（以下「設置工事」という。）に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、着手する日の14日前までにその旨を市長に届け出なければならない。

(設置工事完了届)

第15条 許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日の翌日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第16条 許可事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、検査を受けなければならない。

(1) 設置工事のうち造成等が完了したとき。

(2) 設置工事の全てが完了したとき。

2 市長は、前項の検査を実施したときは、当該検査を完了した日の翌日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、検査の結果を許可事業者に通知するものとする。

(変更許可)

第17条 許可事業者は、設置許可に係る内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、軽微な変更その他の変更で規則で定めるものについては、この限りでない。

2 第7条から前条までの規定（第10条第1項を除く。）は、変更許可について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、第26条第2項の規定により当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継した相続人は、規則で定める日までに変更許可を受けなければならない。この場合において、第9条から前条までの規定（第10条を除く。）を準用する。

4 前2項の規定により準用される第14条及び第15条の規定による届出並びに前条第1項の検査は、市長が認める場合は省略することができる。

5 許可事業者は、第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

6 許可事業の一部の承継に係る変更許可があった場合において、当該許可事業の一部を承継した者は、新たに設置許可を受けた者とみなす。

(非常時の連絡先の公表)

第18条 許可事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置する場合は、当該再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、

あらかじめ公表しなければならない。

(定期報告)

第19条 許可事業者は、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、年度ごとに市長に報告しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の撤去費用の確保の状況
- (3) 第11条に規定する基準及び条件に適合している状況

2 前項の規定による報告は、許可事業を廃止するまで行わなければならない。

(維持管理及び保守点検)

第20条 許可事業者は、規則で定める維持管理に関する基準に従って、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 許可事業者は、前項の規定による管理に必要な維持管理計画を定め、再生可能エネルギー発電施設に係る保守点検を実施し、及び記録し、並びに当該記録を保管しなければならない。

(事故等の報告)

第21条 許可事業者は、事故又は土砂災害その他の災害により、事業区域内の再生可能エネルギー発電施設に損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、直ちに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧、環境保全その他必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に報告しなければならない。

(撤去開始届)

第22条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設を撤去しようとするときは、撤去しようとする日の30日前までに、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(撤去完了届)

第23条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去が完了したときは、撤去が完了した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(許可事業の廃止)

第24条 許可事業者は、許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設の撤去を完了し、前条の規定による届出の後でなければ、許可事業を廃止することができない。

2 許可事業者は、許可事業を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 許可事業が廃止されたときは、当該許可事業に係る設置許可(変更許可を含む。)は、その効力を失う。

(原状回復)

第25条 許可事業者は、前条の規定により許可事業を廃止したときは、当該事業区域を原状に回復するよう努めなければならない。

(地位の承継等)

第26条 許可事業者が許可事業の全部を譲渡し、又は許可事業者について相続、合併若しくは分割（当該許可事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該許可事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可事業の全部を承継した法人は、許可事業者の地位を承継する。

2 許可事業者について相続（当該許可事業の一部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人は、相続のあった日から第17条第3項の規則で定める日までの間において、当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継する。この場合において、当該期間内に同項の変更許可の申請をした相続人にとっては、相続の日から当該申請に係る処分の日までの間において、当該許可事業の一部に係る許可事業者の地位を承継するものとする。

3 前2項の規定により許可事業者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対して報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして許可事業者その他当該許可事業に係る整備、運営等を行う事業者に対し、その事務所若しくはその事業区域に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び助言）

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告）

第30条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

- (1) 設置許可を受けないで、発電事業を実施する者
- (2) 設置許可及び変更許可の内容に適合しない発電事業を実施する者
- (3) 変更許可を受けずに、設置許可の内容を変更して発電事業を実施する者
- (4) 第19条第1項の規定による定期報告を行わず、又は定期報告について虚偽の報告をした者
- (5) 第20条の規定による維持管理又は保守点検を行わない者
- (6) 第21条の規定による事故等の報告を行わず、又は事故等の報告について虚偽の報告をした者
- (7) 第27条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (8) 第28条の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- (9) 許可事業に係る再生可能エネルギー発電施設に起因して災害が発生し、若しくは災害の被害が拡大し、又は自然環境若しくは生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認める場合において、当該許可事業を実施している者

(措置命令)

第31条 市長は、前条の勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(違反事実の公表等)

第32条 市長は、前条の規定による措置命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、その旨並びに当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(許可の取消し)

第33条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可及び変更許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。
  - (2) 設置許可又は変更許可を受けた内容に適合しない発電事業を実施し、生命、財産、環境等に重大な被害を与えるおそれがあるとき。
  - (3) 第11条第2項（第17条第2項及び第3項の規定により準用する場合を含む。）の条件に反するとき。
  - (4) 設置許可を受けた日の翌日から起算して1年を経過した日までに当該許可事業に着手しなかったとき。
  - (5) 設置許可を受けた日の翌日から起算して5年を経過した日までに当該再生可能エネルギー発電施設が稼働しなかったとき。
  - (6) 変更許可を受けた日の翌日から起算して1年（工事を伴う変更の場合は5年）を経過した日までに当該変更許可の内容を実施しなかったとき。
  - (7) 第31条の規定による措置命令に従わなかったとき。
- 2 許可事業者は、前項の規定により設置許可を取り消されたときは、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設を撤去しなければならない。
- 3 許可事業者は、第1項の規定により変更許可を取り消されたときは、速やかに当該変更許可に係る変更前の原状に回復しなければならない。

(審議会への諮問)

第34条 市長は、必要と認める場合は、福島市環境審議会条例（平成8年条例第16号）第1条に規定する審議会に諮問し、意見を聴くことができる。

(手数料)

第35条 設置許可又は変更許可を受けようとする者は、申請の際に別表に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 既納の手数料は、還付しない。

(情報の開示)

第36条 市長は、第7条の規定により提出された設置計画概要、第8条第5項の規定により提出された回答等報告書、第10条第1項の規定による設置許可の内容、第14条、第15条、第17条第5項、第22条、第23条、第24条第2項及び第26条第3項の規定による届出の内容、第17条第1項又は第3項の規定による変更許可の内容、第19条第1項及び第21条の規定による報告の内容、第27条の規定による報告又は提出資料の内容並びに第33条第1項の規定により設置許可又は変更許可を取り消した場合における当該者の氏名又は名称を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表において、公表する内容に福島市情報公開条例（平成10年条例第1号）第9条各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 発電事業者は、回答等報告書を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

4 許可事業者は、第10条第1項の規定により設置許可を受けた旨、第14条、第15条、第17条第5項、第22条、第23条、第24条第2項及び第26条第3項の規定による届出の内容、第17条第1項又は第3項の規定により変更許可を受けた旨、第27条の規定による報告又は提出資料の内容のうち市長が必要と認めるもの並びに第19条第1項及び第21条の規定による報告の内容を、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

5 発電事業者は、設置工事の進捗、再生可能エネルギー発電施設の稼働状況等を公表するよう努めるものとする。

6 発電事業者は、この条例の規定により公表する書類等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項の個人情報をいう。ただし、当該発電事業者に係る個人情報を除く。以下同じ。）が含まれている場合は、当該個人情報が第三者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で公表しなければならない。

(国又は地方公共団体の特例)

第37条 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発電事業を実施しようとするときは、第7条から前条までの規定は適用しない。この場合において、国等は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。

2 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国等に対し、再生可能エネルギー発電施設等の設置等に関して報告を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、当該報告をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

(委任)

第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用関係)

2 第5条から第18条まで、第19条第1項第2号及び第3号、第20条、第24条第1項及び第3項、第26条、第30条第1号から第3号まで、第33条、第35条並びに第36条（第5項を除く。）の規定は、この条例の施行の日前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設（以下「既存施設」という。）については、適用しない。この場合において、次の表の左欄に掲げるこの条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第1項（第2号及び第3号を除く。）	許可事業者	この条例の施行の日前に設置工事に着手した再生可能エネルギー発電施設に係る発電事業（以下「既存事業」という。）を行う者（以下「既存事業者」という。）
第19条第2項	許可事業	既存事業
第21条	許可事業者	既存事業者
第22条、第23条及び第24条第2項	許可事業者	既存事業者
	許可事業	既存事業
第25条	許可事業者	既存事業者
	前条の規定により許可事業	既存事業
第27条	許可事業者	既存事業者
第28条第1項	許可事業者	既存事業者
	許可事業	既存事業
第30条第4号	第19条第1項	第19条第1項（第2号及び第3号を除く。）
第30条第5号	第20条	附則第9号
	維持管理又は保守点検	維持管理
第30条第9号	許可事業	既存事業

(既存施設等の届出)

3 既存施設に係る発電事業（以下「既存事業」という。）を行う者（以下「既存事業者」という。）は、令和7年9月30日までの間に、規則で定めるところにより、当該既存施設について市長に届け出なければならない。

4 既存事業者が、前項の規定による届出の内容を変更するときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

5 次項の規定により既存事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その

旨を市長に届け出なければならない。

(既存事業者の地位の承継)

- 6 既存事業者が当該既存事業の全部若しくは一部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該既存事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該既存事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該既存事業の全部又は一部に係る既存事業者の地位を承継する。

(既存施設の標識の設置)

- 7 既存事業者は、令和7年12月28日までの間に、規則で定めるところにより、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(既存施設の非常時の連絡先の公表)

- 8 既存事業者は、既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制その他規則で定める事項について、公表しなければならない。

(既存施設の維持管理)

- 9 既存事業者は、既存施設及びその事業区域において、土砂の流出等が発生しないよう適正な維持管理をしなければならない。

(検討)

- 10 市長は、この条例の施行の日から少なくとも3年ごとに、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則

令和7年3月31日

福島市規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（令和7年条例第13号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事業区域)

第2条 条例第2条第6号ただし書に規定する一体的な土地利用と認められる区域は、次に掲げる事項により判断するものとする。

- (1) 発電事業者に同一性が認められること。
- (2) 発電事業の開始時期に同時性が認められること。
- (3) 発電事業を実施する区域が一体であり、又は近接していること。

(再生可能エネルギー発電施設の禁止区域)

第3条 条例第5条第16号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所
- (2) 土砂災害の発生状況を踏まえて市長が定める土砂災害のおそれがある区域
- (3) 県が国の土砂災害防止対策基本指針に基づき認定する新たな土砂災害の発生のおそれのある箇所

(事前協議)

第4条 条例第7条の規定により事前協議をしようとする者は、設置計画概要兼事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号）
- (2) 近隣住民等範囲説明書（様式第3号）
- (3) 設計説明書兼工事計画書（様式第4号）
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの
- (5) 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号）
- (6) 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号）
- (7) 事業区域に係る土地所有者一覧
- (8) 事業区域に係る土地の全部事項証明書
- (9) 事業区域に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (10) 位置図
- (11) 区域図
- (12) 土地求積図又は地積測量図

- (13) 現況図及び現況写真
- (14) 土地利用計画平面図及び断面図
- (15) 排水計画平面図及び断面図
- (16) 雨水排水計算書
- (17) 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図
- (18) 資金計画書
- (19) 保険加入計画書
- (20) その他市長が必要と認める書類等

2 市長は、事前協議が完了した場合は、事前協議完了書（様式第7号）を交付するものとする。

（近隣住民等への説明及び意見の聴取）

第5条 発電事業者は、条例第8条第1項の規定により設置計画概要を公表するときは、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「インターネット等」という。）により公表し、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければならない。

2 発電事業者が条例第8条第2項の説明会（以下「説明会」という。）において説明する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 設置計画概要兼事前協議書の記載事項
- (2) 土地利用計画
- (3) 土砂災害等の発生防止のための方策
- (4) 自然環境の保全のための方策
- (5) 生活環境の保全のための方策
- (6) 景観の保全のための方策
- (7) 近隣住民等との調和に関する方策
- (8) 維持管理及び撤去の計画（撤去後の土地利用方針を含む。）
- (9) 非常時の対応
- (10) その他市長が必要と認める事項

3 発電事業者は、近隣住民等の参集の便及び人数を考慮して説明会開催の日時及び場所を決定するものとする。

4 発電事業者は、説明会を開催しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、インターネット等、郵送その他の市長が定める方法により近隣住民等に通知しなければならない。

- (1) 説明会の開催日時及び開催場所
- (2) 設置計画概要のうち基本的事項及び第1項の規定により公表された設置計画概要の閲覧方法
- (3) 説明会に係る担当者の氏名及び問合せ先
- (4) 説明会に参加しない近隣住民等の意見提出方法

5 発電事業者は、回答等報告書（様式第8号）を市長に提出するときは、次に掲げる書類

等を添えて提出するものとする。

- (1) 説明会における説明資料
- (2) 説明会の議事録
- (3) 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容  
(設置許可)

第6条 市長は、設置許可をするときは、設置許可通知書（様式第9号）により通知するものとする。

2 申請者は、設置許可申請書（様式第10号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 第4条各号に規定する書類等
- (2) 防災計画書（様式第11号）
- (3) 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図
- (4) 排水施設及び防災施設の構造図
- (5) 排水流域図
- (6) 擁壁の構造計算書
- (7) 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類等

(設置許可の基準)

第7条 条例第11条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。

2 条例第11条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電施設を設置する場合
  - ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。
  - イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。
  - ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものでないこと。
  - エ 太陽電池モジュールが、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。
  - オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。
  - カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。
- (2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからウまでに規定する基準

3 条例第11条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

- ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。
- イ 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。
- ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。
- エ 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。
- オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。

(2) 風力発電施設を設置する場合

- ア 前号アからエまでに規定する基準
- イ 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。
- ウ テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。

4 条例第11条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 太陽光発電施設を設置する場合

- ア 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。
- イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。
- ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。
- エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
- オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。
- カ 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。
- キ 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。
- ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。
- ケ 太陽光発電施設が、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築基準法（昭和25年

法律第201号) その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。

(2) 風力発電施設を設置する場合 前号アからクまでに規定する基準

5 条例第11条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル(令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号)及び同解説に示す基準に適合するものであること。
- (2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「盛土規制法政令」という。)第8条の規定に適合するものであること。
- (3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。
- (4) 地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他の必要な措置を講ずること。
- (5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層(概ね30cm以下の厚さとする。)ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。
- (6) 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。
- (7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。
- (8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。
- (9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。

6 条例第11条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状態、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。
- (2) 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。
- (3) 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。
- (4) 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。
- (5) 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。
- (6) 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。

7 条例第11条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。
- (2) 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。
- (3) 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。
- (4) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。

（標識の設置）

第8条 条例第12条の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の設置場所及びその事業区域の面積
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の区分及び出力
- (4) 許可事業の予定期間
- (5) 設置工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 許可事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（関係書類の保存及び閲覧）

第9条 許可事業者は、条例第13条第2項の規定により書類の閲覧をさせる場合は、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。この場合において、近隣住民等から閲覧の求めがあった場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 条例第13条第2項の規定により閲覧をさせる書類に個人情報が含まれている場合は、当該個人情報が閲覧者に明らかとならないよう必要な措置を講じた上で閲覧させなければならない。

（設置工事着手届）

第10条 条例第14条の規定による届出は、設置工事着手届（様式第12号）によるものとする。

（設置工事完了届）

第11条 条例第15条の規定による届出は、設置工事完了届（様式第13号）によるものとし、設置工事前後の写真を添えて提出するものとする。

（完了検査）

第12条 許可事業者は、事業区域（事業区域を工区に分けたときは、工区）の全部について造成等が完了したときは、造成等工事完了届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて市長に届出を行い、速やかに造成等工事完了検査を受けなければならない。

- (1) 施工前後写真
- (2) 工事写真
- (3) 出来形図

2 許可事業者は、設置工事の全てが完了し、条例第15条の規定による届出を行ったときは、速やかに設置工事完了検査を受けなければならない。

3 市長は、前2項の検査の結果、設置許可又は変更許可の内容に適合していると認めたとときは、完了検査結果通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（変更許可及び変更届）

第13条 変更許可の申請をする者は、変更許可申請書（様式第16号）に、第4条第1項各号に規定する書類等のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更許可をするときは、変更許可通知書（様式第17号）により通知するものとする。

3 条例第17条第1項ただし書の規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更。ただし、許可事業者に係る承継を伴わないものに限る。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の面積、形状等の変更を伴わない更新による変更
- (3) 条例第26条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した場合における、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (4) 環境の保全、災害発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更

4 条例第17条第3項の規則で定める日は、相続のあった日から6月を経過する日とする。

5 条例第17条第5項の規定による届出は、軽微変更届（様式第18号）により行うものとする。ただし、条例第26条第3項の規定による届出を行う場合は、これを省略することができる。

（非常時の連絡先の公表）

第14条 条例第18条の規定により再生可能エネルギー発電施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制（以下この条において「非常時の連絡先」という。）を公表するときは、次に掲げる方法の全てによるものとする。

- (1) インターネット等
- (2) 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示
- (3) 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会における回覧等

2 許可事業者は、非常時の連絡先の内容に変更が生じたときは、速やかに前項各号に掲げる方法による公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 非常時の連絡先を公表する期間は、許可事業を実施する間とする。

（定期報告）

第15条 条例第19条第1項の規定による報告は、定期報告書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 点検等に係る報告書の写し
- (2) 撤去費用の確保状況を示す書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（維持管理及び保守点検）

第16条 条例第20条第1項の規則で定める維持管理に関する基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されること。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。
- (3) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該再生可能エネルギー発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。

2 条例第20条第2項に規定する維持管理計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 維持管理の基本的事項
- (2) 維持管理の実施体制
- (3) 保守点検の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電施設の周辺において土砂災害その他の自然災害が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (5) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 許可事業者は、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合は、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう維持管理計画の見直しを行わなければならない。

（事故等の報告）

第17条 条例第21条の規定による報告は、事故等発生報告書（様式第20号）によるものとする。

（撤去開始届）

第18条 条例第22条の規定による届出は、撤去開始届（様式第21号）によるものとする。

（撤去完了届）

第19条 条例第23条の規定による届出は、撤去完了届（様式第22号）によるものとする。

（廃止届）

第20条 条例第24条第2項の規定による届出は、許可（既存）事業廃止届（様式第23号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 許可事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第24条第2項の規定による届出を受けた場合で、撤去等の措置が適切に行われたと認めるときは、許可事業者へ通知するものとする。

3 許可事業は、前項の規定による通知をもって廃止されるものとする。

4 第1項から前項までの規定は、既存事業の廃止について準用する。この場合において、第1項及び第2項中「条例第24条第2項」とあるのは「条例附則第2項の規定により読み替えて適用する条例第24条第2項」と、第1項及び第3項中「許可事業」とあるのは「既存事業」と、第2項中「場合で、撤去等の措置が適切に行われたと認めるときは、許可事業者」とあるのは「場合は、既存事業者」に読み替えるものとする。

（地位の承継等）

第21条 条例第26条第3項の規定による届出は、許可事業承継届（様式第24号）によるものとする。

（身分証明書）

第22条 条例第28条第2項の証明書は、身分証明書（様式第25号）によるものとする。

（許可の取消し）

第23条 市長は、条例第33条の規定により設置許可及び変更許可を取り消すときは、許可取消通知書（様式第26号）により許可事業者へ通知するものとする。

（情報の開示）

第24条 条例第36条第3項から第5項まで（既存事業者にあつては同条第5項に限る。）の規定により当該各項に規定するものを公表するときは、インターネット等により行うものとし、発電事業を実施している間、閲覧可能な状態を保たなければならない。

（国又は地方公共団体の特例）

第25条 国等は、条例第37条の規定により市長と協議するときは、国等に係る事前協議書（様式第27号）に、第6条第2項各号に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

（既存施設）

第26条 既存施設とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に設置工事が完了していること。
- (2) 施行日前に設置工事が完了していない場合において、次に掲げるいずれにも該当するとき
  - ア 施行日前に再生可能エネルギー発電施設の工事工程表等の工事計画が作成され、当該工事計画に基づき継続して工事（調査、測量その他の準備行為を除く。）が行われていること。
  - イ 設置工事が設置に係る関係法令等に基づいた手続きの完了後に実施されていること。

ウ 事業区域内の土地又はその土地にある建築物その他の工作物について、それらに権利を有する者の同意を得ていること。

(3) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第6条の規定により方法書及び方法書を要約した書類を県知事等に送付している場合（風力発電施設設置に係るものに限る。）

（既存施設の届出）

第27条 条例附則第3項の規定による届出は、既存施設届（様式第28号）に、次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 既存施設の概要を示した図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

（既存施設の変更届）

第28条 条例附則第4項の規定による届出は、既存施設変更届（様式第29号）によるものとする。

（既存施設届出者の変更届）

第29条 条例附則第5項の規定による届出は、既存事業承継届（様式第30号）によるものとする。

（既存施設の標識の設置）

第30条 条例附則第7項により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 既存事業者の名称、代表者の氏名、所在地及び連絡先（既存事業者が法人でない場合には、氏名又は名称）
- (2) 既存施設の設置場所及びその事業区域の面積
- (3) 既存施設の区分及び出力
- (4) 既存事業の予定期間
- (5) 既存施設の設置の工事に係る施工者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (6) 既存施設及びその事業区域の維持管理を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 既存事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他必要な措置を講じなければならない。

（既存施設の非常時の連絡先の公表）

第31条 条例附則第8項の規定により既存施設に係る災害の発生等に備えた連絡体制（以下この条において「非常時の連絡先」という。）を公表するときは、次に掲げる方法の全てによるものとする。

- (1) インターネット等
- (2) 事業区域内の公衆の見やすい場所への掲示

2 既存事業者は、非常時の連絡先の内容に変更が生じたときは、速やかに前項の規定による公表その他必要な措置を講じなければならない。

3 非常時の連絡先を公表する期間は、既存事業を実施する間とする。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

## 〔様式集〕

設置計画概要兼事前協議書

年 月 日

福島市長

協議者 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....  
氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

.....  
電話

.....  
電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

1 発電事業者等の概要

項 目		内 容
事業責任者(運営会社)	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
設置工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	

※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

## 2 発電施設の概要

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
施工予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
事業実施予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 近隣住民等範囲説明書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 設計説明書兼工事計画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地所有者一覧 <input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 土地求積図又は地積測量図 <input type="checkbox"/> 現況図及び現況写真 <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 排水計画平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 雨水排水計算書 <input type="checkbox"/> 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 保険加入計画書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等	

様式第2号（第4条関係）

禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
1.	砂防法第2条の規定により指定された土地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風 力	
2.	地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風 力	
3.	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風 力	
4.	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風 力	
5.	水防法第14条第1項又は第2項の規定により指定された洪水浸水想定区域のうち家屋の流失又は倒壊をもたらすような氾濫等が発生するおそれがある区域として河川管理者が定める区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
6.	河川法第6条第1項に規定する河川区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
7.	森林法第5条第1項の地域森林計画において定められた森林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
8.	自然公園法第2条第1号に規定する自然公園に該当する区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
9.	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風力	
10.	文化財保護法第27条第1項の規定により重要文化財に指定された建造物及び同法第57条第1項の規定により文化財登録原簿に登録された建造物並びに同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
11.	福島県文化財保護条例第4条第1項の規定により福島県指定重要文化財に指定された建造物及び同条例第24条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
12.	福島市文化財保護条例第3条第1項の規定により福島市指定有形文化財に指定された建造物及び同条例第15条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物の区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
13-1.	福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風力	
13-2.	福島市水道水源保護条例第6条第1項の規定により指定された水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	風力	
14.	福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項に規定する風致地区	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
15.	特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光	
16.	前各号に定めるもののほか、土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風力	
16-1.	市が定める地すべり危険箇所、土石流危険渓流区域及び急傾斜地崩壊危険箇所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風力	

	禁止区域	禁止区域の 該当有無	規制対象の 発電施設	確認部署・協議経過等
16-2.	土砂災害の発生状況を踏まえて 市長が定める土砂災害のおそれ がある区域	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風力	
16-3.	県が国の土砂災害防止対策基本 指針に基づき認定する新たな土 砂災害の発生のおそれのある箇 所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	太陽光 風力	

様式第3号（第4条関係）

近隣住民等範囲説明書

項 目		内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m <sup>2</sup>	地目：
発電出力		kW	
		対象者	
近隣住民等の区分	1 事業区域の境界から下記に示す距離以内の区域に居住し、または近隣区域に土地若しくは建物を所有する者 (1) 低圧電源（出力50キロワット未満）の場合：概ね100メートル以内 (2) 高圧電源（出力50キロワット以上）の場合又は特別高圧電源の場合：概ね300メートル以内 (3) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第1種事業に限る。）の場合：概ね1キロメートル以内		
	2 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者		
	3 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	4 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	5 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者		
	6 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会（地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の代表者及びその構成員		

※ 近隣住民等の範囲が分かる地図等を添付すること。

1 事業区域等の概要

項 目		内 容		
再生可能エネルギー発電施設の名称				
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設	
敷地面積／地目		m <sup>2</sup>	地目：	
発電出力		kW		
事業区域	設置場所 (全ての地番)			
	関係法令等の規制区域 (該当区域等にチェック)	法令及び規制区域		規制対象の施設
		砂防法	<input type="checkbox"/> 砂防指定地	太陽光・風力
		地すべり等防止法	<input type="checkbox"/> 地すべり防止区域	太陽光・風力
		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	<input type="checkbox"/> 急傾斜地崩壊危険区域	太陽光・風力
		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域	太陽光・風力
		水防法	<input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域	太陽光
		河川法	<input type="checkbox"/> 河川区域	太陽光
		森林法	<input type="checkbox"/> 保安林 <input type="checkbox"/> 地域森林計画対象民有林	太陽光
		自然公園法	<input type="checkbox"/> 国立・国定公園 <input type="checkbox"/> 県立自然公園	太陽光
		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<input type="checkbox"/> 鳥獣保護区	太陽光・風力
		文化財保護法	<input type="checkbox"/> 重要文化財 <input type="checkbox"/> 史跡名勝天然記念物	太陽光
		福島県文化財保護条例	<input type="checkbox"/> 福島県指定重要文化財 <input type="checkbox"/> 県指定史跡名勝天然記念物	太陽光
		福島市文化財保護条例	<input type="checkbox"/> 福島市指定有形文化財 <input type="checkbox"/> 市指定史跡名勝天然記念物	太陽光
		福島市水道水源保護条例	<input type="checkbox"/> 水源保護地域	太陽光・風力
		福島市風致地区内における建築等の規制に関する条例	<input type="checkbox"/> 風致地区	太陽光
		<input type="checkbox"/> 特に景観を保全することが必要な区域として市長が別に定める区域		太陽光
		<input type="checkbox"/> 土砂災害のおそれがある区域として市長が規則で定める区域		太陽光
		<input type="checkbox"/> 水源保護地域の境界から設置しようとする風力発電施設の最高地上高に相当する距離以内の区域		風力
		その他 ( )		

## 2 工事の概要

施設概要	工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 事業区域の面積変更		
	敷地所有	<input type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	従前の土地利用	<input type="checkbox"/> 森林 <input type="checkbox"/> 田畑 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	設置形態	<input type="checkbox"/> 野立て太陽光 <input type="checkbox"/> 農地転用による太陽光 <input type="checkbox"/> 営農型太陽光 (作物: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	導入形態	<input type="checkbox"/> FIT <input type="checkbox"/> FIP <input type="checkbox"/> 相対契約 ※FIT, FIPの場合 設備ID ( )		
	発電出力	kW [パワー]デバイス-の最大発電出力 kW]		
	太陽光パネルの面積	m <sup>2</sup>		
	発電施設に付属する管理施設	名称		面積
名称			面積	m <sup>2</sup>

## 3 自然環境を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要 (施設基準への適合状況)	
		適/不適	設計の概要 (考え方及び根拠となる数値等を記入ください。)
共通	(1) 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。		
	(2) 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。		

## 4 景観を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要 (施設基準への適合状況)	
		適/不適	設計の概要 (考え方及び根拠となる数値等を記入ください。)
共通	(1) 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。		
	(2) 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。		
	(3) 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。		

太陽光	(4) 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩で、かつ、模様が目立たないものであること。		
	(5) 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台が、低反射のもので、かつ、周囲の景観に調和するものであること。		
	(6) ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、当該水面の面積に対する太陽電池モジュールの水平投影面積の割合が概ね5割以下であること。		

## 5 反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	(1) 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。		
	(2) 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及びその周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。		
	(3) パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他のパワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。		
	(4) 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整備されていること。		
太陽光	(5) 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。		
風力	(6) 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。		
	(7) テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための措置を講ずること。		

## 6 防災上必要な措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	(1) 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。		
	(2) 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。		
	(3) 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りでない。		
	(4) 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。		
	(5) 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。		
	(6) 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。		
	(7) 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないようにするための措置を講ずること。		
	(8) 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。		
太陽光	(9) 太陽光発電施設が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。		

## 7 造成を行う場合の措置

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。		
(2) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。		
(3) 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他の必要な措置を講ずること。		
(4) 地山と盛土部分に滑りが生じないように、段切りその他の必要な措置を講ずること。		
(5) 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。		
(6) 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他の盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。		
(7) 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の侵食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。		
(8) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定に、それぞれ適合するものであること。		
(9) 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。		

## 8 雨水排水施設等

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。		
(2) 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。		
(3) 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。		
(4) 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。		
(5) 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。		
(6) 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。		

## 9 道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
(1) 道路において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。		
(2) 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。		
(3) 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。		
(4) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。		

再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書

1 再生可能エネルギー発電施設の概要

項 目		内 容			
事業責任者（運営会社）	商号または名称				
	代表者の役職・氏名				
	事務所の所在地				
	電話番号				
保守点検責任者	商号または名称				
	代表者の役職・氏名				
	事務所の所在地				
	電話番号				
再生可能エネルギー発電施設の名称					
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設		
設置場所（代表地番）					
敷地面積／地目		m <sup>2</sup>	地目：		
発電出力		kW			
再生可能エネルギー発電施設の運転期間（予定）		運転開始年月日：	年	月	日（予定）
		運転終了年月日：	年	月	日（予定）

2 維持管理の内容

維持管理状況	(1) 維持管理の実施体制
	(2) 保守点検の内容
	(3) 再生可能エネルギー発電施設の周辺において土砂災害及びその他の自然災害が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容及びその実施体制
	(4) 再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境保全上の支障が生じた場合に予定している措置の内容及びその実施体制
	(5) 前各号に掲げるもののほか、維持管理の基準を満たすことを確認するために市長が必要と認める事項

維持管理に関する基準への適合状況	再生可能エネルギー発電施設の維持管理において遵守する事項 下記事項を遵守することに同意する場合には、下記□内に✓印を付けること。	
	再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域が、土砂災害の防止及び周辺地域の環境の保全に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態が維持されること。	□
	再生可能エネルギー発電施設及びその事業区域の周辺において、土砂災害その他の自然災害等が発生するおそれがある場合は、当該再生可能エネルギー発電施設の損壊の防止又は周辺地域の環境の保全に支障を生じさせないために必要な措置が速やかに講じられること。	□
	再生可能エネルギー発電施設の損壊が発生し、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合は、速やかに当該発電施設の復旧又は当該支障の除去のために必要な措置が講じられること。	□

※維持管理の内容については、計画策定の段階で予期しなかった問題や変化が生じた場合、周辺環境の変化に応じた適切な維持管理ができるよう、適宜、見直しを行うこと。

### 3 損害賠償責任保険等の加入状況

保険加入の有無	保険の種類	加入の有無	
	火災保険	□有	□無
	地震保険	□有	□無
	第三者賠償保険	□有	□無

※ 有の場合は契約書等の写しの添付をお願いします。

### 4 廃止後に行う措置に関する計画の概要

廃止予定日	年 月 日		
施設撤去予定	撤去開始予定日：	年	月 日
	撤去完了予定日：	年	月 日
撤去後の計画	廃棄物の処理について		
	景観上及び防災上の措置について		
	原状回復のための措置について		

### 5 その他市長が必要と認める事項に関する概要

管理の項目	施設基準の概要	管理の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	管理の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき適切な保守点検及び維持管理が行われるよう努めること。		

様式第6号（第4条関係）

再生可能エネルギー発電施設撤去計画書

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設 の名称		
再生可能エネルギー発電施設 の区分	太陽光発電	風力発電
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
発電事業終了予定日	年	月 日
発電設備撤去後の土地利 用方針		
撤去費用の見積額	円	
積立方法	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 による廃棄等費用積立制度 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
積立開始時期	年	月
積立終了時期	年	月
毎月積立額	円	
廃棄物等の処理方法		

様式第7号（第4条関係）

事前協議完了書

第 号  
年 月 日

様

福島市長

下記の再生可能エネルギー発電施設について、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第7条の規定による事前協議が完了したため通知します。

発電施設の概要

項目	内容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
施工予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
事業実施予定期間	年 月 日 ~	年 月 日

回答等報告書

年 月 日

福島市長

報告者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第8条第5項の規定により、回答等報告書を提出します。

項 目		内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m <sup>2</sup>	地目：
発電出力		kW	
		説明を行った者の氏名	
近隣住民等の区分	1 事業区域の境界から下記に示す距離以内の区域に居住し、または近隣区域に土地若しくは建物を所有する者 (1) 低圧電源（出力50キロワット未満）の場合：概ね100メートル以内 (2) 高圧電源（出力50キロワット以上）の場合又は特別高圧電源の場合：概ね300メートル以内 (3) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第1種事業に限る。）の場合：概ね1キロメートル以内		
	2 賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者		
	3 事業区域において土砂災害その他自然災害が発生した場合に、その影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	4 発電事業の実施により生活環境に影響を受けるおそれがある者として市長が認める者		
	5 発電事業の実施により影響を受けるおそれがある観光業、農林水産業その他の事業を営む者		
	6 近隣区域をその区域に含み、又は近隣区域に隣接する町会の代表者及びその構成員		

説明の方法	
添付書類	<input type="checkbox"/> 説明会における説明資料 <input type="checkbox"/> 説明会の議事録 <input type="checkbox"/> 説明会の際及びその後に提出された意見に対する協議経過及び回答内容

様式第9号（第6条関係）

設置許可通知書

第 号  
年 月 日

様

福島市長

年 月 日付で提出のあった設置許可申請書については、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり条件を付記して許可します。

1. 許可の内容

項 目	内 容	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	

2. 許可の条件

設置許可申請書

年 月 日

福島市長

申請者 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第10条第1項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 発電事業者等の概要

項 目		内 容
事業責任者(運営会社)	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
設置工事等施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	

※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事業所の所在地	
	電話番号	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

## 2 発電施設の概要

項目	内容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
施行予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
発電予定期間	年 月 日 ~	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 近隣住民等範囲説明書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 設計説明書兼工事計画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地所有者一覧 <input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 土地求積図又は地積測量図 <input type="checkbox"/> 現況図及び現況写真 <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 排水計画平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 雨水排水計算書 <input type="checkbox"/> 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 保険加入計画書 <input type="checkbox"/> 防災計画書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図 <input type="checkbox"/> 排水施設及び防災施設の構造図 <input type="checkbox"/> 排水流域図 <input type="checkbox"/> 擁壁の構造計算書 <input type="checkbox"/> 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等	

防災計画書

項 目		内 容	
事業責任者（運営会社）	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分			
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m <sup>2</sup>	地目：
発電出力		kW	
防災計画に関する内容	訓練計画		
	非常時の対応方針		
	事故防止の体制		

非常時の連絡体制図（※）

※ 非常時の連絡体制図については、連絡体制が分かる書類を添付することでも可。

設置工事着手届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第14条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容	
設置工事施工者	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
事業責任者（運営会社）	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
許可年月日	年 月 日		
管理番号	第 号		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設		
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：	
発電出力	kW		
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
運転開始予定年月日	年 月 日		

設置工事完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

.....  
電話.....

.....  
電子メール.....

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第15条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容
許可年月日	年 月 日
管理番号	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始（予定）年月日	年 月 日
添付資料	<input type="checkbox"/> 設置工事前後の写真

様式第14号（第12条関係）

造成等工事完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例施行規則第12条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容	
造成 工事 施工 者	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
許可年月日		年 月 日	
管理番号		第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
造成等工事完了年月日		年 月 日	
添付書類		<input type="checkbox"/> 施工前後写真 <input type="checkbox"/> 工事写真 <input type="checkbox"/> 出来形図	

様式第15号（第12条関係）

完了検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

福島市長

下記の再生可能エネルギー発電施設の設置に係る（造成工事）設置工事は、検査の結果、  
年 月 日付に申請があった設置許可（変更許可）の内容に適合していると認め、  
福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定に  
より、下記のとおり通知します。

項 目	内 容
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
工事完了検査年月日	年 月 日
検査員職氏名	

変更許可申請書

年 月 日

福島市長

申請者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（第17条第1項）  
（第17条第3項）の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

項 目	内 容	
許可年月日	年 月 日	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	

添付書類	<p>——以下のうち、変更の内容に応じて必要と認められるもの——</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号）</li> <li><input type="checkbox"/> 近隣住民等範囲説明書（様式第3号）</li> <li><input type="checkbox"/> 設計説明書兼工事計画書（様式第4号）</li> <li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号）</li> <li><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号）</li> <li><input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地所有者一覧</li> <li><input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地の全部事項証明書</li> <li><input type="checkbox"/> 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 位置図</li> <li><input type="checkbox"/> 区域図</li> <li><input type="checkbox"/> 土地求積図又は地積測量図</li> <li><input type="checkbox"/> 現況図及び現況写真</li> <li><input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図及び断面図</li> <li><input type="checkbox"/> 排水計画平面図及び断面図</li> <li><input type="checkbox"/> 雨水排水計算書</li> <li><input type="checkbox"/> 事業区域に設置する発電設備その他工作物の構造図</li> <li><input type="checkbox"/> 資金計画書</li> <li><input type="checkbox"/> 保険加入計画書</li> <li><input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等</li> </ul>
------	--

変更許可通知書

第 号  
年 月 日

様

福島市長

年 月 日付で提出のあった変更許可申請書については、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第17条第1項または第3項の規定により、下記のとおり許可します。

1. 許可の内容

項 目	内 容	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
許可する変更内容		

2. 許可の条件（設置許可及び変更許可の条件に変更・追加等がある場合）

軽微変更届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第17条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容
許可年月日		年 月 日
管理番号		第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目		m <sup>2</sup> 地目：
発電出力		kW
変更の内容	変更の区分	<input type="checkbox"/> 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更。ただし、許可事業者に係る承継を伴わないものに限る。 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設の面積、形状等の変更を伴わない更新による変更 <input type="checkbox"/> 条例第26条第1項の規定により許可事業者の地位を承継した場合における、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 <input type="checkbox"/> 環境の保全、災害発生の防止等に著しい影響を及ぼすおそれがないものとして市長が定める変更
	変更の理由	

変更の内容	変更前	
	変更後	
添付書類	<input type="checkbox"/> 変更の理由がわかる書類	

定期報告書

年 月 日

報告者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容
事業責任者 (運営会社)	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
※	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
設置許可年月日	年 月 日	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		

再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
添付書類	<input type="checkbox"/> 点検等に係る報告書の写し <input type="checkbox"/> 撤去費用の確保状況を示す書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

## 2. 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

※ 維持管理の状況を把握するために必要な書類や写真等を添付すること。



## 6. 施設基準への適合状況

### (1) 自然環境を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 事業区域内において実施しようとする樹木の伐採が、発電事業を実施する上で必要最小限であること。		
	イ 事業区域及びその周辺地域に、動植物の重要な種、動物の注目すべき生息地又は重要な植物群落が分布している場合は、当該分布地域における動植物の生息又は生育環境の保全に必要な措置を講ずること。		

### (2) 景観を保護するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 福島市景観まちづくり計画で定める基準に適合するものであること。		
	イ 再生可能エネルギー発電施設の高さ、形状、色彩等が周囲と調和するものであること。		
	ウ 再生可能エネルギー発電施設が、地域の歴史的・文化的景観資源その他良好な景観資源の価値を損ねるものではないこと。		
太陽光	エ 太陽電池モジュールは、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、模様が目立たないものであること。		
	オ 太陽電池モジュールのフレーム及び太陽電池アレイを支持する架台は、周囲の景観に調和したものとし、低反射のものであること。		
	カ ため池等の水面に設置する太陽光発電施設に当たっては、太陽電池モジュールの水平投影面積の当該水面の面積に対する割合が概ね5割以下であること。		

(3) 反射光、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他近隣住民等の生活環境を保全するための措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 工事、資材の運搬等に伴う騒音及び振動を防止するための措置を講ずること。		
	イ 再生可能エネルギー発電施設から発生する騒音が、事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合するものであること。		
	ウ パワーコンディショナー及び変電設備を設置するときは、防音壁の設置その他パワーコンディショナー、変電設備から生じる騒音、低周波音等を軽減するための措置を講ずること。		
	エ 再生可能エネルギー発電施設を適切に運用するための保守点検及び維持管理に係る必要な手法及び体制が整えられていること。		
太陽光	オ 太陽光パネルの設置角度の調整、低反射パネルの使用、植栽等により太陽光の反射を軽減する措置を講ずること。		
風力	カ 事業区域が住宅等に近接している場合は、風力発電施設の羽根の回転に伴って地上に明暗が生じる現象を含めた日影対策のための措置を講ずること。		
	キ テレビジョン放送の電波その他電波に障害を発生させないための必要な措置を講ずること。		

(4) 防災上必要な措置

区分	許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
		適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
共通	ア 再生可能エネルギー発電施設が、事業区域における地形、地質、地下水、地盤等について入念な調査の上、その特性を踏まえて設計されたものであること。		

	イ 事業区域内に勾配が15度以上の区域を含む場合は、地盤の安定が確認されていること。		
	ウ 事業区域の勾配が30度以下であること。ただし、地盤調査等により、その安全性が確認される場合はこの限りではない。		
	エ 設置工事が、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。		
	オ 設置工事においては、調整池等の主要な防災施設を先行して設置し、当該防災施設の設置完了まで他の施工に着手しないものであること。		
	カ 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画に、再生可能エネルギー発電施設の撤去並びに撤去後に実施する整地、緑化、修景その他の周辺環境の保全及び防災のために必要な措置が含まれていること。		
	キ 原則1.5メートル以上の高さの金網フェンスの設置その他の第三者が事業区域に容易に立ち入ることができないための措置を講ずること。		
	ク 原則として事業区域から140メートル以内に消火栓、防火水槽等の消防水利施設があること。		
太陽光	ケ 太陽光発電施設が、電気事業法、建築基準法その他関係法令の規定に準じ市長が別に定める基準に適合するものであること。		

(5) 造成を行う場合の措置

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
ア 造成の計画が、盛土等防災マニュアル（令和5年5月26日国官参宅第12号5農振第650号5林整治第244号）及び同解説に示す基準に適合するものであること。		

イ 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（以下「盛土規制法政令」という。）第8条の規定に適合するものであること。		
ウ 軟弱地盤である場合は、地盤の沈下又は事業区域外の地盤の隆起が生じないように土の置換え、水抜きその他必要な措置を講ずること。		
エ 地山と盛土部分に滑りが生じないよう、段切りその他必要な措置を講ずること。		
オ 盛土部分の土砂の崩壊防止のため、1層（概ね30cm以下の厚さとする。）ごとにローラー等の建設機械を用いて締固めを行うこと。		
カ 透水層の設置、地滑り抑止ぐいの設置その他盛土部分の土砂の崩壊防止のために必要な措置を講ずること。		
キ 造成によって生じる崖の崖面を風化その他の浸食から保護するため、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等必要な措置を講ずること。ただし、崖面を擁壁で覆う場合は、この限りでない。		
ク 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は盛土規制法政令第9条の規定に、練積み造の擁壁の構造は盛土規制法政令第10条の規定にそれぞれ適合するものであること。		
ケ 排水施設を設置する場合は、その設置に関して盛土規制法政令第16条の規定に適合するものであること。		

(6) 雨水排水施設等

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
ア 排水施設が、事業区域の規模及び地形、再生可能エネルギー発電施設の種類、周辺の状況、降水量等を勘案し、雨水を有効かつ適切に処理することができるものであること。		

イ 事業区域内の排水設備が、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理が容易な構造であること。		
ウ 事業区域内の排水設備、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が、適切に配置されること。		
エ 法面からの土砂の流出及び濁水の発生を防止するため、法面保護工等必要な措置を講ずること。		
オ 再生可能エネルギー発電施設の設置による排水量の流量増に対して、下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて、調整池その他の一時雨水等を貯留する施設が設置されること。		
カ 原則として事業区域から公共水域までの排水接続を行うこと。この場合において、水路管理者、権利者等の同意を得ること。		

(7) 道路、河川、水路、その他の公共施設の構造、管理等に支障を来すおそれがないもの

許可基準の概要	設計の概要（施設基準への適合状況）	
	適／ 不適	設計の概要（考え方及び根拠となる数値等を記入ください。）
ア 道路（道路法第3条第1項に規定する道路、農道その他公衆用道路等の公に解放された道路をいう。以下同じ。）において車両の通行に支障が生じないようにするための措置を講ずること。		
イ 主要な道路から事業区域に至るまでの道路の幅員が、原則として6メートル以上確保されていること。		
ウ 大型車両の通行等による既存の道路及び水路の破損等を防止する措置を講ずること。		
エ 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路の幅員が4メートル以上となるように必要な措置を講ずること。		

(8) 許可条件への適合状況

許可条件（設置許可及び変更許可の条件）	適合状況の概要（許可条件への適合状況）	
	適／ 不適	適合状況（考え方及び根拠となる 数値等を記入ください。）

定期報告書

年 月 日

報告者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、下記のとおり報告いたします。

1. 施設の概要

項 目		内 容
事業責任者（運営会社）	氏名（法人の場合は事業者名）	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
維持管理者	氏名（法人の場合は事業者名）	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
※	氏名（法人の場合は事業者名）	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
※	氏名（法人の場合は事業者名）	
	代表者名	
	住所	
	電話番号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設      風力発電施設

設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
添付書類	<input type="checkbox"/> 点検等に係る報告書の写し <input type="checkbox"/> 撤去費用の確保状況を示す書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

※ 発電施設の所有（保有）又は営業等、発電事業の運用に関わる法人、団体等があれば記載すること。

## 2. 再生可能エネルギー発電施設及び事業区域の前年度の維持管理の状況

※ 維持管理の状況を把握するために必要な書類や写真等を添付すること。



事故等発生報告書

年 月 日

福島市長

報告者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第21条の規定により、下記のとおり報告します。

項 目	内 容
許可年月日（※）	年 月 日
管理番号（※）	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
事故・災害発生日時	年 月 日 時 分
事故・被災の原因・内容	(原因) (内容)
周辺地域への影響	
事故発生後の対応	
復旧の状況	
復旧完了（予定）年月日	年 月 日
再発防止のための対策	
添付書類	<input type="checkbox"/> 事故発生時の現況写真 <input type="checkbox"/> 復旧後の現況写真

※ 既存施設にあつては、省略可。

撤去開始届

年 月 日

福島市長

報告者 住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

.....

氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名)

.....

電話.....

電子メール.....

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第22条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日(※)	年 月 日	
管理番号(※)	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所(代表地番)		
敷地面積/地目	m <sup>2</sup>	地目:
発電出力	kW	
再生可能エネルギー発電施設の撤去予定	撤去開始予定年月日:	年 月 日
	撤去完了予定年月日:	年 月 日
	撤去費用見込額	円
	撤去費用の捻出方法	<input type="checkbox"/> 外部積立金の取崩し <input type="checkbox"/> その他( )
撤去後の処置		
廃棄物の処理方法		

※ 既存施設にあつては、省略可。

撤去完了届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

.....

電話.....

電子メール.....

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

項目	内容	
許可年月日（※）	年 月 日	
管理番号（※）	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
撤去完了年月日	年 月 日	
撤去後の処置		
廃棄物の処理方法		
添付書類	<input type="checkbox"/> 撤去後の現況写真	

※ 既存施設にあつては、省略可。

許可（既存）事業廃止届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第24条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日（※）	年 月 日	
管理番号（※）	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
事業廃止年月日	年 月 日	
添付資料	<input type="checkbox"/> 許可事業廃止後の事業区域に係る防災その他の措置を示した平面図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

※ 既存施設にあつては、省略可。

様式第24号（第21条関係）

許可事業承継届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
許可年月日	年 月 日	
管理番号	第 号	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
被承継人氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の役職・氏名並びに主たる事務所の所在地）		
	連絡先	
承継年月日	年 月 日	
承継の理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 承継の事実を証する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

（表）

身分証明書			第	号
所 属				
職 氏 名				
生年月日	年	月	日	
上記の者は、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第28条第1項の規定による立入検査を行う者であることを証明する。				
交付年月日	年	月	日	
福島市長				印

（裏）

<p>福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例（抜粋）</p> <p>（立入検査）</p> <p>第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして許可事業者その他当該許可事業に係る整備、運営等を行う事業者に対し、その事務所若しくはその事業区域に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による検査（以下「立入検査」という。）を実施する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--

許可取消通知書

様

第 号  
年 月 日

福島市長

年 月 日付第 号により通知した設置許可（変更許可）について、福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第33条第 号の規定により、設置許可（変更許可）を取り消します。

項目	内容
許可年月日	年 月 日
管理番号	第 号
再生可能エネルギー発電施設の名称	
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設 風力発電施設
設置場所（代表地番）	
許可取消の理由	

（教示）

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福島市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、福島市を被告として（訴訟において福島市を代表する者は福島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この判決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

福島市長

協議者 住所

.....  
 団体名

.....  
 電話

.....  
 電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例第37条第1項の規定により、下記のとおり協議します。

1 発電事業者等の概要

項 目		内 容
事業責任者 (運営会社)	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
維持管理者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
設置工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	
造成工事施工者	商号または名称	
	代表者の役職・氏名	
	事務所の所在地	
	電話番号	

## 2 発電施設の概要

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	㎡	地目：
発電出力	kW	
施工予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 禁止区域に係る関係法令一覧及び協議経過書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 近隣住民等範囲説明書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 設計説明書兼工事計画書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設の完成予想図並びに設置工事中及び設置後の事業区域の状況がわかるもの <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設維持管理計画書（様式第5号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設撤去計画書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地所有者一覧 <input type="checkbox"/> 事業区域に係る土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 事業区域に係る不動産登記法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 土地求積図又は地積測量図 <input type="checkbox"/> 現況図及び現況写真 <input type="checkbox"/> 土地利用計画平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 排水計画平面図及び断面図 <input type="checkbox"/> 雨水排水計算書 <input type="checkbox"/> 事業区域内に設置する発電設備その他工作物の構造図 <input type="checkbox"/> 資金計画書 <input type="checkbox"/> 保険加入計画書 <input type="checkbox"/> 防災計画書（様式第11号） <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー発電施設撤去後の措置を示した平面図 <input type="checkbox"/> 排水施設及び防災施設の構造図 <input type="checkbox"/> 排水流域図 <input type="checkbox"/> 擁壁の構造計算書 <input type="checkbox"/> 公共施設管理者及び排水先の水利権者の同意書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類等	

既存施設届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

.....  
氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

.....  
電話

.....  
電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例附則第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目		内 容	
事業責任者 (運営会社)	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
維持管理者	商号または名称		
	代表者の役職・氏名		
	事務所の所在地		
	電話番号		
再生可能エネルギー発電施設の名称			
再生可能エネルギー発電施設の区分		太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）			
敷地面積／地目		m <sup>2</sup>	地目：
発電出力		kW	
設置完了（予定）年月日		年	月 日
運転開始（予定）年月日		年	月 日
廃止予定年月日		年	月 日

保険加入の有無	保険の種類	加入の有無	
(有の場合は契約書等の写しの添付をお願いします。)	火災保険	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	地震保険	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	第三者賠償保険	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 既存事業の概要を示した図面 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類		

既存施設変更届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

電話

電子メール

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例附則第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
変更の理由		
変更の内容	変更前	
	変更後	
添付書類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 区域図 <input type="checkbox"/> 変更の理由がわかる書類 <input type="checkbox"/> 既存事業の概要を示した図面 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	

既存事業承継届

年 月 日

福島市長

届出者 住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

.....

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の役職・氏名）

.....

電話.....

電子メール.....

福島市再生可能エネルギー発電施設の適切な設置及び管理に関する条例附則第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

項 目	内 容	
再生可能エネルギー発電施設の名称		
再生可能エネルギー発電施設の区分	太陽光発電施設	風力発電施設
設置場所（代表地番）		
敷地面積／地目	m <sup>2</sup>	地目：
発電出力	kW	
被承継人氏名、住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の役職・氏名並びに主たる事務所の所在地)		
	連絡先	
承継年月日	年 月 日	
承継の理由		
添付書類	<input type="checkbox"/> 承継の事実を証する書類 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	